

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
フリガナ設置者		コクリツダイガクキコウナラコクリツダイガクキコウ 国立大学法人奈良国立大学機構							
フリガナ大学の名称		ナラジョンダイガク 奈良女子大学							
大学本部の位置		奈良県奈良市北魚屋東町							
大学の目的		女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。							
新設学部等の目的		高度情報専門人材の確保に向けた機能強化を目的に、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースの入学定員を12名増員し、第3年次編入学定員を8名増員する。また、文学部・理学部・生活環境学部の編入学定員を大学設置基準に準拠するため、現状の学部全体での定員設定から学科単位の定員設定に改める。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	文学部 [Faculty of Letters]	4年	150人	3年次6人 (240)	632人	学士（文学） 【Bachelor of Arts】	文学関係	平成7年4月第1年次	奈良市北魚屋西町
	人文社会学科 [Department of History, Sociology and Geography]		60人	3年次6人 (0)	252人 (240)	学士（文学） 【Bachelor of Arts】	文学関係	平成7年4月第1年次	
	言語文化学科 [Department of Language and Culture]		50人	3年次5人 (0)	210人 (200)	学士（文学） 【Bachelor of Arts】	文学関係	平成7年4月第1年次	
	人間科学科 [Department of Human Sciences]		40人	3年次5人 (0)	170人 (160)	学士（文学） 【Bachelor of Arts】	文学関係	平成7年4月第1年次	
				学部全体0人 (16)					
	理学部 [Faculty of Science]	4年	135人		560人			平成26年4月第1年次	奈良市北魚屋西町
	数物科学科 [Department of Mathematical and Physical Sciences]		57人	3年次4人 (0)	236人 (228)	学士（理学） 【Bachelor of Science】	理学関係	平成26年4月第1年次	
	化学生物環境学科 [Department of Chemistry, Biology and Environmental Science]		78人	3年次6人 (0)	324人 (312)	学士（理学） 【Bachelor of Science】	理学関係	平成26年4月第1年次	
				学部全体0人 (10)					
	生活環境学部 [Faculty of Human Life and Environment]	4年	157人 (145)		652人 (588)				奈良市北魚屋西町
	食物栄養学科 [Department of Food Science and Nutrition]		35人		140人	学士（生活環境学） 【Bachelor of Human Life and Environment】	家政関係	平成17年4月第1年次	
	心身健康学科 [Department of Health Sciences]		35人	3年次2人 (0)	144人 (140)	学士（生活健康科学） 【Bachelor of Health Science】	家政関係	平成26年4月第1年次	
	住環境学科 [Department of Residential Architecture and Environmental Science]		30人	3年次1人 (0)	122人 (120)	学士（生活環境学） 【Bachelor of Human Life and Environment】	家政関係	平成18年4月第1年次	
	文化情報学科 [Department of Culture and Computer Science]		57人 (45)	9人 (0)	246人 (180)	学士（生活環境学） 【Bachelor of Human Life and Environment】	家政関係	令和4年4月第1年次	
	生活文化学コース [Culture and ...]		30人	3年次1人 (0)	122人 (120)				
	生活情報通信科学コース [Life Computing and Communication Science]		27人 (15)	3年次8人 (0)	124人 (60)				
				学部全体0人 (4)					
	工学部 [Faculty of Engineering]	4年	45人						
	工学科 [Department of Engineering]		45人	3年次10人	200人	学士（工学） 【Bachelor of Engineering】	工学関係	令和4年4月	奈良市北魚屋西町
	計		487人 (475)	48人 (40)	2044人 (1980)				
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程情報衣環境学専攻について情報環境学専攻に名称変更予定（令和6年4月事前相談予定）							

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計					
		一科目	一科目	一科目	一科目	一単位	一単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)		
教授	准教授	講師	助教	計						
新	文学部 人文社会学科	14人 (14)	6人 (6)	0人 (0)	0人 (0)	20人 (20)	0人 (0)	17人 (17)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 5人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	14 (14)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	20 (20)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	14 (14)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	20 (20)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	14 (14)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	20 (20)				
	文学部 言語文化学科	15 (15)	5人 (5)	1人 (1)	1人 (1)	22人 (22)	0人 (0)	19人 (19)		大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	15 (15)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	22 (22)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	15 (15)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	22 (22)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	15 (15)	5 (5)	1 (1)	1 (1)	22 (22)				
	文学部 人間科学科	7人 (7)	3人 (3)	0人 (0)	0人 (0)	10人 (10)	0人 (0)	16人 (16)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 5人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)				
	文学部計	36 (36)	14 (14)	1 (1)	1 (1)	52 (52)	0人 (0)	52人 (52)		
	理学部 数物科学科	13人 (13)	14人 (14)	1人 (1)	1人 (1)	29人 (29)	0人 (0)	13人 (13)		大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	13 (13)	14 (14)	1 (1)	1 (1)	29 (29)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	13 (13)	14 (14)	1 (1)	1 (1)	29 (29)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	13 (13)	14 (14)	1 (1)	1 (1)	29 (29)				
	理学部 化学生物環境学科	16人 (16)	16人 (16)	0人 (0)	2人 (2)	34人 (34)	0人 (0)	16人 (16)	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	16 (16)	16 (16)	0 (0)	2 (2)	34 (34)				
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	小計（a～b）	16 (16)	16 (16)	0 (0)	2 (2)	34 (34)				
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				
	計（a～d）	16 (16)	16 (16)	0 (0)	2 (2)	34 (34)				
	理学部計	29 (29)	30 (30)	1 (1)	3 (3)	63 (63)	0人 (0)	29人 (29)		

設	生活環境学部 食物栄養学科	6人 (6)	2人 (2)	0人 (0)	4人 (4)	12人 (12)	0人 (0)	19人 (19)	大学設置基準別 表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	6 (6)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	12 (12)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	6 (6)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	12 (12)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	6 (6)	2 (2)	0 (0)	4 (4)	12 (12)			
	生活環境学部 心身健康学科	9人 (9)	3人 (3)	1人 (1)	5人 (5)	18人 (18)	0人 (0)	24人 (24)	大学設置基準別 表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	9 (9)	3 (3)	1 (1)	5 (5)	18 (18)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	9 (9)	3 (3)	1 (1)	5 (5)	18 (18)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	9 (9)	3 (3)	1 (1)	5 (5)	18 (18)			
	生活環境学部 住環境学科	3人 (3)	4人 (4)	2人 (2)	1人 (1)	10人 (10)	0人 (0)	19人 (19)	大学設置基準別 表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	10 (10)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	3 (3)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	10 (10)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	3 (3)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	10 (10)			
	生活環境学部 文化情報学科	7人 (7)	6人 (6)	0人 (0)	0人 (0)	13人 (13)	0人 (0)	22人 (22)	大学設置基準別 表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	7 (7)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	13 (13)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	7 (7)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	13 (13)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	7 (7)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	13 (13)			
	生活環境学部計	25 (25)	15 (15)	3 (3)	10 (10)	53 (53)	0人 (0)	84人 (84)	大学設置基準別 表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 11人
	工学部 工学科	11 (11)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	32 (32)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、主要授業科目を担当するもの	11 (11)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	17 (17)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事 する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	11 (11)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	17 (17)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当す るもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事す る者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、か つ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事す る者であって、年間8単位以上の授業科目を担当 するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）	11 (11)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	17 (17)			
	工学部計	11 (11)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	32 (32)	
	分	101 (101)	62 (62)	7 (7)	15 (15)	185 (185)	0 (0)	197 (197)	
	合計	101 (101)	62 (62)	7 (7)	15 (15)	185 (185)	0 (0)	197 (197)	

既 設	なし		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	小計（a～b）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	計（a～d）		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
	分		計		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	合 計		0	0	0	0	0	0	0	
	職 種		専 属		そ の 他		計			
事 務 職 員		43人 (43)		8人 (8)		51人 (51)				
技 術 職 員		-		-		-				
図 書 館 職 員		5 (5)		0 (0)		5 (5)				
そ の 他 の 職 員		-		-		-				
指 導 補 助 者		-		-		-				
計		48 (48)		8 (8)		56 (56)				
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	
	校 舎 敷 地		76,260㎡		0㎡		0㎡		76,260㎡	
	そ の 他		104,050㎡		0㎡		0㎡		104,050㎡	
	合 計		180,310㎡		0㎡		0㎡		180,310㎡	
校 舎		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
		59,979㎡ (59,979㎡)		0㎡ (0㎡)		0㎡ (0㎡)		59,979㎡ (59,979㎡)		
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室		256室		教 員 研 究 室		16室 教室は 大学全体		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 標本	
			冊		種		点		点	
	大学全体		603,828 [164,043] (603,828 [164,043])		334 [211] (334 [211])		19,107 [6,345] (19,107 [6,345])		3,698 [3,698] (3,698 [3,698])	
	計		603,828 [164,043] (603,828 [164,043])		334 [211] (334 [211])		19,107 [6,345] (19,107 [6,345])		3,698 [3,698] (3,698 [3,698])	
スポーツ施設等		スポーツ施設		講 堂		厚生補導施設		大学全体		
		64㎡		1,091㎡		3,917㎡				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	国費による
		教員1人当り研究費等	-	-	-	-	-	-	-	
		共同研究費等	-	-	-	-	-	-	-	
		図 書 購 入 費	-	-	-	-	-	-	-	
		設 備 購 入 費	-	-	-	-	-	-	-	
		学生1人当り 納付金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次		
	学生納付金以外の維持方法の概要		- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				

	大 学 等 の 名 称		奈良女子大学						
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地
既設大学等の状況	文学部	年	人	年次人	人		倍		
	人文社会学科	4	150		632	学士（文学）	1.09	昭和24年度	奈良市北魚屋西町
	言語文化学科	4	60		240	学士（文学）	1.21	平成7年度	
	人間科学科	4	50		200	学士（文学）	0.88	平成7年度	
	（学部共通）	4	40	3年次16	160	学士（文学）	1.25	平成7年度	
	理学部				32				
	数物科学科		135		575	学士（理学）	1.06	昭和28年度	
	化学生物環境学科	4	57		234	学士（理学）	1.05	平成26年度	
	（学部共通）	4	78	3年次10	321	学士（理学）	1.07	平成26年度	
	生活環境学部				20				
	食物栄養学科		145		628	学士（生活環境学）	1.05	平成5年度	情報衣環境学科。生活文化学科は令和4年度より学生募集停止、文化情報学科は令和4年設置
	心身健康学科	4	35		140	学士（生活健康科学）	1.09	平成17年度	
	情報衣環境学科	4	35		145	学士（生活環境学）	1.13	平成26年度	
	住環境学科	4	-		35	学士（生活環境学）	-	-	
	生活文化学科	4	30		125	学士（生活環境学）	1.12	平成18年度	
	文化情報学科	4	-		30	学士（生活環境学）	-	-	
	（学部共通）	4	45	3年次4	135	学士（生活環境学）	1.10	令和4年度	
	工学部				18				
	工学科	4	45	3年次10	145	学士（工学）	1.07	令和4年度	令和4年設置
	大学院人間文化総合科学研究科				1				
	人文社会学専攻（博士前期課程）		236		510	修士（文学）	1.00	昭和56年度	令和2年4月研究科名称変更
	言語文化学専攻（博士前期課程）		24		4	修士（文学）	0.38	平成10年度	
	人間科学専攻（博士前期課程）		18		8	修士（文学）	0.61	平成10年度	
	食物栄養学専攻（博士前期課程）		12		3	修士（文学）	0.96	平成30年度	
	心身健康学専攻（博士前期課程）		13		6	修士（文学）	0.88	平成19年度	
	情報衣環境学専攻（博士前期課程）		22		2	修士（文学）	0.91	平成30年度	
	生活工学共同専攻（博士前期課程）		10		6	修士（文学）	1.30	平成30年度	
	住環境学専攻（博士前期課程）		7		4	修士（文学）	1.79	平成28年度	
	生活文化学専攻（博士前期課程）		13		0	修士（文学）	1.46	平成19年度	
	数物科学専攻（博士前期課程）		9		1	修士（文学）	0.44	平成19年度	
	化学生物環境学専攻（博士前期課程）		28		4	修士（理学）	1.32	平成30年度	
	人文科学専攻（博士後期課程）		42		6	修士（理学）	1.11	平成30年度	
	生活環境科学専攻（博士後期課程）		12		8	修士（理学）	0.72	令和2年度	
	自然科学専攻（博士後期課程）		14		3	博士（文学）	0.38	令和2年度	
	生活工学共同専攻（博士後期課程）		10		6	博士（理学）	0.53	令和2年度	
	（博士後期課程）		2		4	博士（生活環境学）	1.50	平成28年度	
	（博士後期課程）				0	博士（生活工学）			
附属施設の概要	（附属図書館） ○学術情報センター（附属図書館） 所在地：奈良市北魚屋東町 設置年：平成26年 規模等：4,523㎡ 目 的：図書その他の学術情報を収集、管理、提供及びその活用のための教育を行うとともに、学術情報基盤を充実させ、本学の教育、研究、調査等に資することを目的とする。								
	（附属学校） ○附属幼稚園 所在地：奈良市学園北1丁目16番14号 設置年：大正元年 規模等：1,202㎡ 目 的：教育基本法・学校教育法及び幼稚園教育要領に基づいて幼児教育を行い、併せて奈良女子大学と協力した幼児教育に関する研究とその実証及び奈良女子大学学生の教育実習を行うことを目的とする。 ○附属小学校 所在地：奈良市百楽園1丁目7番28号 設置年：明治44年 規模等：3,075㎡ 目 的：教育基本法並びに学校教育法に基づいて初等普通教育を行い、併せて奈良女子大学と協力した教育に関する実証的研究及び奈良女子大学学生の教育実習を行うことを目的とする。 ○附属中等教育学校 所在地：奈良市東紀寺町1丁目60番1号 設置年：明治44年 規模等：6,870㎡ 目 的：教育基本法並びに学校教育法に基づいて中等普通教育並びに高等普通教育を一貫して行い、併せて奈良女子大学と協力して、教育に関する研究とその実践及び奈良女子大学学生の教育実習を行うことを目的とする。								

(注)

1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。

3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。

4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。

6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

7 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人奈良国立大学機構 奈良女子大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度					入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度					入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由	
奈良女子大学								奈良女子大学									
文学部	人文社会学科		60	-	240			文学部	人文社会学科		60	<u>6</u>	<u>252</u>	編入学定員を変更			
文学部	言語文化学科		50	-	200			文学部	言語文化学科		50	<u>5</u>	<u>210</u>	編入学定員を変更			
文学部	人間科学科		40	-	160			文学部	人間科学科		40	<u>5</u>	<u>170</u>	編入学定員を変更			
3年次																	
文学部	(学部共通)		-	16	32			文学部	(学部共通)		-	<u>0</u>	<u>0</u>				
理学部																	
理学部	数物科学科		57	-	228			理学部	数物科学科		57	<u>4</u>	<u>236</u>	編入学定員を変更			
理学部	化学生物環境学科		78	-	312			理学部	化学生物環境学科		78	<u>6</u>	<u>324</u>	編入学定員を変更			
3年次																	
理学部	(学部共通)		-	10	20			理学部	(学部共通)		-	<u>0</u>	<u>0</u>				
生活環境学部																	
生活環境学部	食物栄養学科		35	-	140			生活環境学部	食物栄養学科		35	-	140				
生活環境学部	心身健康学科		35	-	140			生活環境学部	心身健康学科		35	<u>2</u>	<u>144</u>	編入学定員を変更			
生活環境学部	住環境学科		30	-	120			生活環境学部	住環境学科		30	<u>1</u>	<u>122</u>	編入学定員を変更			
生活環境学部	文化情報学科		45	-	180			生活環境学部	文化情報学科		<u>57</u>	<u>9</u>	<u>246</u>	文化情報学科生活情報通信科学コースの入学定員を変更(12)			
3年次																	
生活環境学部	(学部共通 (食物栄養学科を除く))		-	4	8			生活環境学部	(学部共通 (食物栄養学科を除く))		-	<u>0</u>	<u>0</u>	同コースの編入学定員を変更(8)			
工学部																	
工学部	工学科		45	10	200			工学部	工学科		45	10	200				
計			475	40	1980			計			<u>487</u>	<u>48</u>	<u>2044</u>				
奈良女子大学大学院																	
人間文化総合科学研究科	人文社会学専攻	(M)	24	-	48			人間文化総合科学研究科	人文社会学専攻	(M)	24	-	48				
人間文化総合科学研究科	言語文化学専攻	(M)	18	-	36			人間文化総合科学研究科	言語文化学専攻	(M)	18	-	36				
人間文化総合科学研究科	人間科学専攻	(M)	12	-	24			人間文化総合科学研究科	人間科学専攻	(M)	12	-	24				
人間文化総合科学研究科	食物栄養学専攻	(M)	13	-	26			人間文化総合科学研究科	食物栄養学専攻	(M)	13	-	26				
人間文化総合科学研究科	心身健康学専攻	(M)	22	-	44			人間文化総合科学研究科	心身健康学専攻	(M)	22	-	44				
人間文化総合科学研究科	情報衣環境学専攻	(M)	10	-	20			人間文化総合科学研究科	<u>情報環境学専攻</u>	(M)	10	-	20	名称変更			
人間文化総合科学研究科	生活工学共同専攻	(M)	7	-	14			人間文化総合科学研究科	生活工学共同専攻	(M)	7	-	14				
人間文化総合科学研究科	住環境学専攻	(M)	13	-	26			人間文化総合科学研究科	住環境学専攻	(M)	13	-	26				
人間文化総合科学研究科	生活文化学専攻	(M)	9	-	18			人間文化総合科学研究科	生活文化学専攻	(M)	9	-	18				
人間文化総合科学研究科	数物科学専攻	(M)	28	-	56			人間文化総合科学研究科	数物科学専攻	(M)	28	-	56				
人間文化総合科学研究科	化学生物環境学専攻	(M)	42	-	84			人間文化総合科学研究科	化学生物環境学専攻	(M)	42	-	84				
人間文化総合科学研究科	人文科学専攻	(D)	12	-	36			人間文化総合科学研究科	人文科学専攻	(D)	12	-	36				
人間文化総合科学研究科	生活環境科学専攻	(D)	14	-	42			人間文化総合科学研究科	生活環境科学専攻	(D)	14	-	42				
人間文化総合科学研究科	自然科学専攻	(D)	10	-	30			人間文化総合科学研究科	自然科学専攻	(D)	10	-	30				
人間文化総合科学研究科	生活工学共同専攻	(D)	2	-	6			人間文化総合科学研究科	生活工学共同専攻	(D)	2	-	6				
計			(M)	198	-	396		計			(M)	198	-	396			
			(D)	38	-	114					(D)	38	-	114			
合計			236	-	510			合計			236	-	510				





最寄駅：近鉄奈良線「近鉄奈良駅」

JR 大和路線「奈良駅」

最寄駅までのアクセス

- ・ 京都から

近鉄京都線まで近鉄奈良駅まで特急約 35 分、急行 45 分

- ・ 大阪から

JR 大阪環状線(外回り)で鶴橋へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 50 分

- ・ 関西国際空港から

空港バスで近鉄奈良駅まで約 80 分 又は

南海空港急行で難波へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 110 分

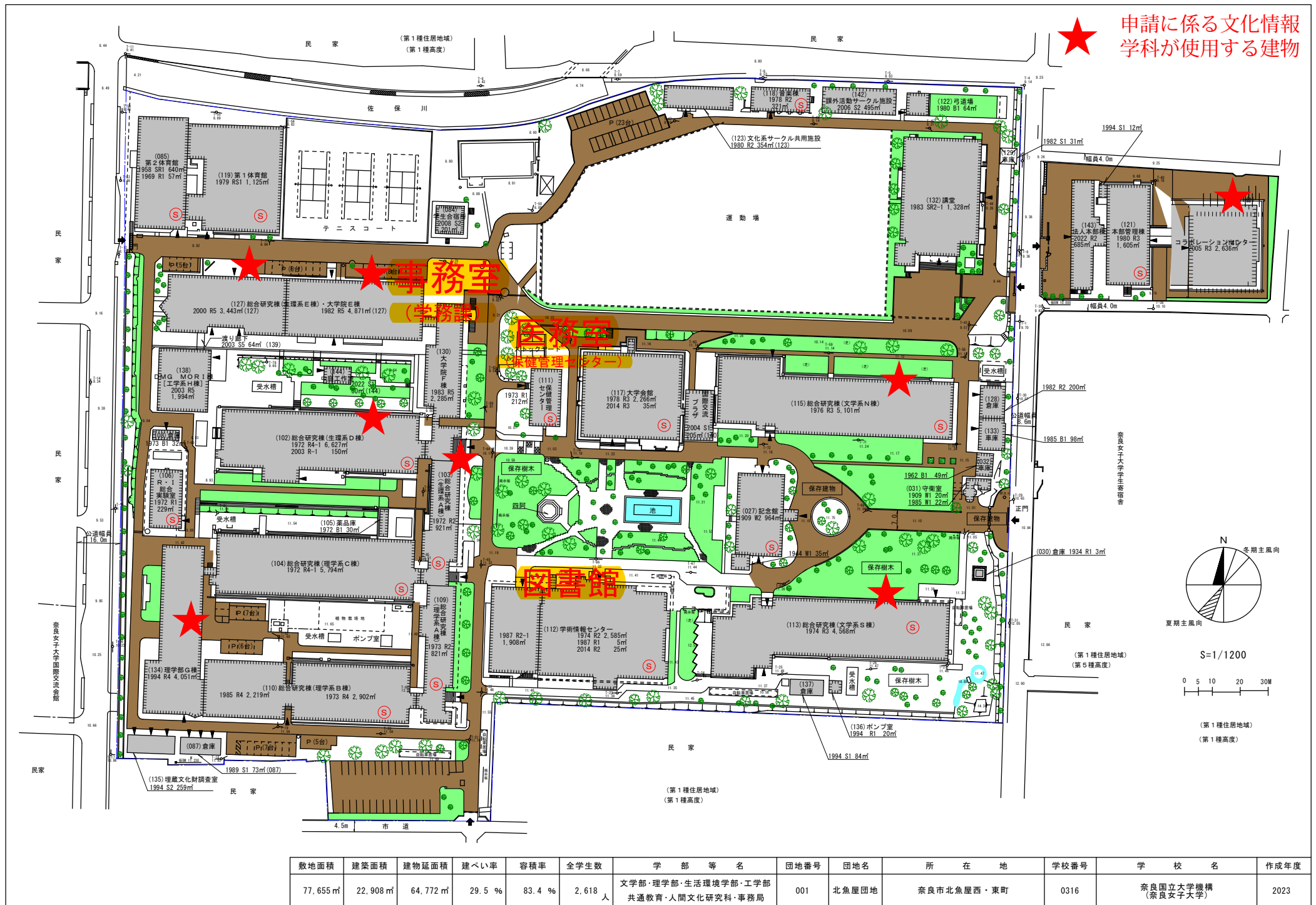
JR 関空快速で天王寺へ、JR 大阪環状線(内回り)で鶴橋へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 100 分

- ・ 大阪空港から

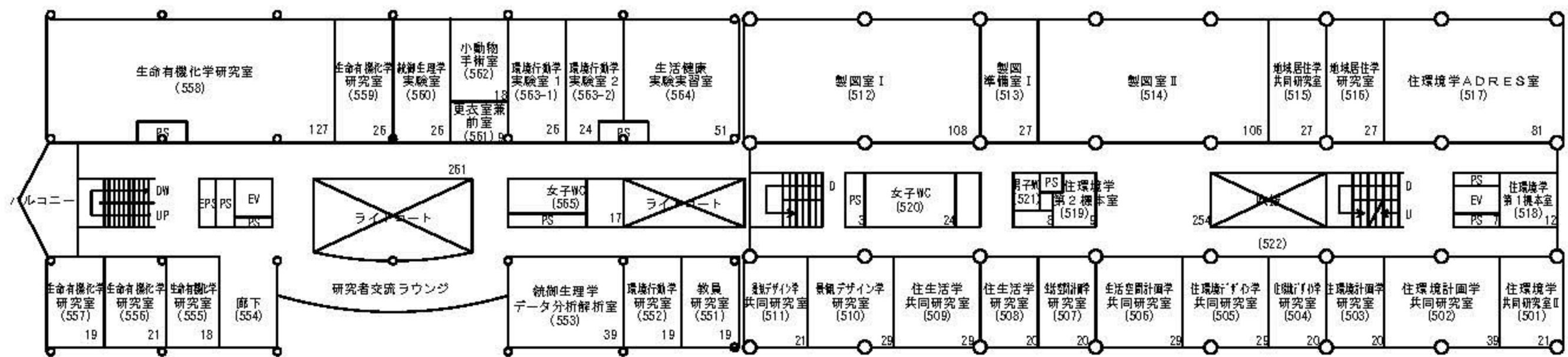
空港バスで近鉄奈良駅まで約 60 分

空港バスで難波へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 70 分

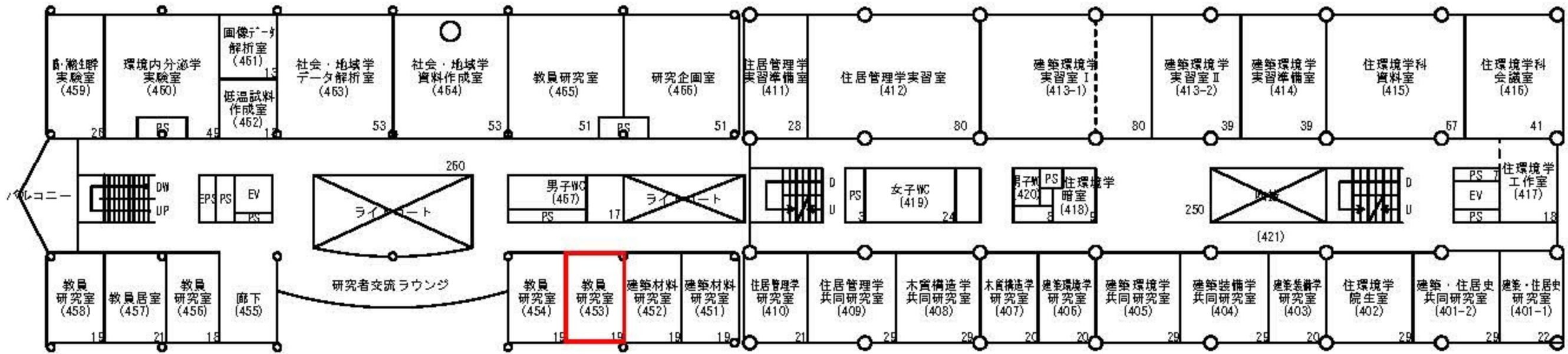
配置図



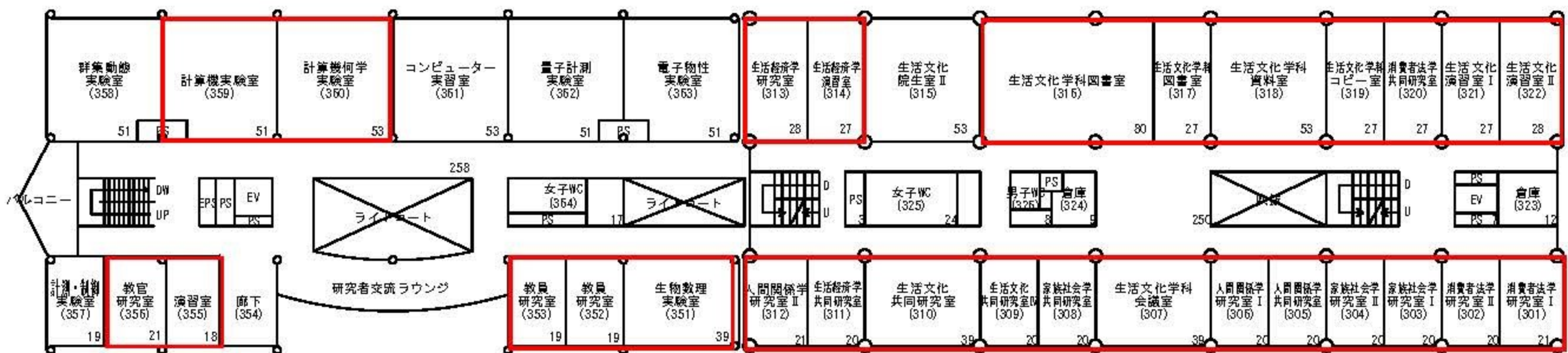
総合研究棟（E棟）



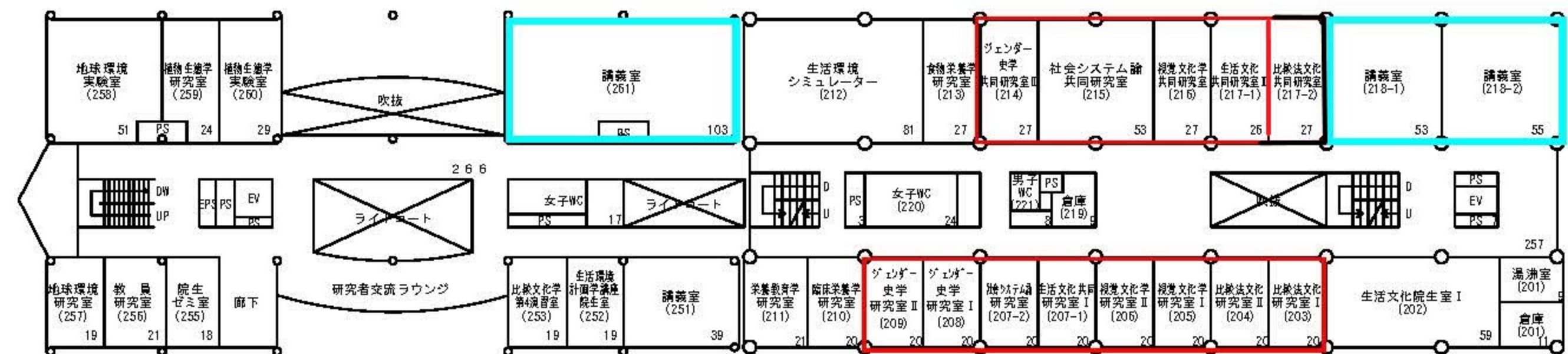
127_生環系E棟 5階平面図



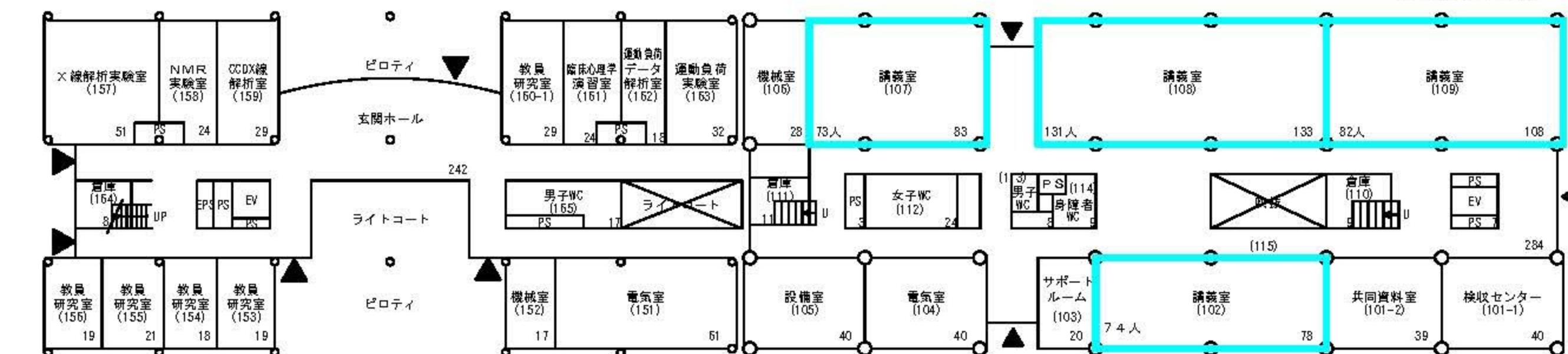
127_生環系E棟 4階平面図



127_生環系E棟 3階平面図



127_生環系E棟 2階平面図



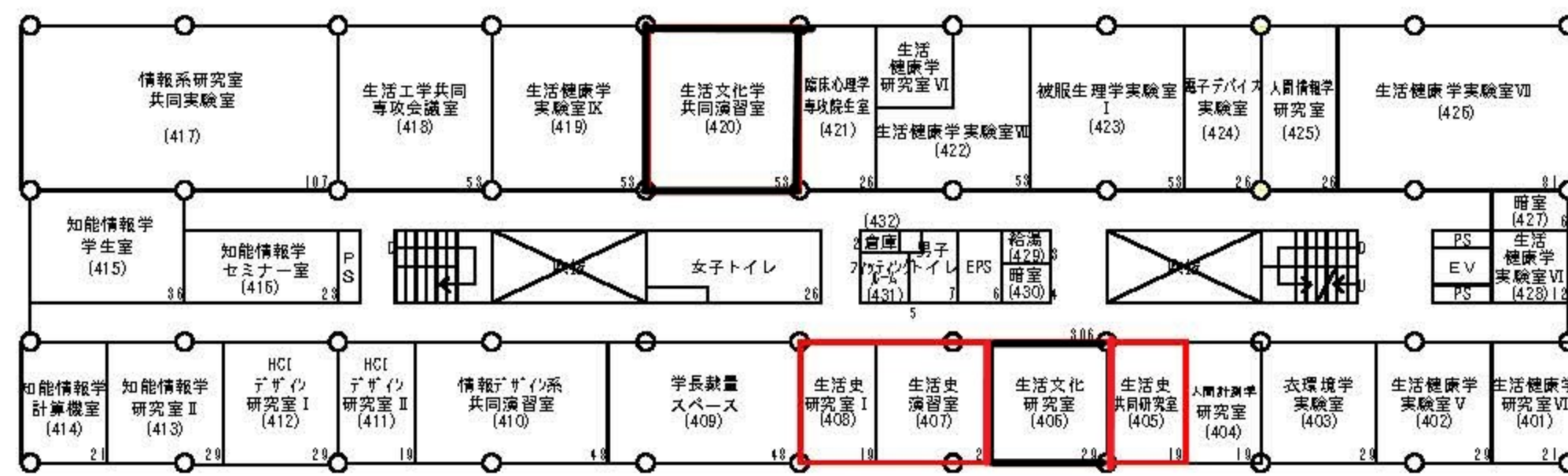
127_生環系E棟 1階平面図

凡例

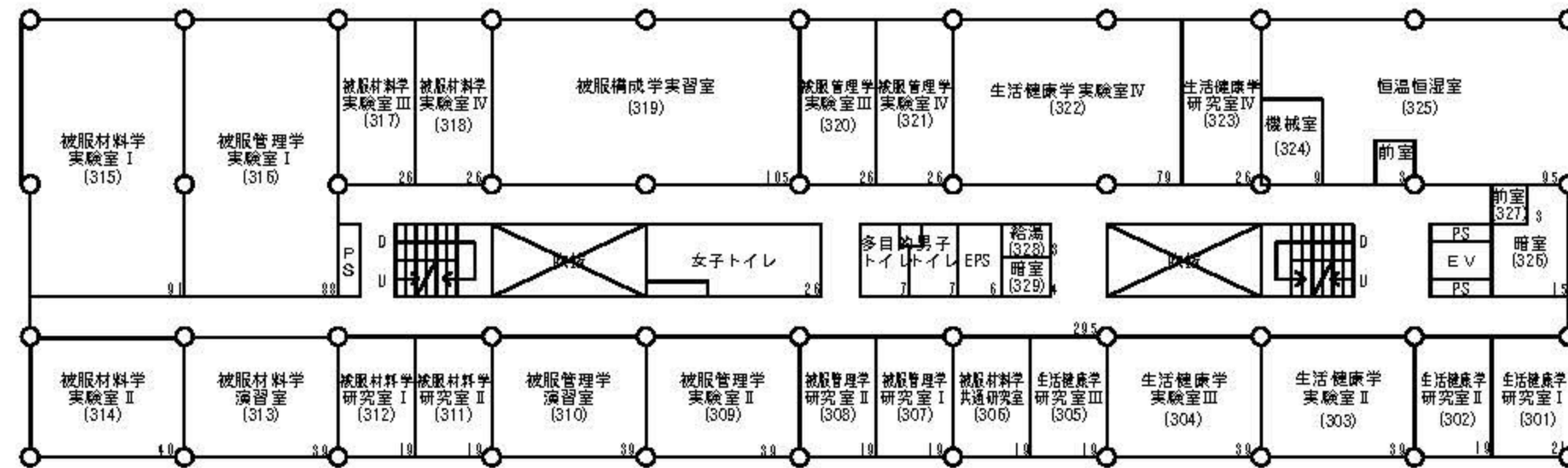
: 当該申請に係る文化情報学科が使用する部分

: 全学で使用する部分

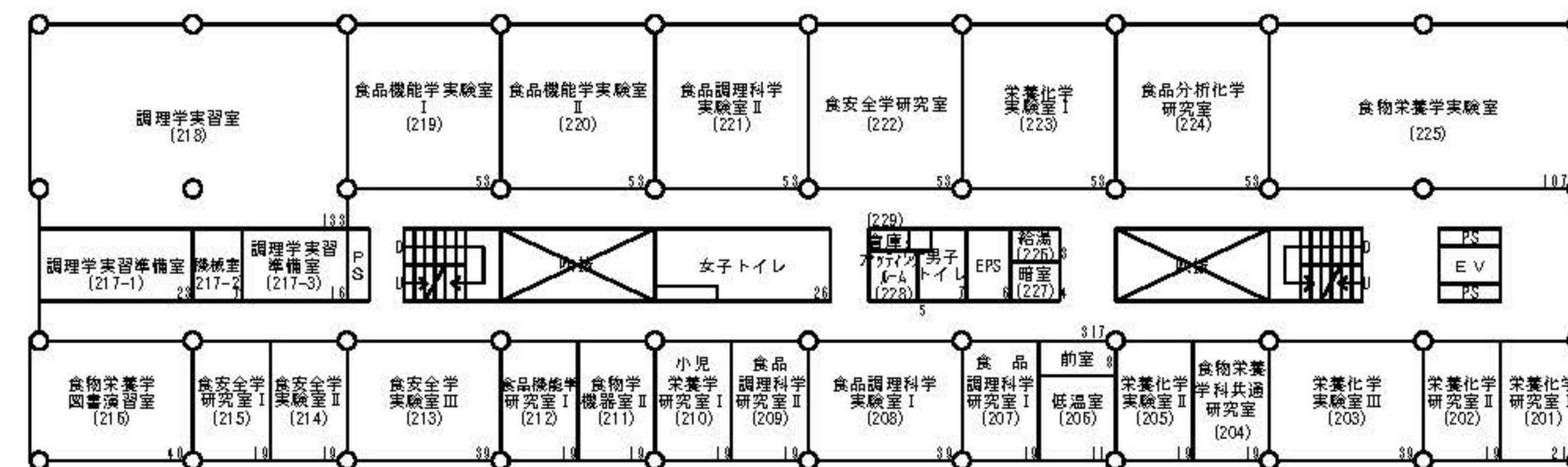
総合研究棟（D棟）



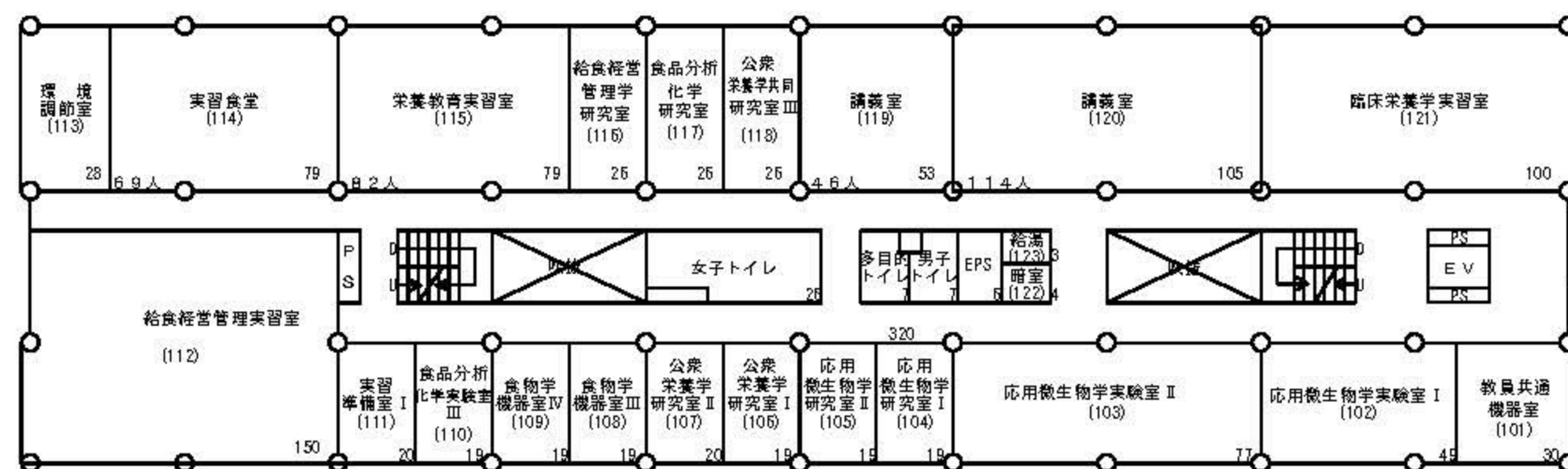
102_生環系D棟 4階平面図



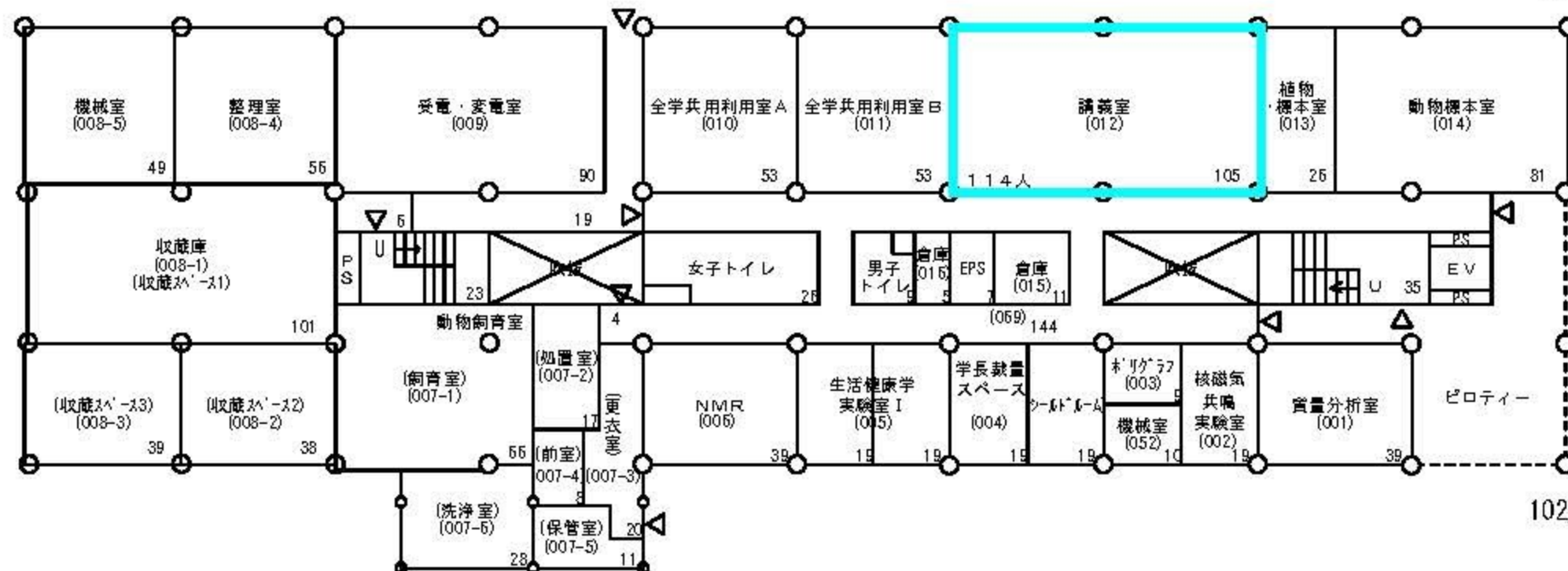
102_生環系D棟 3階平面図



102_生環系D棟 2階平面図



102_生環系D棟 1階平面図



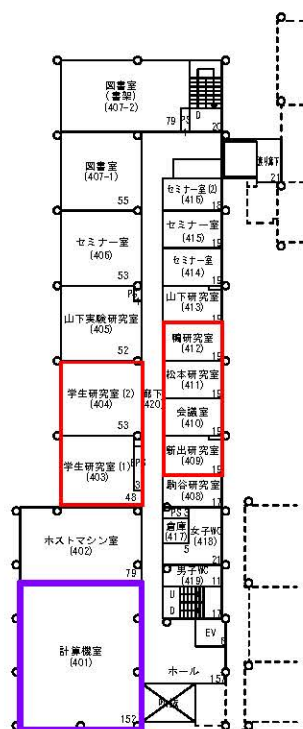
102_生環系D棟 地階平面図

凡例

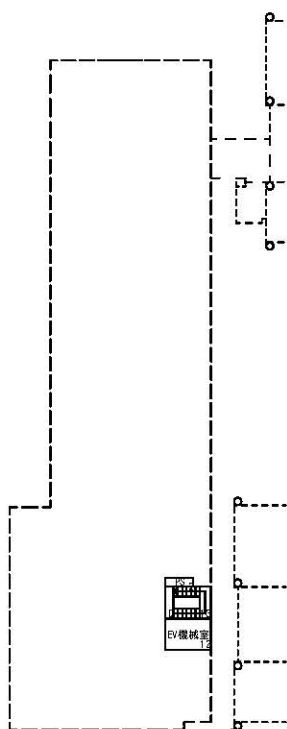
: 当該申請に係る文化情報学科が使用する部分

: 全学で使用する部分

総合研究棟（G棟）



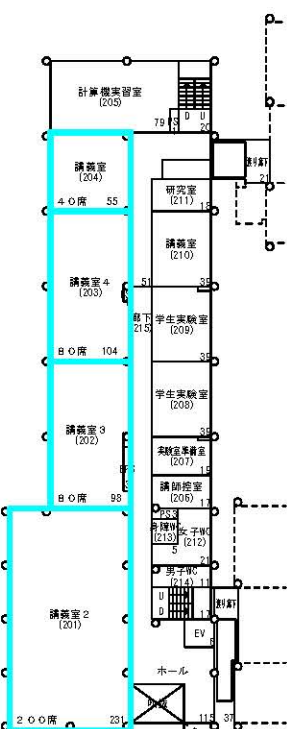
134_理学部G棟 4階平面図



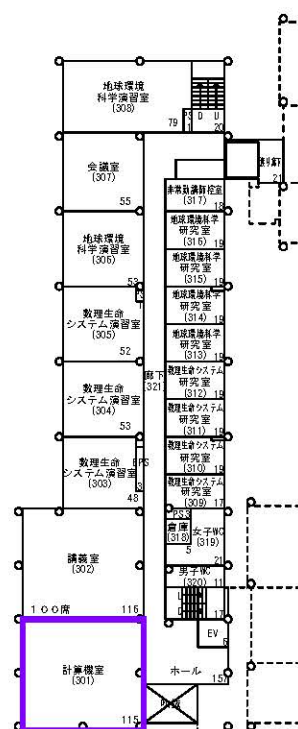
134_理学部G棟 4階平面図



134_理学部G棟 1階平面図



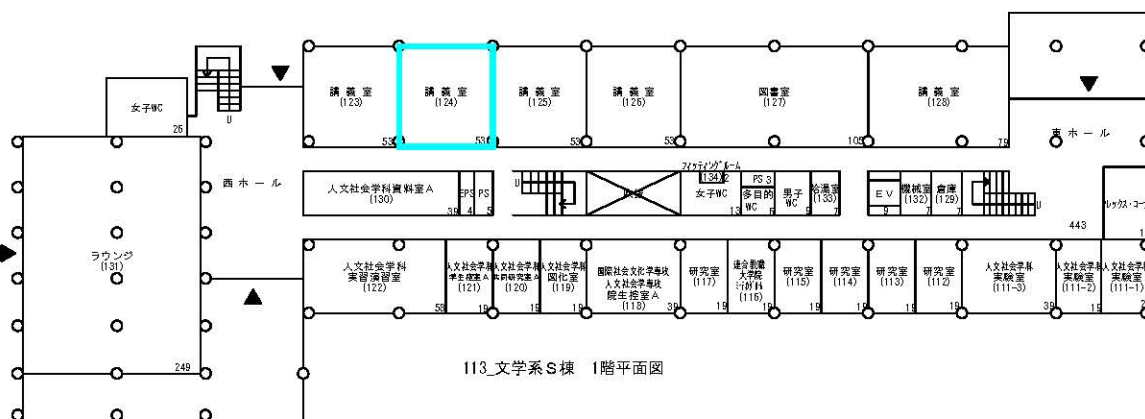
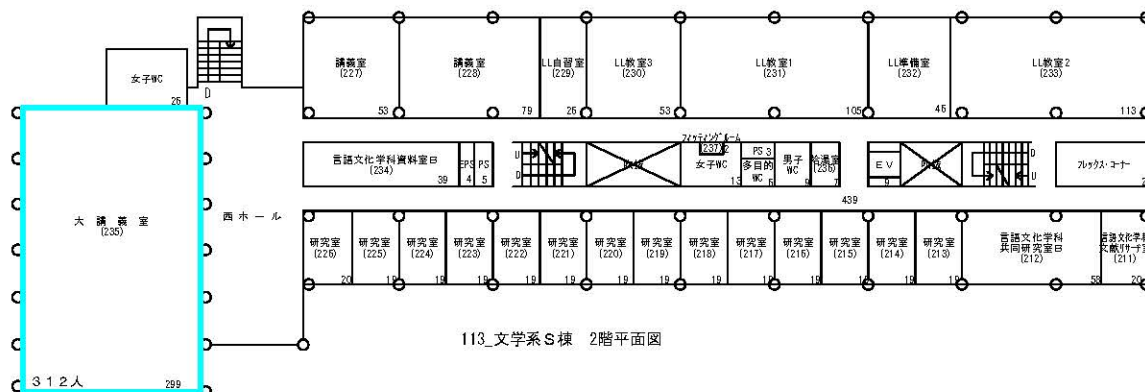
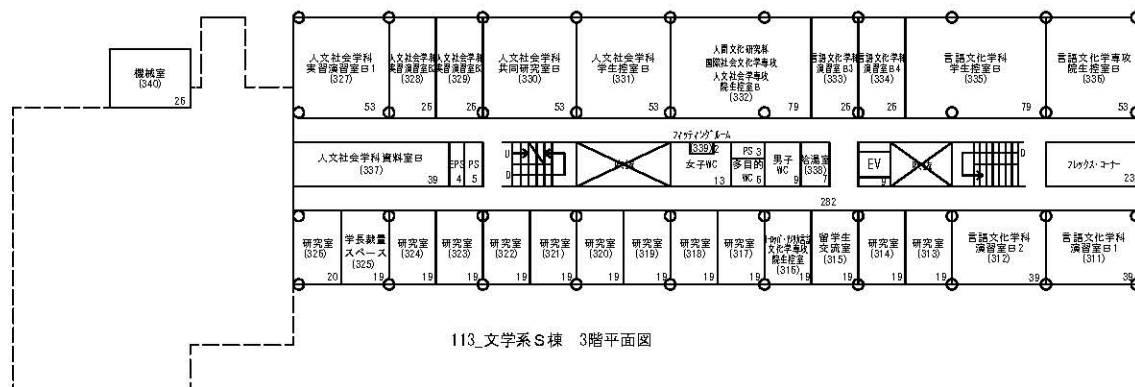
134_理学部G棟 2階平面図



134_理学部G棟 3階平面図

- 凡例
- : 当該申請に係る文化情報学科が使用する部分
 - : 全学で使用する部分
 - : 他学部と共通で使用する部分

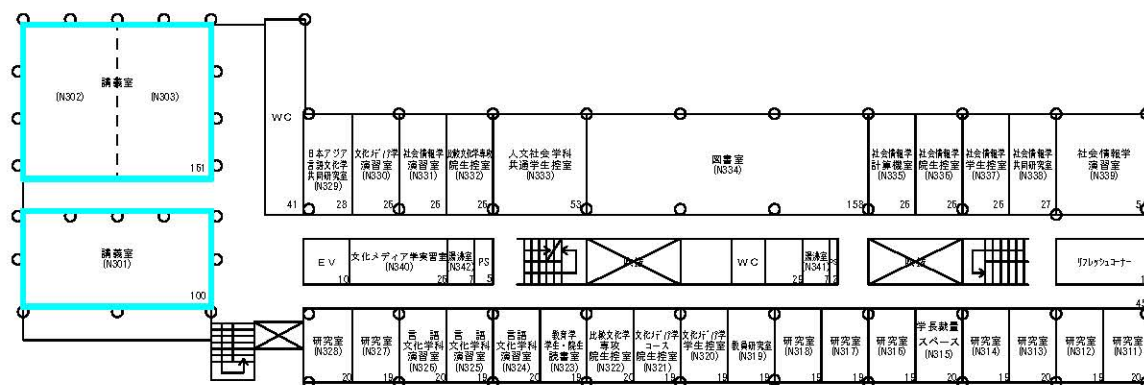
総合研究棟（S棟）



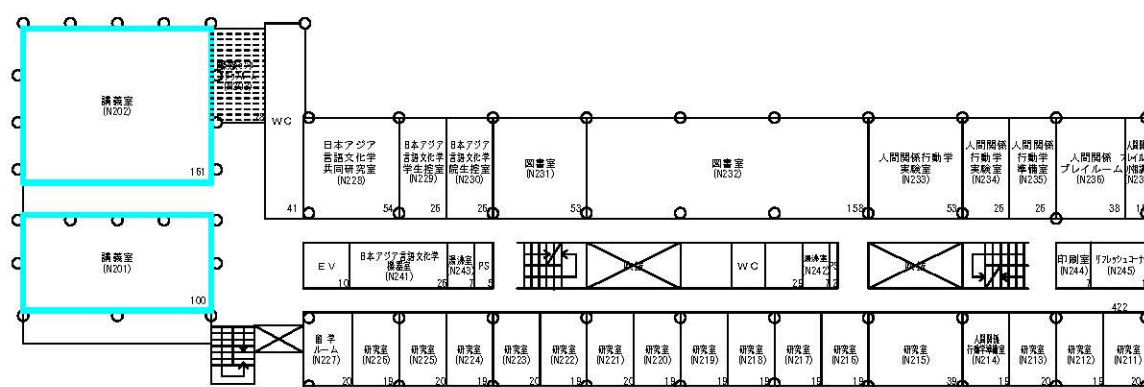
凡例

: 全学で使用する部分

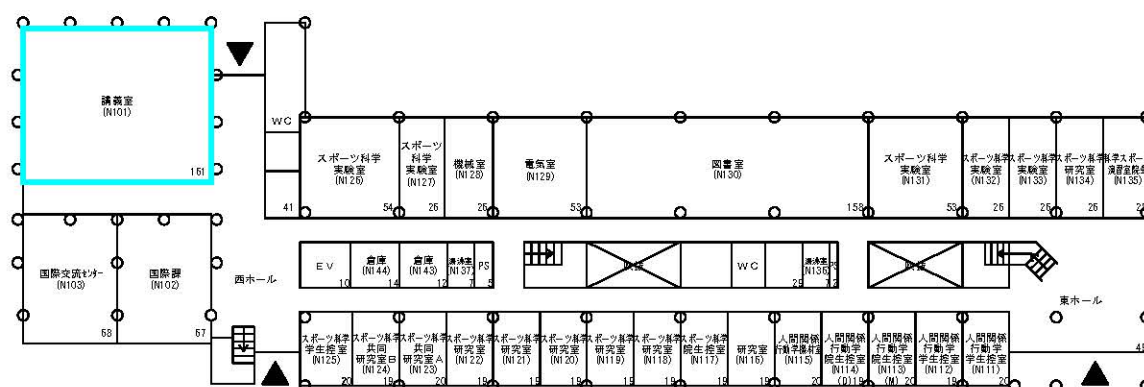
総合研究棟（N棟）



115_文学系N棟 3階平面図



115_文学系N棟 2階平面図

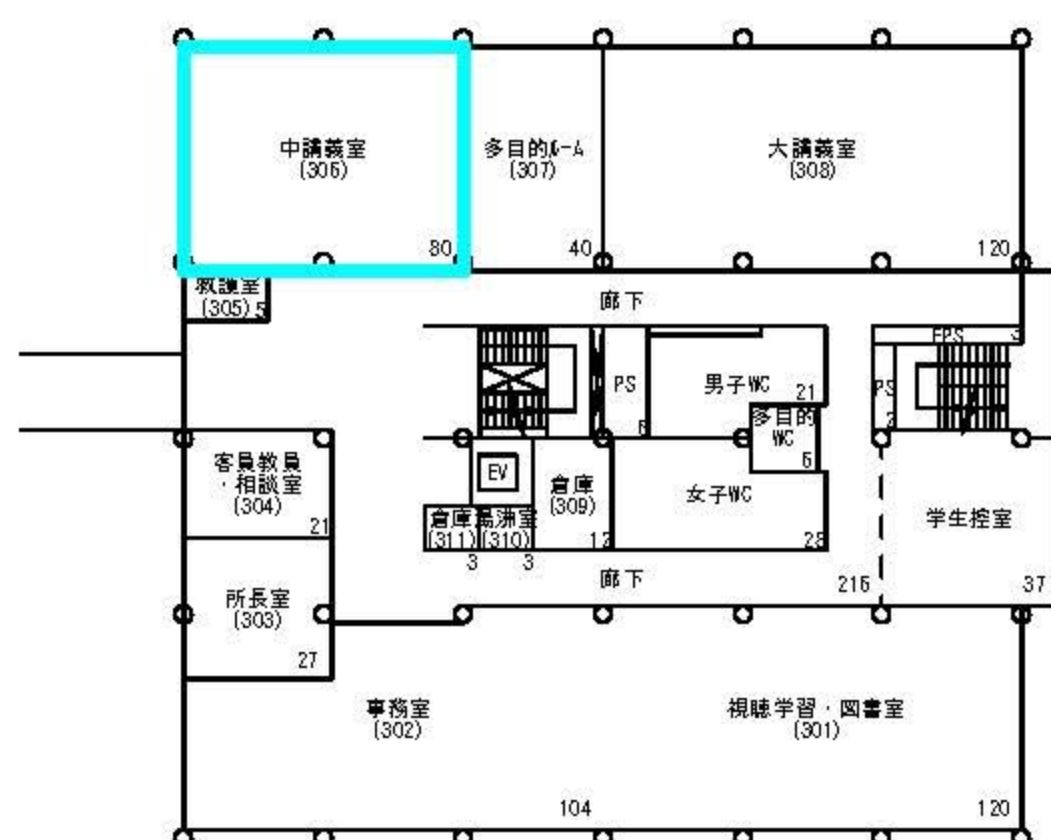


115_文学系N棟 1階平面図

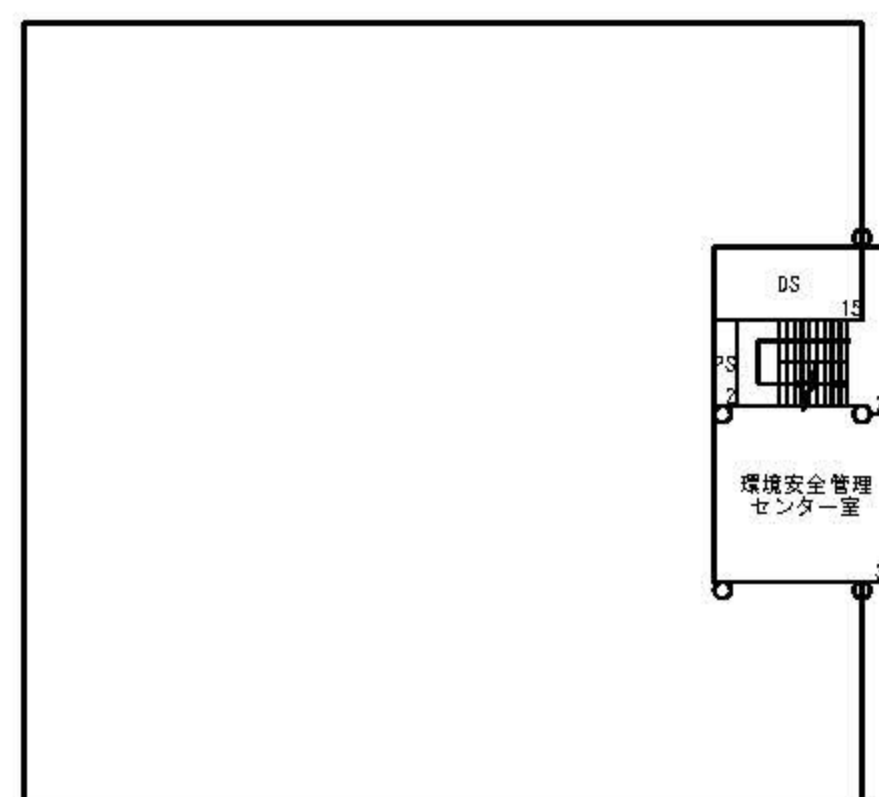
凡例

: 全学で使用する部分

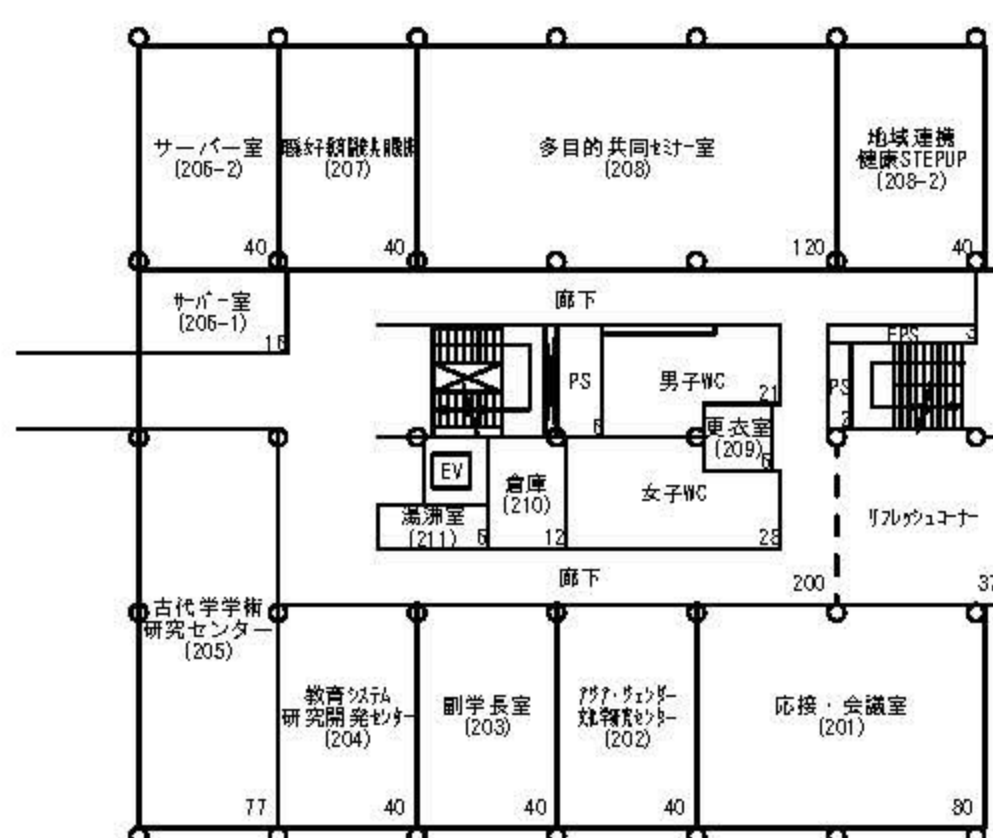
コラボレーションセンター



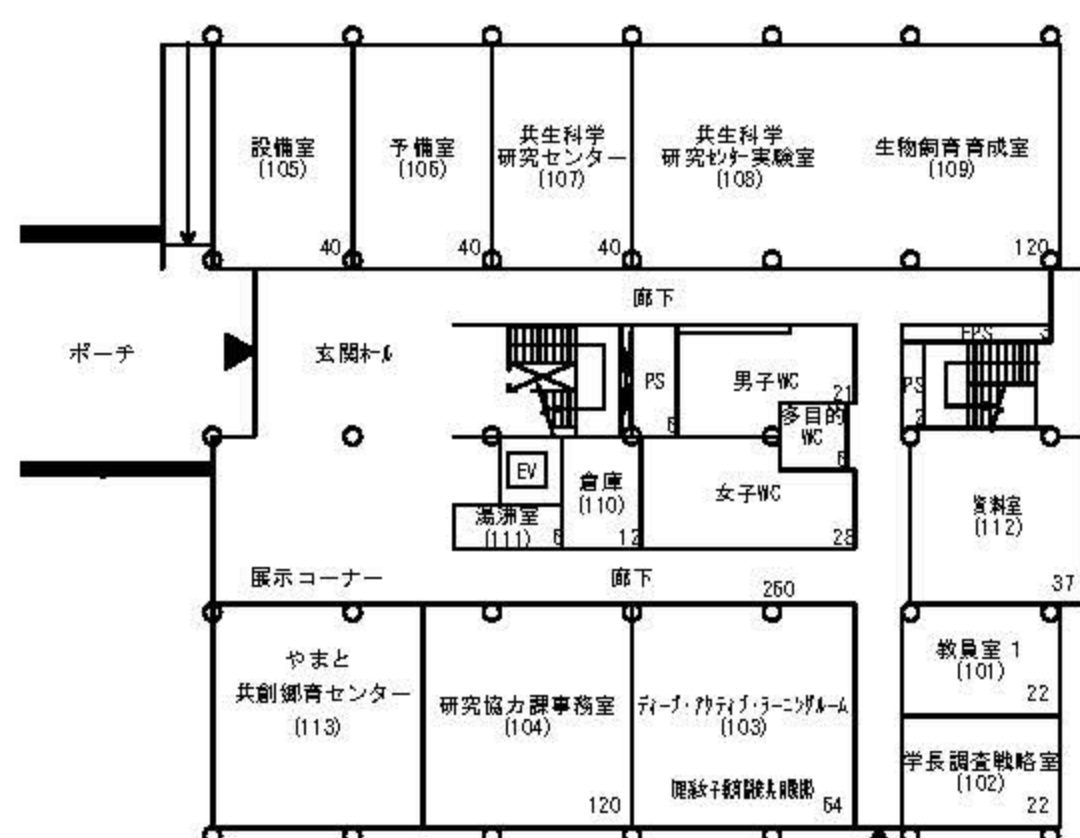
141_コラボレーションセンター 3階平面図



141_コラボレーションセンター PH階平面図



141_コラボレーションセンター 2階平面図



141_コラボレーションセンター 1階平面図

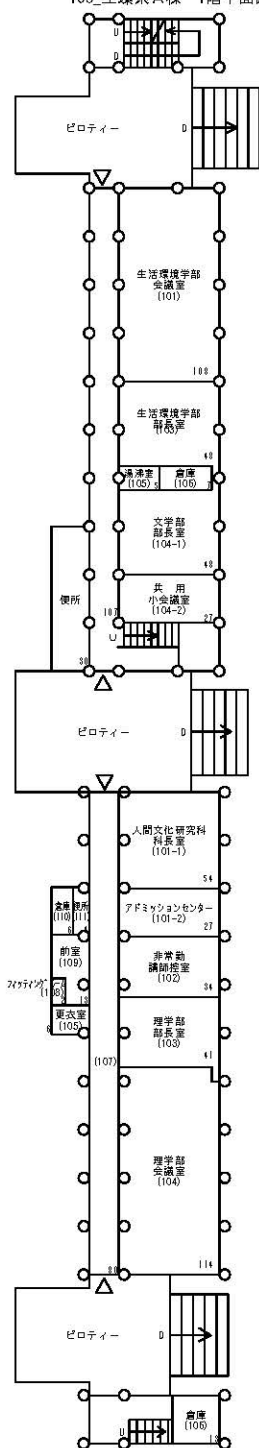
凡例

: 全学で使用する部分

総合研究棟（A棟）

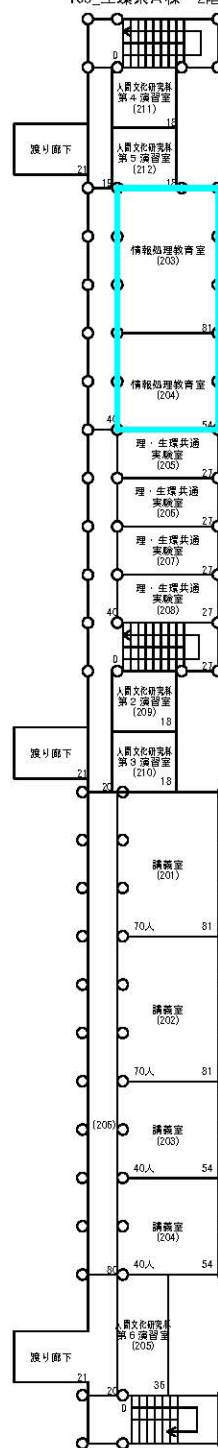


103_生環系A棟 1階平面図



109_理学系A棟 1階平面図

103_生環系A棟 2階平面図

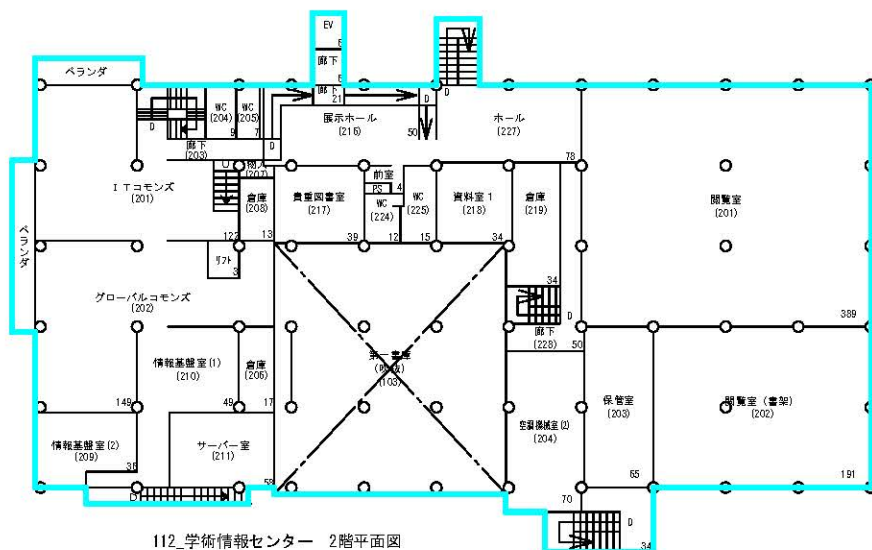


109_理学系A棟 2階平面図

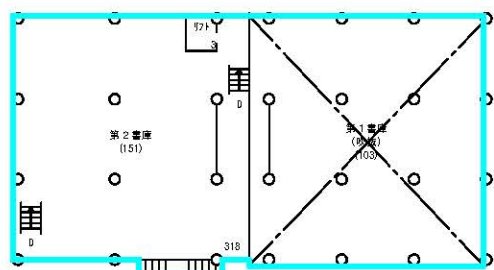
凡例

: 全学で使用する部分

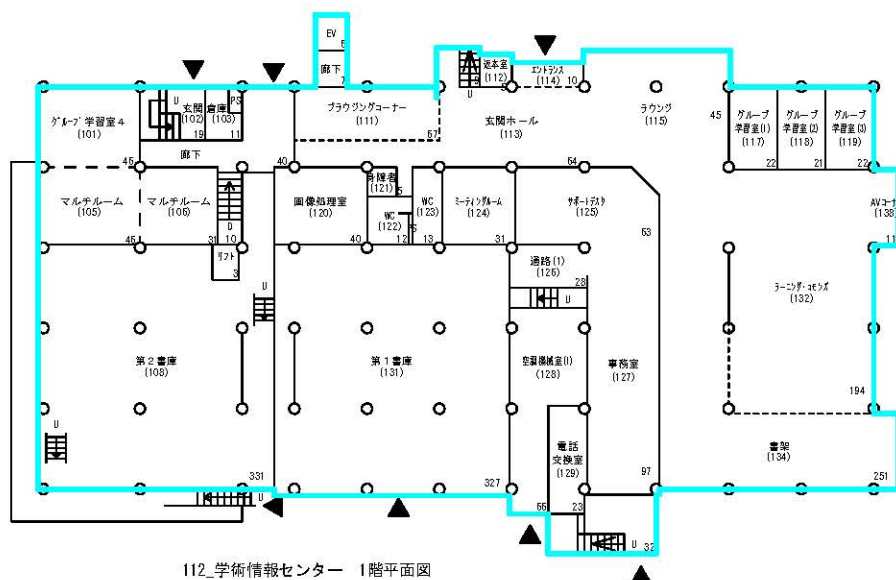
総合研究棟（学術情報センター）



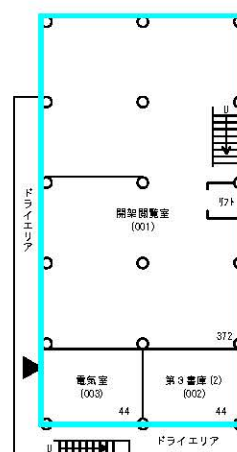
112_学術情報センター 2階平面図



112_学術情報センター 中2階平面図



112_学術情報センター 1階平面図



112_学術情報センター 地階平面図

凡例

: 全学で使用する部分

○奈良女子大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号)

令和 5 年 3 月 15 日女子大学則第 2 号

目次

第 1 章	総則
第 1 節	趣旨及び目的(第 1 条・第 2 条)
第 2 節	自己評価及び教育研究等の状況等の公表(第 3 条・第 4 条)
第 2 章	学部及び大学院(第 5 条―第 7 条)
第 3 章	通則
第 1 節	学年，学期及び休業日(第 8 条―第 10 条)
第 2 節	入学及び入学手続等(第 11 条―第 14 条)
第 3 節	休学，留学，退学，除籍及び再入学(第 15 条―第 21 条)
第 4 節	賞罰(第 22 条・第 23 条)
第 5 節	研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生等(第 24 条―第 29 条)
第 6 節	外国人留学生(第 30 条)
第 7 節	教育職員免許状授与の所要資格の取得(第 31 条)
第 8 節	学生寄宿舍(第 32 条)
第 9 節	検定料，入学料，授業料及び寄宿料(第 33 条―第 46 条)
第 4 章	学部
第 1 節	入学及び編入学等(第 47 条―第 51 条)
第 2 節	修業年限及び在学年限(第 52 条・第 53 条)
第 3 節	授業科目及び履修単位(第 54 条―第 68 条)
第 4 節	成績評価，卒業及び学位の授与(第 69 条―第 71 条)
第 5 章	大学院
第 1 節	入学，進学及び編入学等(第 72 条―第 79 条)
第 2 節	修業年限及び在学年限(第 80 条―第 82 条)
第 3 節	授業科目及び履修単位(第 83 条―第 92 条)
第 4 節	成績評価，課程修了の認定及び学位の授与(第 93 条―第 95 条)
第 6 章	雑則(第 96 条・第 97 条)
附則	

第 1 章	総則
-------	----

第1節 趣旨及び目的

(趣旨)

第1条 この学則は、国立大学法人奈良国立大学機構が設置する奈良女子大学(以下「本学」という。)の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学は、女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2節 自己評価及び教育研究等の状況等の公表

(自己評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第4条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部及び大学院

(学部)

第5条 本学に、次の学部及び学科を置く。

(1) 文学部

人文社会学科

言語文化学科

人間科学科

(2) 理学部

数物科学科

化学生物環境学科

(3) 生活環境学部

食物栄養学科

心身健康学科

住環境学科
文化情報学科

(4) 工学部
工学科

- 2 学部の収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 3 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。
- 4 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院人間文化総合科学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

- 2 研究科は、博士課程とし、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

- 3 博士前期課程に、次の専攻を置く。

人文社会学専攻
言語文化学専攻
人間科学専攻
食物栄養学専攻
心身健康学専攻
情報衣環境学専攻
生活工学共同専攻
住環境学専攻
生活文化学専攻
数物科学専攻
化学生物環境学専攻

- 4 博士後期課程に、次の専攻を置く。

人文科学専攻
生活環境科学専攻
自然科学専攻
生活工学共同専攻

- 5 第3項及び第4項の生活工学共同専攻は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻と共同で実施する。
- 6 研究科の収容定員は、別表第2のとおりとする。

- 7 研究科に研究科長を置き、本学の教授をもって充てる。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
- 8 研究科に関し必要な事項は、別に定める。
(福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科における教育研究の実施)
- 第7条 福井大学に置かれる福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科(以下「連合教職開発研究科」という。)の教育研究の実施に当たって、本学は、福井大学及び岐阜聖徳学園大学とともに協力するものとする。
- 2 前項の連合教職開発研究科に置かれる連合講座は、福井大学及び岐阜聖徳学園大学の教員とともに、本学の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

第3章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季、夏季、冬季及び学年末の休業日

2 前項第三号の休業日は、学長が別に定める。ただし、学部等の事情により、教育上必要がある場合は、学長の承認を得て変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第2節 入学及び入学手続等

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始め1か月以内とする。ただし、特別の必要があり、教育上支障がないと認めたときは、学期の始めとすることができる。

(出願手続)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び
所定の検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第 13 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選
抜を行う。

(入学手続)

第 14 条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の
期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納
付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(第 34 条の規定により入学料
の免除を申請した者及び第 35 条の規定により徴収猶予を申請した者
を含む。)に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、本学の定めるところにより、宣誓しなけれ
ばならない。

第 3 節 休学、留学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第 15 条 病気その他やむを得ない理由で 3 か月以上修学を中止しよう
とする者は、医師の診断書又は理由書を添えて休学を願い出て、学部
長又は研究科長の許可を受けなければならない。

2 休学は、引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事
情があると認められる者には、更に引き続き休学を許可することがあ
る。

3 休学期間は、通算して、学部においては 4 年、大学院の博士前期課
程においては 2 年、博士後期課程においては 3 年を超えることができ
ない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない特別の理由があると認めら
れるときは、教授会の議を経て、学長が更に休学期間の延長を許可す
ることがある。

5 休学期間は、第 53 条、第 80 条第 2 項又は第 81 条第 2 項に定める在
学年限には算入しない。

(休学の措置)

第 16 条 病気その他の理由で修学が不適當と認められる者に対して
は、学部長又は研究科長は、学長の許可を得て、休学を命ずることが
ある。

(休学期間内の復学)

第 17 条 休学期間内でもその理由がなくなったときは、学部長又は研究科長の許可を得て復学することができる。

(外国留学)

第 18 条 第 65 条、第 88 条又は第 89 条の規定により、外国の大学、大学院又は研究機関に留学を志願する者は、教授会の議を経て、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 19 条 退学しようとする者は、理由書を添えて、学長に退学願を提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 53 条、第 80 条第 2 項及び第 81 条第 2 項に定める在学期間を超えても、なお学部定める卒業資格又は大学院定める修了資格を取得できない者
- (2) 第 15 条第 3 項に定める休学期間を超えても、なお修学できない者
- (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、不許可とされた者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項第一号の在学期間には他の大学の在学期間を加えることがある。

(再入学)

第 21 条 第 19 条により本学を退学した者又は前条第 1 項第四号の規定により除籍となった者が、再入学を願い出たときは、別に定めるところにより、相当年次への入学を許可することがある。

第 4 節 賞罰

(表彰)

第 22 条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 23 条 本学の学則に背き、又は学生としての本分に反する行為のあつた者は、当該教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 第5節 研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生等
(研究生)

第24条 学部又は研究科において、特定事項の研究を願い出た者には、当該学部又は研究科において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 大学院の研究生として入学できる者は、女子に限らないものとする。
- 3 その他研究生に関する細則は、別に定める。
(特別研究学生)

第25条 他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)学生で、本学の研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院との事前の協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生として入学できる者は、女子に限らないものとする。
- 3 特別研究学生の在学期間は1年を超えないものとする。ただし、博士後期課程の特別研究学生については、許可を得て在学期間を延長することができる。
- 4 前2項の実施について必要な事項は、研究科教授会が定める。
(聴講生)

第26条 学部又は研究科の授業科目中1科目又は数科目について聴講を願い出た者には、当該学部又は研究科において選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 研究科の聴講生として入学できる者は、女子に限らないものとする。
- 3 その他聴講生に関する細則は、別に定める。
(科目等履修生)

第27条 学部又は研究科の授業科目中1科目又は数科目について履修を願い出た者には、当該学部又は研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 研究科の科目等履修生として入学できる者は、女子に限らないものとする。

3 科目等履修生で履修科目について、試験に合格した者には単位を与える。

4 その他科目等履修生に関する細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 28 条 他の大学及び大学院(外国の大学及び大学院を含む。以下に同じ。)の学生で、本学の学部又は研究科の授業科目の履修を願い出た者には、当該他の大学及び大学院との事前の協議に基づき、当該学部又は研究科において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生として入学できる者は、女子に限らないものとする。

3 特別聴講学生の入学期は毎学期の始めとする。ただし、特別の事情のある者はこの限りでない。

4 特別聴講学生で聴講科目にかかる試験に合格した者には、単位を与える。

5 特に定められた場合を除き、本学学則、規程等は特別聴講学生にも適用し、その他の取扱いについても学生に準ずる。

6 その他特別聴講学生に関する細則は、別に定める。

(委託生)

第 29 条 公の機関又は団体から、その所属職員について、履修科目を定め、学部又は研究科に入学の願い出があったときは、当該学部又は研究科の定めるところにより、研究生、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

第 6 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 30 条 外国人で大学又は大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、学部又は研究科において選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 節 教育職員免許状授与の所要資格の取得

(教育職員免許状授与の所要資格)

第 31 条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の資格を取得させることのできる学部、研究科及び教育職員免許状の種類は、別表第 3 の 1 及び別表第 3 の 2 のとおりとする。

第 8 節 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第 32 条 本学に学生寄宿舍を置く。

2 学生寄宿舍への入舎を希望する者は、許可を受けなければならない。

3 その他学生寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第 33 条 検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額は，奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(以下「費用規程」という。)の定めるところによる。

(入学料の免除)

第 34 条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難と認められる者については，その者の願い出により，審査の上入学料の一部又は全部を免除することがある。

(入学料の徴収猶予)

第 35 条 入学料の納付期限において，納付が困難な者については，願い出により，徴収を猶予することがある。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については，所定の期日まで入学料の徴収を猶予する。

(授業料の納付)

第 36 条 授業料は次の 2 期に分けて納付しなければならない。

前期 5 月末日まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

後期 11 月末日まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第 1 項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申し出により，入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の月割分納)

第 37 条 授業料は，願い出により月割分納を許可することがある。

2 分納の許可を受けた者は，毎月末日までに納付しなければならない。ただし，休業期間中の分は，休業期間前に納付しなければならない。

(授業料の延納)

第 38 条 授業料の納付期において，納付困難な者については，願い出により，延納を許可することがある。

(授業料の免除)

第 39 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、その者の願い出により、審査の上授業料の一部又は全部を免除することがある。

(休学中の授業料)

第 40 条 休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、各期の途中において休学若しくは復学する者の授業料は、各月割をもって徴収する。

(転学、退学、停学又は除籍の場合における授業料)

第 41 条 転学、退学、停学又は除籍の者については、その期の授業料は徴収する。

(研究生等の入学料等)

第 42 条 研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(国費外国人留学生の入学料等)

第 43 条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(特別研究学生及び特別聴講学生の検定料、入学料等)

第 44 条 特別研究学生及び特別聴講学生の検定料及び入学料は徴収しない。授業料は研究生、科目等履修生及び聴講生と同額を徴収する。ただし、次の各号に掲げる者については、授業料を徴収しない。

- (1) 国立大学の大学院に在学中の者
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成 3 年 4 月 11 日文部省学術国際局長裁定)に基づく協定留学生
- (3) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項(平成 8 年 11 月 1 日文部省高等教育局長裁定)に基づく特別聴講学生
- (4) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項(平成 10 年 3 月 10 日文部省高等教育局長裁定)に基づく特別研究学生

(寄宿料の納付)

第 45 条 寄宿料は、所定の期日までに納付しなければならない。

(寄宿料の免除)

第 46 条 特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者については、その者の願い出により、審査の上寄宿料を免除することがある。

第 4 章 学部

第 1 節 入学及び編入学等

(学部の入学資格)

第 47 条 学部に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの(編入学)

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する女子で、本学に編入学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が相当年次への入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学に所定の期間在学し所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

- (5) 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令等で大学に編入学できると定められた者

2 前項各号の一に該当する者で、第 3 年次に編入学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が入学を許可することができる。

(転入学)

第 49 条 他の大学から本学に転学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が相当年次への入学を許可することができる。

(編入学者等にかかる既修得単位等の取扱い)

第 50 条 第 21 条及び前 2 条の規定により入学を許可された者の既修単位の認定及び修業年限等の取扱いについては、別に定める。

(他大学への転学)

第 51 条 本学より他の大学に、転学又は入学しようとする者は、理由を付して、学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

第 2 節 修業年限及び在学年限

(学部の修業年限)

第 52 条 学部の修業年限は、4 年とする。ただし、本学に 3 年以上在学した者が、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合は、その卒業を認めることができる。

2 大学の学生以外の者として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、前項の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

3 前各項の取扱いについては、別に定める。

(在学年限)

第 53 条 在学年限は、8 年を超えることができない。

第 3 節 授業科目及び履修単位

(授業科目及び授業方法)

第 54 条 本学において開設する授業科目は、教養教育科目(外国語科目、保健体育科目等からなる基礎科目群及び教養科目群等)、専門教育科目及びキャリア教育科目とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところ(平成 13 年文部科学省告示第 51 号)により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第 2 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 55 条 前条に規定する授業科目のほか、外国人留学生のための日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

2 前項の詳細については、別に定める。

(帰国子女等への準用)

第 56 条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

(卒業の要件となる単位数)

第 57 条 卒業に必要な単位は 124 単位以上とし、詳細は学部でこれを定める。

2 前項の卒業に必要な単位を定める場合は、教養教育科目及び専門教育科目について次の各号に定める基準以上の単位を含めるものとする。

(1) 教養教育科目

外国語科目 8 単位及び保健体育科目 2 単位を含め基礎科目群から 12 単位以上、教養科目群から 10 単位以上を含めて基礎科目群と教養科目群の計 30 単位を基準とする。ただし、基礎科目群の超過単位は、各学部の定めるところにより教養科目群の単位とすることができる。

(2) 専門教育科目

60 単位を基準とする。

3 前項第一号の保健体育科目の 2 単位は、実習をもって充てる。

- 4 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第54条第3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(他学科，他学部専門教育科目の履修)

第58条 学生は，他の学科及び他の学部の開設する専門教育科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は，前条第2項第二号による単位に加算する。

(教育プログラム)

第59条 学生は，本学の各教育課程が定める教育プログラムを履修することができる。

- 2 前項のほか，学生は，第54条及び第55条に定める科目の履修による特定の教育プログラムを履修することができる。

- 3 前2項の教育プログラムについては，別に定める。

(単位の計算方法等)

第60条 授業科目の単位計算方法は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準によるものとする。

- (1) 講義については，15時間の講義をもって1単位とする。
 - (2) 演習については，15時間から30時間までの範囲で学部が定める時間の演習をもって1単位とする。
 - (3) 実験及び実習については，30時間から45時間までの範囲で学部が定める時間の実験及び実習をもって1単位とする。
 - (4) 一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず，外国語科目及び保健体育科目の実習については，30時間をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を別に定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第 61 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位計算の特例)

第 62 条 第 55 条及び第 56 条に規定する科目のうち、講義については、第 60 条第 1 項第一号の規定にかかわらず教育効果を考慮して必要があるときは、30 時間の講義をもって 1 単位とすることができる。

(単位の授与)

第 63 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(連携開設科目の履修)

第 64 条 学部は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 19 条の 2 に規定する連携開設科目において修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 連携開設科目に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 65 条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 66 条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 67 条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 65 条及び第 66 条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(所属学部又は学科の変更)

第 68 条 所属学部又は学科の変更を願い出る者のあるときは、別に定めるところにより、許可することがある。

第 4 節 成績評価、卒業及び学位の授与

(成績評価)

第 69 条 成績評価については、別に定める。

(卒業の認定)

第 70 条 学部長は、本学に第 52 条に定める期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得し、かつ学部の定める卒業要件を満たした者には、当該課程を修めたことを認める。

(学位の授与)

第 71 条 学長は前条により認定された者には、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与については、奈良女子大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

第 5 章 大学院

第 1 節 入学、進学及び編入学等

(博士前期課程の入学資格)

第 72 条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者
- (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの(博士後期課程の入学資格)

第 73 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 3 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(博士後期課程への進学)

第74条 本学大学院の博士前期課程から引き続き博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の博士後期課程に入学する者についても、進学として取り扱うものとする。
(進学手続き)

第75条 前条に規定する進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- 2 前項に規定する者については、検定料及び入学料は徴収しない。
(博士前期課程修了後の他専攻への入学)

第76条 本学大学院の博士前期課程を修了し、更に同課程の他の専攻に入学を志願する者については、収容定員を考慮の上、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。
(他大学大学院への転学)

第77条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、研究科教授会の議を経て、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。
(他大学大学院からの転入学)

第78条 他の大学の大学院学生で本学大学院に転入学しようとする者があるときは、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。
(転専攻)

第79条 所属専攻の変更を願い出る者のあるときは、研究科教授会の議を経て、学長が転専攻を許可することがある。

第2節 修業年限及び在学年限

(博士前期課程の標準修業年限)

第80条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士前期課程の在学年限は、4年を超えることができない。

(博士後期課程の標準修業年限)

第81条 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 博士後期課程の在学年限は、6年を超えることができない。

(長期履修制度)

第82条 前2条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第3節 授業科目及び履修単位

(授業科目)

第83条 博士前期課程及び博士後期課程における授業科目は、別に定める。

(博士前期課程の修了要件となる単位数等)

第84条 博士前期課程における修了に必要な単位は30単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。

(博士後期課程の修了要件となる単位数等)

第85条 博士後期課程における修了に必要な単位は12単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。

(単位の計算方法等)

第86条 研究科における授業科目に係る単位の計算方法等については、第60条の規定を準用する。

(単位の授与)

第87条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における授業科目の履修等)

第88条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との事前の協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により外国の大学院との事前の協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により学生が他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において修得した単位は、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第84条及び第85条に規定する単位に充当することができる。

3 前項の規定にかかわらず、奈良女子大学ダブルディグリー・プログラムに基づく外国人留学生が、外国の協定大学の大学院において修得した単位の認定については、別に定める。

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における研究指導)

第89条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)又は研究所等(外国の研究機関を含む。)(以下「当該大学院等」という。)との事前の協議に基づき、学生に当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第90条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位(大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。)を、博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第84条及び第85条に規定する単位に充当することができる。

(教育方法の特例)

第91条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期履修学生の取扱い)

第92条 学生が長期履修学生として教育課程を履修しようとするときは、研究科教授会の議を経て学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

3 長期履修学生にかかる授業料等については、費用規程の定めるところによる。

第4節 成績評価、課程修了の認定及び学位の授与

(成績評価)

第93条 成績評価については、別に定める。

(課程修了の認定)

第 94 条 本学に所定の期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、人間文化総合科学研究科長は当該課程を修めたことを認める。

(学位の授与)

第 95 条 学長は、博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位の授与については、学位規程の定めるところによる。

第 6 章 雑則

(学則の制定・改廃)

第 96 条 この学則の制定及び改廃は、経営協議会及び教育研究評議会の議に基づき、役員会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 97 条 この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則施行の日の前日において、旧奈良女子大学に在学する学生は、この学則施行の日において本学に在学するものとし、その者に係る教育課程及び履修その他教育上必要な事項については、なお従前の例による。

3 この学則の別表第 2 の規定にかかわらず、博士後期課程の平成 16 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程・専攻		平成 16 年度
		収容定員
博士後期	人間環境科学専攻	15
	複合領域科学専攻	15
	比較文化学専攻	36
	社会生活環境学専攻	30
課程	共生自然科学専攻	30
	複合現象科学専攻	16
計		142

附 則(平成 16 年 12 月 24 日規程第 163 号)

この学則は、平成 16 年 12 月 24 日から施行し、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日規程第 247 号)

この学則は、平成 17 年 3 月 17 日から施行し、平成 17 年 2 月 28 日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日規程第 248 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、生活環境学部生活環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、生活環境学部における平成 17 年度から平成 19 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
生活環境学部	生活環境学科	210	140	70
	食物栄養学科	35	70	105
	生活健康・衣環境学科	40	80	120
	人間環境学科	275	270	265
	第 3 年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	20
	計	580	580	580

備考 別表第 1 中編入学には転学を含むものとする。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日規程第 12 号)

この学則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。ただし、別表第 1 については、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日規程第 82 号)

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日規程第 39 号)

この学則は、平成 17 年 11 月 25 日から施行する。
附 則(平成 17 年 12 月 22 日規程第 66 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(平成 17 年 12 月 22 日規程第 67 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行し、平成 17 年 9 月 9 日から適用する。ただし、第 66 号第五号の改正規定については、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。
附 則(平成 18 年 1 月 27 日規程第 73 号)

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2 この学則施行前から引き続き在学する者の授業科目及び単位の取扱いについては、この学則による改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 73 条、第 76 条第 2 項及び第 77 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則(平成 18 年 2 月 24 日規程第 76 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 18 年 3 月 17 日規程第 100 号)

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、生活環境学部人間環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、生活環境学部における平成 18 年度から平成 20 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活環境学部	生活環境学科	140	70	0
	食物栄養学科	70	105	140
	生活健康・衣環境学科	80	120	160
	人間環境学科	205	135	65

	住環境学科	35	70	105
	生活文化学科	30	60	90
	第3年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	20
	計	580	580	580

附 則(平成18年6月23日規程第15号)

この規程は、平成18年6月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成18年12月22日規程第36号)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第18条の規定にかかわらず、博士前期課程生活環境学専攻及び人間環境学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第1の規定にかかわらず、理学部における平成19年度から平成21年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成19年度	平成20年度	平成21年度
理学部	数学科	120	120	120
	物理科学科	155	150	145
	化学科	125	130	135
	生物科学科	140	140	140
	情報科学科	160	160	160
	第3年次編入	20	20	20
	計	720	720	720

- 4 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、博士前期課程における平成19年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程・専攻		平成19年度
博士前期課程	国際社会文化学専攻	48

	言語文化学専攻	48
	人間行動科学専攻	36
	生活環境学専攻	22
	人間環境学専攻	22
	食物栄養学専攻	11
	生活健康・衣環境学専攻	13
	住環境学専攻	11
	生活文化学専攻	9
	数学専攻	28
	物理科学専攻	30
	化学専攻	26
	生物科学専攻	32
	情報科学専攻	24
	計	360

附 則(平成 19 年 2 月 23 日規程第 90 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 22 日規程第 4 号)

この学則は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 12 日規程第 5 号)

この学則は、平成 19 年 7 月 12 日から施行し、平成 19 年 6 月 25 日から適用する。

附 則(平成 19 年 12 月 19 日規程第 25 号)

この学則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 78 条第 1 項第四号の改正規定については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規程第 32 号)

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、文学部国際社会文化学科及び人間行動科学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規程第 75 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 3 月 25 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 4 の 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規程第 76 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表 4 の 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規程第 37 号)

この学則は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 19 日規程第 53 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 16 日規程第 64 号)

この学則は、平成 23 年 2 月 16 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 18 日規程第 48 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規程第 65 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規程第 87 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 22 日規程第 105 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表 4 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 21 日規程第 124 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 26 日規程第 3 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、附属学校における平成 24 年度から平成 28 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

附属学校	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
附属幼稚園	156	152	150	150	150
附属小学校	470	460	450	440	430
附属中等教育学校	720	720	720	720	720

附 則(平成 26 年 1 月 24 日規程第 81 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日規程第 90 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、理学部数学科、物理科学科、化学科、生物科学科、情報科学科及び生活環境学部生活健康・衣環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者及び施行日以降にこれらの学科の在籍者が属する年次に入学者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、文学部、理学部及び生活環境学部における平成 26 年度から平成 28 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度
文学部	人文社会学科	240	240	240
	言語文化学科	200	200	200
	人間科学科	190	180	170
	第 3 年次編入	40	40	36
	計	670	660	646
理学部	数学科	90	60	30
	物理科学科	105	70	35
	化学科	105	70	35
	生物科学科	105	70	35
	情報科学科	120	80	40
	数物科学科	63	126	189
	数学コース	(23)	(46)	(69)
	物理学コース	(27)	(54)	(81)
	数物連携コース	(13)	(26)	(39)
	化学生命環境学科	87	174	261
	第 3 年次編入	20	20	20
	計	695	670	645
生活環境学部	食物栄養学科	140	140	140
	生活健康・衣環境学科	120	80	40
	心身健康学科	40	80	120
	生活健康学コース	(16)	(32)	(48)
	スポーツ健康科学コース	(12)	(24)	(36)
	臨床心理学コース	(12)	(24)	(36)
	情報衣環境学科	35	70	105
	衣環境学コース	(18)	(36)	(54)
	生活情報通信科学コース	(17)	(34)	(51)

	住環境学科	140	140	140
	生活文化学科	120	120	120
	第3年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	24
	計	615	650	689

- 4 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第18条の規定にかかわらず、博士前期課程生活健康・衣環境学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、博士前期課程における平成26年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

	課程・専攻		平成26年度
	人間文化研究科 博士前期課程	国際社会文化学専攻	48
		言語文化学専攻	48
		人間行動科学専攻	36
		食物栄養学専攻	22
		生活健康・衣環境学専攻	13
		心身健康学専攻	25
		住環境学専攻	22
		生活文化学専攻	18
		数学専攻	28
		物理科学専攻	28
		化学専攻	28
		生物科学専攻	32
		情報科学専攻	24
		計	372

- 6 平成26年3月31日現在において本学に在籍する者及び同在籍者が属する年次に平成26年4月1日以降に入学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第4の1及び別表第4の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規程第 63 号)

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、附属学校における平成 27 年度から平成 28 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

附属学校	平成 27 年度	平成 28 年度
附属幼稚園	156	144
附属小学校	440	430
附属中等教育学校	720	720

附 則(平成 27 年 11 月 27 日規程第 60 号)

この学則中、第 24 条の 5 の改正規定については、平成 27 年 12 月 1 日、その他の規定は、平成 27 年 11 月 27 日から施行する。ただし、第 25 条第 1 項第六号の改正規定については、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 29 日規程第 83 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日規程第 90 号)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 2 の規定にかかわらず、人間文化研究科における平成 28 年度及び平成 29 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

	課程・専攻		平成 28 年度	平成 29 年度
	人間文化 研究科 博士前期課程	国際社会文化学専攻	48	48
		言語文化学専攻	42	36
		人間行動科学専攻	34	32
		食物栄養学専攻	24	26
		心身健康学専攻	43	36
		生活工学共同専攻	7(14)	14(28)
		住環境学専攻	24	26

		生活文化学専攻	18	18
		数学専攻	28	28
		物理科学専攻	28	28
		化学専攻	34	40
		生物科学専攻	36	40
		情報科学専攻	24	24
		計	390(14)	396(28)
	博士後期課程	比較文化学専攻	34	32
		社会生活環境学専攻	45	45
		共生自然科学専攻	38	31
		生活工学共同専攻	2(4)	4(8)
		複合現象科学専攻	19	14
		計	138(4)	126(8)
	合計		528(18)	522(36)

備考 ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日規程第 90 号)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 31 日規程第 43 号)

この学則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規程第 107 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 18 条の規定にかかわらず、博士前期課程人間行動科学専攻、数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻及び情報科学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず，人間文化研究科博士前期課程における平成30年度の収容定員は，次の表のとおりとする。

	課程・専攻		平成30年度
	人間文化 研究科 博士前期課程	人文社会学専攻	48
		言語文化学専攻	36
		人間科学専攻	12
		食物栄養学専攻	26
		心身健康学専攻	40
		情報衣環境学専攻	10
		生活工学共同専攻	14(28)
		住環境学専攻	26
		生活文化学専攻	18
		数物科学専攻	28
		化学生物環境学専攻	42
		人間行動科学専攻	16
		数学専攻	14
		物理科学専攻	14
		化学専攻	20
		生物科学専攻	20
		情報科学専攻	12
		計	396(28)

備考 ()内の数字は，共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

- 4 施行日の前日に博士前期課程人間行動科学専攻，数学専攻，物理科学専攻，化学専攻，生物科学専攻及び情報科学専攻に在籍する者の教育職員免許状の所要資格の取得にかかる取扱いについては，改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第4の2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成30年9月19日規程第29号)

この学則は，平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 21 日規程第 48 号)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、文学部における平成 31 年度から平成 33 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
文学部	人文社会学科	240	240	240
	言語文化学科	200	200	200
	人間科学科	160	160	160
	〈子ども教育専修プログラム〉	〈12〉	〈24〉	〈36〉
	第 3 年次編入	32	32	32
	計	632	632	632

附 則(令和元年 9 月 27 日規程第 42 号)

この学則は、令和元年 9 月 27 日から施行し、令和元年 9 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 1 月 28 日規程第 62 号)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日規程第 77 号)

この学則は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。ただし、第 76 条第 2 項第一号の改正規定については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日規程第 78 号)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 18 条の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士後期課程比較文化学専攻、社会生活環境学専攻、共生自然科学専攻及び複合現象科学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず，人間文化総合科学研究科博士後期課程における令和2年度及び令和3年度の収容定員は，次の表のとおりとする。

人間文化総合科学研究科	課程・専攻		令和2年 度	令和3年 度
	博士前期課程	人文社会学専攻	48	48
		言語文化学専攻	36	36
		人間科学専攻	24	24
		食物栄養学専攻	26	26
		心身健康学専攻	44	44
		情報衣環境学専攻	20	20
		生活工学共同専攻	14(28)	14(28)
		住環境学専攻	26	26
		生活文化学専攻	18	18
		数物科学専攻	56	56
		化学生物環境学専攻	84	84
		計	396(28)	396(28)
	博士後期課程	人文科学専攻	12	24
		生活環境科学専攻	14	28
		自然科学専攻	10	20
		生活工学共同専攻	6(12)	6(12)
		計	42(12)	78(12)
		比較文化学専攻	20	10
		社会生活環境学専攻	30	15
	共生自然科学専攻	16	8	
	複合現象学専攻	6	3	
	計	72	36	
小 計	114(12)	114(12)		
合 計		510(40)	510(40)	

備考 ()内の数字は，共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

附 則(令和 2 年 12 月 18 日規程第 88 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 18 日規程第 86 号)

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 18 日規程第 87 号)

この学則は、令和 2 年 12 月 18 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日女子大学則第 1 号)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の奈良女子大学学則第 5 条の規定にかかわらず、生活環境学部情報衣環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者及び施行日以降にこれらの学科の在籍者が属する年次に入学する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、理学部、生活環境学部及び工学部における令和 4 年度から令和 6 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
理学部	数物科学科	246	240	234
	数学コース	(90)	(88)	(86)
	物理学コース	(106)	(104)	(102)
	数物連携コース	(50)	(48)	(46)
	化学生物環境学科	339	330	321
	第 3 年次編入	20	20	20
	計	605	590	575
生活環境学部	食物栄養学科	140	140	140
	心身健康学科	155	150	145
	生活健康学コース	(60)	(56)	(52)
	スポーツ健康科学コース	(47)	(46)	(45)
	臨床心理学コース	(48)	(48)	(48)

	情報衣環境学科	105	70	35
	衣環境学コース	(54)	(36)	(18)
	生活情報通信科学コース	(51)	(34)	(17)
	住環境学科	135	130	125
	文化情報学科	45	90	135
	生活文化学コース	(30)	(60)	(90)
	生活情報通信科学コース	(15)	(30)	(45)
	生活文化学科	90	60	30
	第3年次編入 (食物栄養学科を除く)	28	28	18
	計	698	668	628
工学部	工学科	45	90	135
	第3年次編入	0	0	10
	計	45	90	145

- 4 施行日の前日に生活環境学部情報衣環境学科衣環境学コース，生活情報通信科学コース及び生活文化学科に在籍する者及び施行日以降にこれらの学科，コースの在籍者が属する年次に入学する者の教育職員免許状の所要資格の取得にかかる取扱いについては，改正後の奈良女子大学学則別表第3の1の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和5年3月15日女子大学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

学部	学科・コース等	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
文学部	人文社会学科	60	6	252

	言語文化学科	50	5	210
	人間科学科	40		170
	〈子ども教育専修プログラム〉	〈12〉	5	〈48〉
	計	150	16	632
理学部	数物科学科	57	4	236
	数学コース	(21)		(84)
	物理学コース	(25)		(100)
	数物連携コース	(11)		(44)
	化学生物環境学科	78	6	324
	計	135	10	560
生活環境学部	食物栄養学科	35		140
	心身健康学科	35		144
	生活健康学コース	(12)	2	(48)
	スポーツ健康科学コース	(11)		(44)
	臨床心理学コース	(12)		(48)
	住環境学科	30	1	122
	文化情報学科	57	9	246
	生活文化学コース	(30)	1	(120)
	生活情報通信科学コース	(27)	8	(108)
	計	157	12	652
工学部	工学科	45	10	200
	計	45	10	200
合計		487	48	2,044

備考

1. 別表第1中編入学には転学を含むものとする。
2. 入学定員及び収容定員の()内は各学科の内訳を示す。但し、収容定員の内訳には編入学生を含まない。
3. 〈 〉内は、学科の内数を示す。

別表第 2

人間文化総合科学研究科	課程・専攻		入学定員	収容定員
	博士前期課程	人文社会学専攻	24	48
		言語文化学専攻	18	36
		人間科学専攻	12	24
		食物栄養学専攻	13	26
		心身健康学専攻	22	44
		情報衣環境学専攻	10	20
		生活工学共同専攻	7(14)	14(28)
		住環境学専攻	13	26
		生活文化学専攻	9	18
		数物科学専攻	28	56
		化学生物環境学専攻	42	84
		計	198(14)	396(28)
	博士後期課程	人文科学専攻	12	36
		生活環境科学専攻	14	42
		自然科学専攻	10	30
		生活工学共同専攻	2(4)	6(12)
		計	38(4)	114(12)
	合計		236(18)	510(40)

備考 ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

別表第 3 の 1

学部	学科・コース等	免許状の種類	教科
文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史, 公民

	言語文化学科	中学校教諭一種免許状	国語, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 書道, 英語
	人間科学科 子ども教育専修プログラム	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
理学部	数物科学科数学コース	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	数物科学科物理学コース	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	化学生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
生活環境学部	食物栄養学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
		栄養教諭一種免許状	
	心身健康学科 生活健康学コース	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	心身健康学科 スポーツ健康科学コース	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
	住環境学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
		中学校教諭一種免許状	家庭

	文化情報学科 生活文化学コース	高等学校教諭一種免許状	家庭
	文化情報学科 生活情報通信科学コース	高等学校教諭一種免許状	情報

別表第 3 の 2

課程	専攻	免許状の種類	教科
博士前期課程	人文社会学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民
	言語文化学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 英語
	人間科学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
	食物栄養学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
		栄養教諭専修免許状	
	心身健康学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭, 保健体育
		高等学校教諭専修免許状	家庭, 保健体育
	情報衣環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	生活工学共同専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	住環境学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活文化学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	数物科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科
	化学生物環境学専攻	中学校教諭専修免許状	理科

		高等学校教諭専修免許状	理科
--	--	-------------	----

奈良女子大学学則 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

高度情報専門人材の確保に向けた機能強化を目的に、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースの入学定員を 12 名増員し、第 3 年次編入学定員を 8 名増員する。また、文学部・理学部・生活環境学部の編入学定員を大学設置基準に準拠するため、現状の学部全体での定員設定から学科単位の定員設定に改める。そのための所要の改正を行う。

2. 主な変更点

ア. 生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースの入学定員を 15 名→27 名に増員する

イ. 文学部・理学部・生活環境学部の 3 年次編入学定員を学部全体から学科単位に変更する。生活環境学部文化情報学科については 8 名増員し、学部総計 12 名とする。

3. 施行予定日

令和 7 年 4 月 1 日

奈良女子大学学則一部改正 新旧対照表 (案)

改正の趣旨：①生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースの1年次入学定員・3年次編入学定員の増員
②文学部・理学部・生活環境学部の編入学定員を学部全体での設定から学科単位での設定に変更

新					旧				
奈良女子大学学則					奈良女子大学学則				
(略)					(略)				
附 則									
この学則は、令和7年4月1日から施行する。									
別表第1					別表第1				
学部	学科・コース等	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員	学部	学科・コース等	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
文学部	人文社会科学科	60	6	252	文学部	人文社会科学科	60		240
	言語文化学科	50	5	210		言語文化学科	50		200
	人間科学科	40	5	170		人間科学科	40		160
	〈子ども教育専修プログラム〉ム	〈12〉		〈48〉		〈子ども教育専修プログラム〉ム	〈12〉		〈48〉
	計	150	16	632		計	150	16	632
理学部	数物科学科	57	4	236	理学部	数物科学科	57		228
	数学コース	(21)		(84)		数学コース	(21)		(84)
	物理学コース	(25)		(100)		物理学コース	(25)		(100)
	数物連携コース	(11)		(44)		数物連携コース	(11)		(44)
	化学生物環境学科	78	6	324		化学生物環境学科	78		312
	計	135	10	560		計	135	10	560

生活環境学部	食物栄養学科	35		140
	心身健康学科	35	2	144
	生活健康学コース	(12)		(48)
	スポーツ健康科学コース	(11)		(44)
	臨床心理学コース	(12)		(48)
工学部	住環境学科	30	1	122
	文化情報学科	57	9	246
	生活文化学コース	(30)	1	(120)
	生活情報通信科学コース	(27)	8	(108)
	計	157	12	652
工学部	工学科	45	10	200
	計	45	10	200
	合計	487	48	2,044

備考

別表第1中編入学には転学を含むものとする。

入学定員及び収容定員の()内は各学科の内訳を示す。但し、収容定員の内訳には編入学生を含まない。

〈 〉内は、学科の内数を示す。

(略)

生活環境学部	食物栄養学科	35	(食物栄養学科を除く)	140
	心身健康学科	35		140
	生活健康学コース	(12)		(48)
	スポーツ健康科学コース	(11)		(44)
	臨床心理学コース	(12)		(48)
工学部	住環境学科	30		120
	文化情報学科	45		180
	生活文化学コース	(30)		
	生活情報通信科学コース	(15)		
	計	145	4	588
工学部	工学科	45	10	200
	計	45	10	200
	合計	475	40	1,980

備考

別表第1中編入学には転学を含むものとする。

入学定員及び収容定員の()内は各学科の内訳を示す。

〈 〉内は、学科の内数を示す。

(略)

申請についての意思の決定を証する書類
国立大学法人国立大学機構 奈良女子大学

第 2 2 0 回 教育研究評議会要録（抜粋）

第 2 2 0 回 教育研究評議会要録

日 時 令和 5 年 5 月 24 日（水） 13 時 00 分～15 時 20 分
場 所 第一会議室

I 審議事項

1. 奈良女子大学における情報科学技術への対応について

学長及び遊佐副学長から、資料 1－1～1－4 により説明があり、審議の結果、出された意見等も踏まえ、全学的な情報科学技術への対応について、教育に関しては教育計画室で、研究に関しては研究企画室が主となり検討を進めていくこととした。また、高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援事業への申請について、審議の結果、原案のとおり承認した。

学長から、資料 1－5 により、工学部を除く各学部長に対して編入学定員の学科単位での設定について検討依頼があった。

（以下省略）

第 2 2 3 回 教育研究評議会要録（抜粋）

第 2 2 3 回 教育研究評議会要録

日 時 令和 5 年 9 月 20 日（水） 13 時 29 分～14 時 58 分
場 所 遠隔会議：第一会議室，各研究室等

（省略）

II 報告事項

（省略）

4. 編入学定員の学科単位での設定について

企画課長から、資料 14 により報告があった。

（以下省略）

この抜粋は、第 220 回教育研究評議会要録原本並びに会議資料の内容と相違ないことを証明する。

国立大学法人奈良国立大学機構 奈良女子大学長 今岡 春樹

以下、会議資料抜粋

教育研究評議会 資料 1-3 奈良女子大学
令和 5 年 5 月 2 4 日 Nara Women's University



奈良女子大学
Nara Women's University



情報衣環境学専攻のロードマップ (2)

12

年月	出来事
R5年5月	基金に申請
R5年7月以降	専任教員募集、高度情報教育促進支援プログラムの準備
R5年12月末まで	情報環境学専攻(仮称)に名称変更手続きを行う
R6年度	専任教員着任、授業の準備、支援プログラムの準備
R6年度中	学部定員12名増(27名)+新規編入定員8名で入試を行う
R7年4月	文化情報学科生活情報通信科学コース27名入学、3回生編入生8名
R9年4月	情報環境学専攻の学生定員5名増の15名に拡大
R11年4月	情報環境学専攻の学生定員10名増の25名に拡大

編入学定員の学科単位での設定について（とりまとめ）

（令和6年度末までの編入学定員）

※現状のまま変更なし

学部名	現行編入学定員
文学部	16
理学部	10
生活環境学部	4
工学部	10

（高度情報基金選定を踏まえた令和7年度の定員）

学部名	現行編入学定員	学科名	編入学定員
文学部	16	人文社会学科	6
		言語文化学科	5
		人間科学科	5
理学部	10	数物科学科	4
		化学生物環境学科	6
生活環境学部	12	心身健康学科	2
		住環境学科	1
		文化情報学科	9
		生活文化学コース	1
		生活情報通信科学コース	8
工学部	10	工学科	10

○学則の変更の趣旨等を記載した書類

①生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースの定員を増加することについて

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースの入学定員・編入学定員を下記のとおり増員する。

入学定員の移行（1年次入学者）	入学定員の移行（3年次編入学者）	収容定員
15名→27名へ増員	定員未設定→8名と新たに定員設定	124名

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

生活者目線に立ったDXを推進し、企業や地域の課題解決を牽引できる女性高度情報人材育成をより多く輩出するため、同コースの入学定員・編入学定員を増員するものである。

2016年に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」で目指す未来社会として「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」としてSociety 5.0が提唱され、2021年の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、さらに「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」とされ、その実現に向けた人材育成が求められている。加えて、2022年6月の総合科学技術・イノベーション会議による「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」では、AIの飛躍的進化等により、生活においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）による変化が始まっており、人間中心のSociety 5.0時代には、一人ひとりが当事者意識を持ち、他者と協働しながら新たな価値創造を生み出すことが求められ、これまでの工業化社会とは違う「思考・発想」の転換と共に、自然科学に加え人文・社会科学も含めた多様な「知」の創造による「総合知」が社会全体の再設計に必要とされている。一方で、デジタル競争力ランキング2023（World Digital Competitiveness Ranking 2023）では、日本は63カ国中32位と低迷しており、特に人材面では49位、技術スキル面は63位と特に低く、デジタル人材の育成強化は国際競争力の面からも求められている。

さらに、上述の一般的な情報人材の不足に加えて、女性デジタル人材の不足はさらに深刻である。OECD加盟国の高等教育機関の理工系入学者に占める女性割合をみると、日本は加盟37か国中最下位であり、女性人材の増強は特に急務である。Society 5.0で提唱される「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）」を実現するには、時間や空間を超えて繋がることのできるデジタルの力が、多様な人や地域・居住環境等の格差を乗り越える大きな手段となるが、IT技術者の男女比率は女性が約2割と大変低い。奈良女子大学生活情報通信科学コースは生活に関わる社会課題の解決とより良い社会のための新しい価値の創造に貢献できる女性人材の育成を目的としており、本件定員の

増員はこうした社会的要請に応えるものである。

また、地域における10代～20代の女性の転出超過は男性より多く大都市への流出が続いており、地方における女性人材の不足はさらに深刻であり、2022年男女共同参画会議で「女性デジタル人材育成プラン」を決定し強化を図っている。文部科学省令和5年学校基本統計によると、大学の専攻分野における女子学生の割合も工学系が2割以下、理学系が3割以下と低く、2022年6月の総合科学技術・イノベーション会議による「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」でも理数系のジェンダーギャップの解消が課題としてあがっており強化の必要がある。奈良県においても、国の施策と連動して、「でじたる女子活躍推進コンソーシアム」に参画し、「奈良県女性デジタル人材育成事業-奈良でじたる女子プロジェクト」を実施している。これにより、女性デジタル人材の育成に取り組むことで、時間や場所の制約のある女性の就労を応援する施策を講じている。奈良県へのヒアリングにおいて、そのためのデジタル人材の需要に対し十分人員確保ができていないこと、また令和6年度開始のスタートアップ企業に対する支援事業を通じた情報系スタートアップの起業・定着が強く望まれていること、そして奈良女子大学をはじめとする県内の大学・大学生に大きな期待を寄せていることも明らかになった。

以上の観点から、地域における女性の高度情報人材の育成は緊急の課題となっており、このような社会的要請に応えるために収容定員の増加は必要不可欠である。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

教育課程、教育方法及び履修指導方法については定員変更前後で変更は無い。教員については令和6年度より教授1名、准教授2名、助教1名の増員を予定しており、S/T比（1年次入学者）についても令和5年度は3（15／5）、増員する令和7年度も3（27／9）と変更はない。大学全体の施設・設備の変更は無い。

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

計画なし

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外で行う場合の具体的計画

計画なし

カ その他

特筆すべき事項なし

②文学部・理学部・生活環境学部の編入学定員を学部全体での設定から学科単位での設定に変更することについて

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

文学部・理学部・生活環境学部の3年次編入学定員を学部全体での設定から学科単位での設定に変更するもの

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

大学設置基準第十八条において「収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。」とされているところであるが、学科ではなく、学部全体での設定とされてしまっていることから、過去の入学実績と入学定員の規模に応じて各学科（生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースではコース）で3年次編入学定員数を定めることに改めるもの

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

教育課程、教育方法及び履修指導方法については定員変更前後で変更は無い。教員組織についても①に記載した事項以外の変更は無い。大学全体の施設・設備の変更は無い。

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

計画なし

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外で行う場合の具体的計画

計画なし

カ その他

特筆すべき事項なし

○学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 定員増を行う組織の概要

①組織の概要

名称	入学定員の移行 (1年次入学者)	入学定員の移行 (3年次編入学者)	収容定員	所在地
生活環境学部文化情報学 科生活情報通信科学コース	15名→27名へ増員	定員未設定→8名 と新たに定員設定	124名	奈良県奈良市 北魚屋西町

②組織の特色

上述の組織が属する学部・学科・コースの目的は下記のとおりである。

組織	目的	根拠
生活環境学部	生活の根幹である衣・食・住や家族の環境など、生活を取り巻く様々な生活環境を教育研究の対象とし、生活に関わる諸問題を科学的に分析し、高度な教育・研究を進め、生活診断力や生活改善力に優れ、生活者の目で見えて社会をリードできる女性専門職業人を養成することを目的とする	学部規程第1条の2
文化情報学科	生活に関わる諸問題を人文社会科学とライフ・コンピューティングの観点から文理横断的・文理循環的に分析し、生活に関わる「社会課題の解決」とより良い社会の創造という「新しい価値の創出」に貢献できる女性人材の育成を目的とする	学部規程第2条の2 四号
生活情報 通信科学コース	Society5.0において、ライフ・コンピューティングに関する基礎研究およびその応用に取り組むことにより、生活に関わる「社会課題の解決」とより良い社会の創造という「新しい価値の創出」に貢献できる女性人材の育成を目的とする	学部規程第2条の2 四号ロ

養成する人材像としては、情報システムやソフトウェアを生活者目線で研究開発可能な女性人材育成を目指してきたところであるが、内閣府男女共同参画会議が令和4年4月26日に発表した『女性デジタル人材育成プラン』等において指摘された「デジタルを活用し、地域の課題解決を牽引する高レベルな専門人材」へのニーズも踏まえ、AI技術とICT技術によって生活者目線に立ったDXを推進し、企業や地域の課題解決を牽引できる女性人材育成も新たな育成人材像とし、教育研究を推進している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースで養成する人材は先述の「女性デジタル人材育成プラン」にも準じた高度情報人材である。特にデジタル人材には女性が少ないというジェンダーギャップが存在する点が「女性デジタル人材育成プラン」の中でも言及されているところであり、女性人材の育成の必要性があると言える。受験生の状況についても河合塾の大学入試情報サイト Kei-Net「全統模試からみる 2024 年度入試の志望動向」によると「学際系の「情報」では志望者が増加」とされている（参考 1）。また、株式会社進研アドによる Besta レポート（中長期募集動向分析報告レポート、2023 年 2 月）によると学問系統別志願者数（2 年生 11 月模試／国公立大／女子）において「情報科学」の志願者は増加傾向にあるとの報告を受けている（参考 2）。受験生にも情報分野への進学希望者が多いことが分かる。

地域性の観点では、国が定める『デジタル田園都市国家構想総合戦略』においてはデジタル人材が都市部に偏重することがないようにデジタル人材の地域への還流促進を戦略の一つに掲げている。奈良の地において奈良女子大学が養成する高度情報人材は国の国家構想にも即応している。

社会的動向としては SDG s の達成が求められているところである。また、高齢化率 29%の超高齢社会の我が国では、デジタルディバイドの解消は大きな課題であり、デジタル庁も「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を推進としている。今後、世界的にも急速に高齢化が進む中で、人に寄り添い生活者目線に立って情報化を推進できる人材が求められる。

このような社会的要請に応えるため、本学では生活環境学部における生活情報通信科学コースとして、衣食住や健康など生活に身近な生活環境学というフィールドで、生活や社会環境への幅広い視野を養いつつ、情報分野の高い専門性を兼ね備えた「生活者目線に立った高度情報専門人材育成」を目指している。“生活環境×情報”による T 型の総合知を持ち、生活者目線でくらしの課題を発見しデジタルのチカラで解決できる人材を輩出し、これからの社会課題の解決に貢献することが人材育成の最終目的である。高度情報人材の養成は国の経済成長や技術革新の基盤となる他、女性高度情報人材の育成を通じたジェンダーギャップ解消、ジェンダー平等の推進にも繋がる。

生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースには、富士通・日立・三菱電機等大企業含め多くの情報系人材の学校推薦求人がある。直近 3 年間で学部生を含むものは令和 5 年卒業生対象が 75 社、令和 6 年卒業生対象が 103 社、令和 7 年卒業生対象が 101 社（学部生を対象とするか不明なものがさらに 4 社）であった。さらに自由応募でトヨタ自動車(AI 部門)等デジタル分野の先端部門に内定する学生もあり、企業からの要請は大変強いが、学生数が少なく需要に供給が追いついていない。また、大学院博士前期課程への進学率も平均で 6～7 割程度あり、博士前期課程修了者を対象とする学校推薦求人も学部卒と同程度あることから、同コースの卒業生のニーズは非常に高いと

言える。社会の要請に応え、生活者目線に立った DX を推進し企業や地域の課題解決を牽引できる女性高度情報人材をより多く輩出するため、同コースの入学定員・編入学定員の増員は、人材需要の動向からみても社会的要請に合致したものである。

これに加えて、関西地域特有の課題解決への貢献にもつながる。関西地域でのデジタル人材の不足は関東と比較しても深刻であり、2025 年には必要なデジタル人材の 6 割(約 4 万人)が不足するとの民間研究所の試算が提示されている(参考 3)。この深刻な人材不足を解消するために、関西地域では地方自治体(奈良県や京都府)も施策を講じている。特に奈良県においては、26 年連続し転出超過が続いており、県外に就職・進学する人が多いために、より深刻な問題となっている(参考 4)。そのため、奈良県内での就労促進と人材育成は急務であり、県外への人材流出を防ぐため、県内の中小企業のデジタル化を支援する事業を始めるとともに、平成 29 年には県内企業や事業所が行政等と協力し、男女ともに働きやすく働きがいのある職場づくりに主体的に取り組む女性活躍推進倶楽部を発足させている(参考 5)。奈良県自身も令和 4 年 3 月に「奈良デジタル戦略」を発表し市町村も含めた県民生活向上のためのデジタル化を強く推進している(参考 6)。奈良県へのヒアリングにおいて、そのためのデジタル人材の需要に対し十分人員確保ができていないこと、また令和 6 年度開始のスタートアップ企業に対する支援事業では県内の大学・大学生に大きな期待を寄せており情報系スタートアップの企業・定着が強く望まれていることも明らかになった。

また、女性のデジタル人材の不足は全国的にも極めて深刻な社会問題となっており、大阪府議会から政府に対して女性デジタル人材育成支援に関する意見書が提出(2022 年 10 月 26 日)されるとともに、神戸市においても女性デジタル人材育成・支援の施策を開始している(2024 年 5 月 20 日事業者募集公示)。奈良県においても、国の「女性デジタル人材育成プラン」と連動して、「でじたる女子活躍推進コンソーシアム」に参画し、「奈良県女性デジタル人材育成事業-奈良でじたる女子プロジェクト」を実施している。これにより、女性デジタル人材の育成に取り組むことで、時間や場所の制約のある女性の就労を応援する施策を講じている(参考 7)。今回の定員増は、これらのような地域の要望も踏まえたものである。

以上の諸点から本学で養成する女性高度情報人材は全国、地域、社会において需要があると判断する。

②中長期的な 18 歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

18 歳人口の減少は全国的な傾向であり、別紙 1 のとおり日本私立学校振興・共済事業団による地域別入学定員充足率の推移からも奈良女子大学が所在する奈良県においては定員充足に苦勞する大学等が多い点が窺える。

18 歳人口の減少に対しては、自治体も対策を講じ始めている。奈良県は同県三宅町とともに「ヤング・イノベーション・レジデンス(仮称)」の開設を検討中である。こ

れは県内の大学などに通う学生や留学生向けの寮であり、学生と企業の交流スペースも設けられる予定である。また、奈良市は「学生のまち・奈良市」のスローガンのもと、「奈良市学生プロジェクト支援制度」を創設する等学生が地域の課題解決や魅力創造に挑戦できるフィールドづくりと、学生同士の交流の機会の創出に尽力しているところである（参考 8）。

奈良女子大学を設置する奈良国立大学機構では機構直下に奈良カレッジズ連携推進センターを設け、奈良県内の産業界、地域・住民、高等教育機関、地方公共団体等が連携・協働し、新たな価値を生み出す基盤の構築を目指し、令和 5 年 11 月 16 日に「なら産地学官連携プラットフォーム」を発足させた。同プラットフォームには奈良県・奈良市等も参画している。プラットフォームを通じた取組を通じ、学生に奈良で学ぶ動機づけを行いたい（参考 9）。

他方、奈良県は近畿の中央に位置し、奈良女子大学は大阪府や京都府、兵庫県への公共交通機関が充実しており、別紙 1 のとおり奈良県内のほか、大阪府、京都府、兵庫県等からの入学者も多い。また、毎年全国各地から入学者が集まる大学でもある。今回の定員増と関連し、奈良女子大学や奈良の魅力を受験生や地域住民等のステークホルダーに分かり易く情報発信する情報発信プラットフォームを新たに設け、在学生や教職員、さらには地域住民にも参加を呼びかけ、これまで手薄になっていた情報発信を積極的に展開する予定である。その他、令和 5 年度には「奈良女子大学【生活情報通信科学コース】応援サイト <https://narajo.info/>」も開設し、SNS (Facebook, Instagram, Youtube) も開設した（参考 10）。Youtube のメイン動画「奈良女子大学生生活情報通信科学コース紹介（52 秒）」は開設 1 か月で 6 万 9 千回の再生を得ている。（令和 6 年 2 月 29 日時点）

以上のとおり、避けられない 18 歳人口の減少という事態にも自治体との協働や SNS 等を通じた情報発信で対応を予定しており、定員増を行っても定員は充足できると考えている。

③主な学生募集地域

令和 5 年度における生活環境学部の出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（入学者総数は 158 人）は別紙 1 のとおり上位より大阪府（26 人、16.5%）、愛知県（15 人、9.5%）、奈良県（13 人、8.2%）、兵庫県（12 人、7.6%）、京都府（11 人、7.0%）である。その他、近畿地方からは滋賀県（4 人、1.9%）、和歌山県（2 人、1.0%）の入学者があった。近畿地方と愛知県からの入学者のみで過半数を占めている。こうしたことから主な学生募集地域としては近畿圏、東海圏を想定するが、北海道（4 人、1.9%）、群馬（3 人、1.3%）、新潟（4 人、1.9%）、石川（8 人、3.8%）、岡山（4 人、1.9%）等、全国より入学した実績があり、特に地域を限定することなく、全国から学生を受け入れることを想定している。

また、18歳人口減の状況下、留学生の受入れも積極的に行いたい。生活環境学部においては私費外国人向け特別入試を実施しているが、生活情報通信科学コースにおいては別紙3のとおりコンスタントに外国人留学生の志願者・入学者がおり、引き続き外国人留学生も入学者として想定する。

④既設組織の定員充足の状況

生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コース並びに前身の同学部情報衣環境学科生活情報通信科学コースの定員充足状況は別紙2のとおりである。定員充足率は平均で1.17倍であり、十分に定員が充足できている。

(3) 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既存組織における取組とその目標

奈良女子大学では従来より受験生に向け、オープンキャンパスを開催し、模擬授業やパネル展示、研究室訪問等を通じて大学の実情を知る機会を提供してきた。令和以降はコロナ禍の影響もあり、対面での開催に支障が生じ、ネットを介してオンデマンドにより模擬授業や研究内容等を閲覧するWEB型オープンキャンパスを併せて開催し、令和3年度には別紙4のとおり11943人がアクセスする等、多くの受験生が利用している状況である。WEB型オープンキャンパスについては当初はオープンキャンパスとして指定する機会限定での公開であったが、その後奈良女子大学HPトップに掲載する「Open campus」バナーより常時アクセス可能な状態にしている。デジタル社会においては受験生・入学生の確保に向けた重要ツールと認識している。

また、3年次編入学希望者向けには入試相談会と称してZoomを用いた個別の相談会を開催している。3年次に編入を希望する者は高等専門学校や短期大学等で基礎的な修学を終え、高い専門性を身に付けることを企図して編入学を希望しており、編入学後に学べる事や既修得単位がどれほど単位認定されるか、といった具体的な疑問を抱いている者が多く、個別に相談対応を行うことが有効と考え、継続実施してきたものである。

上述の取組については、内容をブラッシュアップしながら引き続き実施していく予定である。

イ 収容定員を増加する組織における取組とその目標

アで記載した取組とは別に女性高度情報人材の確保に向け、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースを中心に以下の取組を実施する。

①生活情報通信科学コース応援サイトの開設

ホームページやSNS（Instagram等）による情報発信は多くの企業、自治体等で導入されているところであるが、奈良女子大学においては全学としてSNSを運用して

いるものの学科・コース単位ではそれほど積極的にホームページや SNS を活用した情報発信ができていない状況であった。その点を解消するため、生活情報通信科学コース独自の応援サイトとして「IT 学ぶナラ奈良女子大学【生活情報通信科学コース】<https://narajo.info/>」を開設、併せて SNS (Facebook, Instagram, Youtube) を開設し、公表している。情報を音声と映像とで入手できる Youtube については開設 1 か月で 6 万 9 千回再生（令和 6 年 2 月 29 日時点）がなされている。このアクセス数は既存の WEB 型オープンキャンパスを大きく凌ぐ回数である。今後もコンテンツを充実させ、情報科学を学ぶ魅力、生活情報通信科学コースの魅力を発信する。

②情報発信プラットフォーム「デジタル奈良女子大学（仮称）」の開設

①でも記載したとおり、ホームページや SNS を通じた情報発信は広報の主力であり、イベントの情報や自身の趣味、活動を情報発信したい、と願う方は年代を問わず、多数いるが、スキルの欠如やデジタル技術への敷居の高さなどを理由に実際に情報発信を行うに至らない情報発信難民は少なくない。そうした事態の解消に向け、生活情報通信科学コースでは地元の IT 企業とも連携し、情報発信プラットフォーム「デジタル奈良女子大学（仮称）」を立ち上げる。プラットフォーム内では各種 SNS を使用できるウェブサイトを用意し、学生や教職員、地域住民が地域の IT 企業の技術員のサポートも得ながら情報発信を実体験し、デジタルスキルの向上を図るとともに奈良女子大学や奈良の風物等のデジタルコンテンツの充実を推進する。このことを通じ、奈良女子大学や情報・IT 全般への興味を抱く方を増加させ、入学者確保に繋げたい。地域住民にも利用を許可する予定である。

③編入学志願者向けオープンラボの開催

①で記載したとおり 3 年次に編入を希望する者は高等専門学校や短期大学等で基礎的な修学を終え、高い専門性を身に付けることを企図して編入学を希望しており、編入学後に学べる事や既修得単位がどれほど単位認定されるか、といった具体的な疑問を抱いている者が多く、個別に相談対応を行うことが有効である。また、令和 5 年度に全国の高等専門学校 31 校を訪問し、進路指導担当教員等と意見交換を行った。記録は別紙 5 のとおりである。結果、入学後の教育研究環境を実際に見たいという研究室訪問のニーズも高いことが分かったため、従来の入試相談会に加え、オープンラボの機会を設けることとした。高等専門学校教員からは交通の便があまり良くない場所に所在するケースが多い高等専門学校に比べ奈良女子大学が最寄駅から徒歩 5 分の立地にあることを高く評価する声もあり、実際に奈良女子大学を編入学希望者が訪問する機会を設けることは有効であり、高等専門学校側からも学生に参加を推奨してくれるとの言質を得ているところである。高等専門学校の教員からは奈良女子大学への編入学は高等専門学校の女子学生にとって非常に魅力的な編入学先であるとの声が多く寄せられた。編入学希望者に丁寧に対応するオープンラボを実施することで編入学者の確保に繋げたい。

なお、令和 5 年 11 月に開催したオープンラボの参加者数は下記のとおりである。

日時	参加者数	内訳
11 月 3 日	7 名	津山工業高等専門学校本科 4 年 1 名 明石工業高等専門学校本科 4 年 1 名 舞鶴工業高等専門学校本科 4 年 2 名 大阪公立大学工業高等専門学校 本科 2 年 3 名
11 月 23 日	4 名	奈良工業高等専門学校本科 4 年 2 名 大阪公立大学工業高等専門学校本科 4 年 1 名 同本科 2 年 1 名

ウ 当該取組の実績分析に基づく、収容定員を増加する組織での入学者の見込み数

Studyplus 株式会社が 2022 年に高校生を対象に行った調査（参考 11）によると大学を知るきっかけとしては Youtube が第 2 位(29.5%)、Instagram も回答者の 12.5% がきっかけとなったと回答している。上述の応援サイト、情報発信プラットフォームの開設を通じて、志願者の確保と入学者の確保を見込む。

また、3 年次編入学についてもオープンラボの開催等を通じて志願者の確保と入学者の確保を見込む。

②競合校の状況分析

ア 競合校の選定理由と収容定員を増加する組織との比較分析、優位性

競合校としてお茶の水女子大学理学部情報科学科の一般選抜前期日程の状況を取り上げ分析する。これに加えて近隣大学として、京都大学工学部情報学科、大阪大学基礎工学部情報科学科、同志社大学理工学部情報システムデザイン学科、立命館大学情報理工学部の状況を取り上げ分析する。

○競合校の選定理由

- ・ 学校種の類似性…女子のみの国立大学という点で類似性があるお茶の水女子大学を取り上げる。その他、国立大学である点において京都大学および大阪大学を取り上げる。
- ・ 定員規模の類似性…お茶の水女子大学の前期日程の定員は 23 名であり、増員する生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースが 27 名と規模感が近い。これに加えて、増員する学生定員の充足実現性を検討するために、より定員数の多い京都大学（87 名）、大阪大学（75 名）を取り上げて検討するとともに、さらに合格者数の多い私立大学として同志社大学（300～400 名）および立命館大学（2400～2700 名）を選定する。
- ・ 学問分野の類似性…学部系統は異なるもののすべての大学において情報科学を取り

扱う学科という点で分野としては類似している。

- ・所在地の類似性…お茶の水女子大学の所在地は関東と離れているが、ともに近隣都府県からも通学可能な好立地という点では類似性がある。その他の4大学については、いずれも近畿に所在しており、奈良女子大学からの移動時間も約1時間程度と通学距離圏内にある。
- ・学力層の類似性…Benesse マナビジョンによる2024年度入試対応偏差値によるとお茶の水女子大学の前期日程偏差値は62（共通テスト得点率77%）、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースは前期日程57（共通テスト得点率71%）、後期日程60（共通テスト得点率75%）と後期日程まで含めて比較すると偏差値や共通テスト得点率で近い。また、京都大学工学部情報学科の前期日程偏差値は77（共通テスト得点率87%）、大阪大学基礎工学部情報科学科の前期日程偏差値は73（共通テスト得点率84%）、同志社大学理工学部情報システムデザイン学科の学部個別日程偏差値は67、立命館大学情報理工学部の全学統一方式理系偏差値は58と、試験科目などの違いにより国立大学と私立大学の偏差値の単純比較はできないものの、おおむね同等以上の学力層を対象とする大学である。

○競合校との比較分析の観点

- ・教育内容と方法…お茶の水女子大学は規程上「20世紀に登場し新しい科学の対象となった「情報」というものを探究するための基礎となる知識や方法論と、その種々な応用の実態を学び、更にその成果の上に、これらを自ら開拓するための研究力の基礎を身に付けた人材を養成」するとしている。京都大学は「高度情報化社会の基盤となる“情報”の本質を究明でき、“数理的思考”によって高度なシステムの実際問題を解決できる人材を育てることを目標」としている。大阪大学は「コンピュータそのものの可能性を追及する科学とその技術の基礎をなす数学手法、さらにコンピュータをツールとする新しい応用技術を教育の主な課題」とするとともに「理学、工学、経済学その他様々な分野に生じる数学的、統計学的問題に共通する数理的法則を抽出、解明し、コンピュータも積極的に援用しつつそれを応用に役立てること」を目標としている。同志社大学は「急速に複雑に変化する問題を解決してニーズに応え、生活や社会のあらゆる場面で役立つ情報システムを企画・設計・開発できる技術者、研究者の育成」を目指している。立命館大学は「情報科学を基礎とした多様な分野の研究教育を通じて、グローバルコモンセンスと独創性を持ち、

革新的に社会の課題を解決していく人材を育成することを目的」としている。こうした教育内容は奈良女子大学生生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースの育成目標とも類似している。教育内容においてもプログラミング、アルゴリズムとデータ構造、コンピュータアーキテクチャ等類似の授業が開講されている。

- ・入試…[国立大学の前期日程](#)、[および同志社大学の学部個別日程](#)、[立命館大学の全学統一方式理系](#)について、英語と数学をいずれも必須科目とし、数学については数Ⅲを出題範囲に含めている。一方、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースは英語のみ必須科目、もう一科目として国語・数学・理科より1科目選択必須とし、数学には数Ⅲを出題範囲に含めていない。個別学力検査前期日程はもっとも募集人員の多い試験区分であるが、競合校は数Ⅲを学習していないと受験に支障があるのに対し、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースは数Ⅲを学んでいない所謂文系の受験生にも受験の機会を与えている点で違いがある。
- ・学生納付金、奨学制度などの修学支援の内容…[国立大学の競合校](#)と生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースは入学科・授業料ともに同額で、[初年次合計817,800円](#)である。[私立大学の競合校](#)については、[同志社大学は初年次合計1,743,000円](#)、[立命館大学は初年次合計1,872,600円](#)と高額となっている。
- ・就職支援の内容…競合校の就職支援の内容の詳細は確認できないが、[特に国立大学の競合校においては](#)大学院進学者が多い点で共通点があると言える。大学院で高い専門性を身に付けたうえで就職することを推奨しているものと考えられ、進路指導の観点で類似性が感じられる。
- ・取得できる資格…[お茶の水女子大学](#)で取得できる資格は高等学校一種免許状（情報）、社会調査士（資格）、学芸員である。[京都大学](#)、[大阪大学](#)および[立命館大学](#)で取得できる資格は高等学校一種免許状（情報）である。[同志社大学](#)で取得できる資格は高等学校一種免許状（情報）、[学校図書館司書教諭一種](#)、[司書](#)、[学芸員](#)である。これらに対し、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースでは高等学校一種免許状（情報）と学芸員のほか、[社会福祉主事（任用資格）](#)を取得可能である。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の実施状況は下記のとおりである。

競合校	年度	志願者数	合格者数（定員）	倍率
お茶の水女子 大学理学部情 報科学科	令和 5	71	23	3.09
	令和 4	81	25	3.24
	令和 3	52	25	2.08
京都大学工学 部情報学科	令和 5	363	88	4.13
	令和 4	408	87	4.69
	令和 3	402	87	4.62
大阪大学基礎 工学部情報科 学科	令和 5	294	74	3.97
	令和 4	248	74	3.26
	令和 3	278	75	3.71
同志社大学理 工学部情報シ ステムデザイ ン学科	令和 5	1438	407	3.53
	令和 4	1217	437	2.78
	令和 3	995	303	3.28
立命館大学情 報理工学部	令和 5	8250	2461	3.35
	令和 4	7446	2468	3.02
	令和 3	7023	2681	2.62

※倍率は「志願者数÷合格者数（合格者数が不明な場合は定員）」で算定

※私立大学については複数日程での入試の合算（同志社大学：全学部日程＋学部個別日程＋共テ；立命館大学：一般選抜＋総合型選抜＋共テ）

ウ 収容定員を増加する組織において定員を充足できる根拠等

イのお茶の水女子大学を基準として考えると、少なくとも3倍程度の倍率で、25名前後の入学者数を確保できるものと推察する。生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コース一般選抜前期日程過去3年間の倍率は3.13であった。競合校においても、おおむね3倍程度以上の倍率で推移している。近畿圏内においても、国立2大学での競争倍率は高止まるとともに、私立大学での進学希望者の多くが情報系学部へ合格できていない現状がある。これらの情報系学部への進学希望者の受け皿として機能しうることから、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースにおいては最低限現状の倍率を維持することができる。このことから、定員増を行っても入学定員は確保できるものと考え、（3）①イに記載した新たな取組を通じ、入学者の確保を実現する。

入試の観点では、競合校では数Ⅲを出題範囲に含めており、高校時代に所謂理系の学習を行っていない者には受験が難しいのが実情であるが、生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースは科目選択によっては所謂文系の学生でも受験可能であり、社会のデジタル化といった社会学的な観点から情報に興味関心を持つ文系の学生にも門戸を開いている点に特徴がある。この点は志願者確保、入学者確保の観点で効果があるもの

と考える。また、取得可能な資格も競合校に比して多い点も志願者にとっては魅力である
と考える。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

入学金、授業料については文部科学省令規定の入学金 282,000 円、授業料年間 535,800
円を採用する。

③先行事例分析

該当する先行事例無し。

④学生確保に関するアンケート調査

ア 1 年次入学

入学定員を 15 名から 27 名に増員する 1 年次入学の志願者・入学者増に向けた方策
としては先述の生活情報通信科学コース応援サイトを活用したいと考えており、構築
した応援サイトへの評価について学生にアンケートを行うことで広報効果を検証した。
また、併せて「奈良女子大学以外の大学で情報を専門的に学んでいる女子学生」につい
て情報提供を呼び掛けた。

調査期間は令和 6 年 3 月 5 日（火）から 3 月 15 日（金）までで GoogleForm を用い
て調査を行った。調査対象者は生活情報通信科学コースに在学する 1 年次から 4 年次
までの学生 75 名である。（1 年 18 名、2 年 16 名、3 年 22 名、4 年 19 名。休学中の学
生には調査を行っていない）

調査結果は別紙 6 のとおりである。サイトへの評価は非常に高く、コースの実情を知
る現役学生にも魅力的なサイトが構築できていると判断できる。また、66.7%の学生が
サイトの存在を友人等に共有したいと回答しており、波及力のあるサイトともなっ
ていると判断する。さらに回答者の半数程度（51.1%）が「友人等で奈良女子大学以外の
大学で情報を専門的に学んでいる女子学生」がいると回答しており、情報を専門的に学
ぶ女子大学生は一定数おり、宣伝等をうまく実施できれば、定員を増員しても志願者・
入学者の確保は可能と判断する。

イ 3 年次編入学

高等専門学校に限らず短期大学や専門学校卒業後の進路として、また他大学からの
編入の可能性も含めて、10 代・20 代の女性を対象に、インターネット調査サービス
を利用し、情報科学・情報工学・情報学・人工知能等を学ぶことへの興味、生活情報通信
科学コースにおける「生活者目線からの情報通信関連技術の教育研究」への興味、3 年
次編入への興味と編入学入試への受験意思、合格時の入学意思についてのアンケート
を実施し 1,650 件の回答を得た。調査結果は別紙 7 のとおりである。情報科学等を学ぶ

ことに興味を示した回答が 352 件あり、その中で生活情報通信科学コースの取り組みや編入学への興味を示した回答が 162 件であった。そのうち受験への明確な意思を示した回答は 21 件で、合格すれば入学するという明確な回答が 10 件あった。また、受験を検討したい及び興味があるとした回答計 97 件のうち、もし受験し合格すれば入学したいとした回答も 9 件あった。この結果から、奈良女子大学生生活情報通信科学コースの取り組みや編入学への興味を持った人の 1 割強が入学を希望していると判断できる。一般には高卒時の女子の理工系進学率は 2 割に満たない状況であるが、本コースの生活者目線という位置付けや将来のキャリアを見据えた教育プログラムを提示すれば情報科学系領域を編入学という形で学んでみたいと考える女性が一定程度存在することの表れと言える。潜在的に相当数の女性が情報科学等を学ぶための当コースへの編入学に前向きであると期待でき、8 名への定員変更後、継続的な学生確保は十分に可能であると判断する。

⑤ 3 年次編入学についての高等専門学校教職員との意見交換

8 名の定員を設けて学生を受け入れる 3 年次編入学については、高等専門学校からの編入学者受入れを積極的に行いたいと考えており、令和 5 年 9 月から 10 月の間、全国の国公立高等専門学校 31 校を生活情報通信科学コース教員が訪問し、高等専門学校教職員と意見交換を行った。高等専門学校教職員から寄せられたコメントは別紙 5 のとおりである。女子のみ 8 名という過去類例を見ない人数の編入学定員については大多数の高等専門学校より女子学生の有力な編入学先となるとの好意的な評価が得られた。また、学校訪問の中で学生向けに説明会の開催希望が寄せられた大阪公立大学附属高等専門学校、奈良工業高等専門学校に対しては生活情報通信科学コース教員が赴いての学校説明会を開催した。説明会も好評に終了し、志願者が確保できる手ごたえを感じたところである。これまでも生活情報通信科学コースには高等専門学校の他、4 年制大学や短期大学、専門学校から編入学者を受入れしてきたところである。こうした実績を拡充することで編入学者を確保する。

以 上

収容定員を増加する組織が置かれる都道府県への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位 5 都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	大阪府	26人	16.5%
2	愛知県	15人	9.5%
3	奈良県	13人	8.2%
4	兵庫県	12人	7.6%
5	京都府	11人	7.0%
	全 体	158人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合のみ作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○収容定員を増加する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	奈良県（近畿（京都、大阪、兵庫を除く））	93.54%	90.45%	85.11%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○収容定員を増加する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1	家政学	94.11%	95.28%	89.01%
2	理・工学	100.90%	104.35%	101.88%

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

既設学科等の入学定員の充足状況（直近5年間）

大学学部学科等名：生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コース

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平均
総合型選抜	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
学校推薦型選抜	募集人数	4人	4人	4人	3人	3人	4人
	延べ人数	11人	6人	5人	2人	14人	8人
	志願者数	10人	6人	5人	2人	14人	7人
	受験者数	6人	5人	4人	2人	5人	4人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	11人	6人	5人	2人	14人	8人
	志願者数	10人	6人	5人	2人	14人	7人
	受験者数	6人	5人	4人	2人	5人	4人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	6人	5人	4人	2人	5人	4人
一般選抜	募集人数	13人	13人	13人	12人	12人	13人
	延べ人数	70人	22人	50人	38人	56人	47人
	志願者数	48人	15人	36人	26人	33人	32人
	受験者数	13人	15人	17人	17人	13人	15人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	1人	1人	2人	1人	1人
	実人数	70人	22人	50人	38人	56人	47人
	志願者数	48人	15人	36人	26人	33人	32人
	受験者数	13人	15人	17人	17人	13人	15人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	1人	1人	2人	1人	1人
	入学者数	12人	14人	16人	15人	12人	14人
共通テスト利用入試	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	志願者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	受験者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他の特別選抜	募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延べ人数	3人	0人	1人	1人	1人	1人
	志願者数	3人	0人	1人	1人	1人	1人
	受験者数	1人	0人	1人	1人	1人	1人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	3人	0人	1人	1人	1人	1人
	志願者数	3人	0人	1人	1人	1人	1人
	受験者数	1人	0人	1人	1人	1人	1人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	1人	0人	1人	1人	1人	1人
合計	募集人数	17人	17人	17人	15人	15人	16人
	延べ人数	84人	28人	57人	41人	71人	56人
	志願者数	61人	21人	43人	29人	48人	40人
	受験者数	20人	20人	22人	20人	19人	20人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	1人	1人	2人	1人	1人
	実人数	84人	28人	57人	41人	71人	56人
	志願者数	61人	21人	43人	29人	48人	40人
	受験者数	20人	20人	22人	20人	19人	20人
	合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数	1人	1人	1人	2人	1人	1人
	入学者数	19人	19人	21人	18人	18人	19人

3. 入学定員充足率

	H31年度入試	R2年度入試	R3年度入試	R4年度入試	R5年度入試	平均
入学定員	17人	17人	17人	15人	15人	16.2
入学定員充足率	1.12	1.12	1.24	1.20	1.20	1.17
歩留率	0.95	0.95	0.95	0.90	0.95	0.94

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

令和5、令和4年度実績は生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コース（入学定員15名）、令和3年度以前は前身の生活環境学部情報環境学科生活情報通信科学コース（入学定員17名）の実績である。

情報衣環境学科／文化情報学科 生活情報通信科学コース私費外国人留学生入試志願等状況

	志願者数	合格者数	入学者数
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0
平成31年度	2	0	0
令和2年度	0	0	0
令和3年度	1	1	1
令和4年度	0	0	0
令和5年度	1	1	1

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：WEBコンテンツ視聴型オープンキャンパス（生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コ

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	11943人	2352人	①取組概要 コロナ禍の影響で実際に大学に入学してのオープンキャンパスに支障が出たことを受け、動画等をウェブ掲載することで大学の情報を得てもらうオンデマンド形式のオープンキャンパスである。なお、当初、期間を定めての公開であったが、令和4年秋以降は奈良女子大学HPで常時アクセス可能な状態にし参加者数のカウントを行わなくなったため、R5年度入試の参加者等は夏のオープンキャンパスにおける参加者数である。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 オープンキャンパスは入学志願者が大学を知る好機として人気があるイベントであるが、コロナ禍を経てWEBコンテンツ視聴等の非対面型のオープンキャンパスも盛んになってきている。生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースでは従来の取組を継続することに加え、独自の応援サイト「IT学ぶナラ奈良女子大学【生活情報通信科学コース】https://nara.jo.info」を開設し、Youtube、Instagram等のSNSも開設、広報を強化し、入学者確保に繋げたい。
うち受験対象者数 (b)	11943人	2352人	
うち受験者数 (c)			
うち入学者数 (d)			
(受験率 c/b)	0人	0人	
(入学率 d/b)	0人	0人	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：編入学入試相談会（生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コース）

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数 (a)	1人	2人	①取組概要 第3年次編入学希望者向けにZoomを用いた遠隔での入試相談会を学科・コース毎に実施している。受験前に疑問点を解消する機会として好評を得ている取組である。 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 相談会参加者の受験・入学実績があり、取組を継続する。また、令和5年度より編入学志願者向けにオープンラボを実施することとし、2日間で計 名の参加者があった。高等専門学校等に広報し、編入学希望者に丁寧な説明の機会を設け、編入学者の確保に繋げたい。編入学元としては高等専門学校をメインターゲットとしているが、令和5年度に高専訪問を行ったところ、従来高専からの編入先としては豊橋技術科学大学、長岡技術科学大学の2大学が主流であったところであるが、奈良女子大学生活環境学部文化情報学科生活情報通信科学コースで8名という大人数を受け入れることになるのであれば、入学を志願する学生は多いであろうとのコメントを受けている。実際、令和5年度に実施したオープンラボにも高専生が複数名参加している。
うち受験対象者数 (b)	1人	2人	
うち受験者数 (c)	1人	1人	
うち入学者数 (d)	1人	0人	
(受験率 c/b)	1人	1人	
(入学率 d/b)	1人	0人	

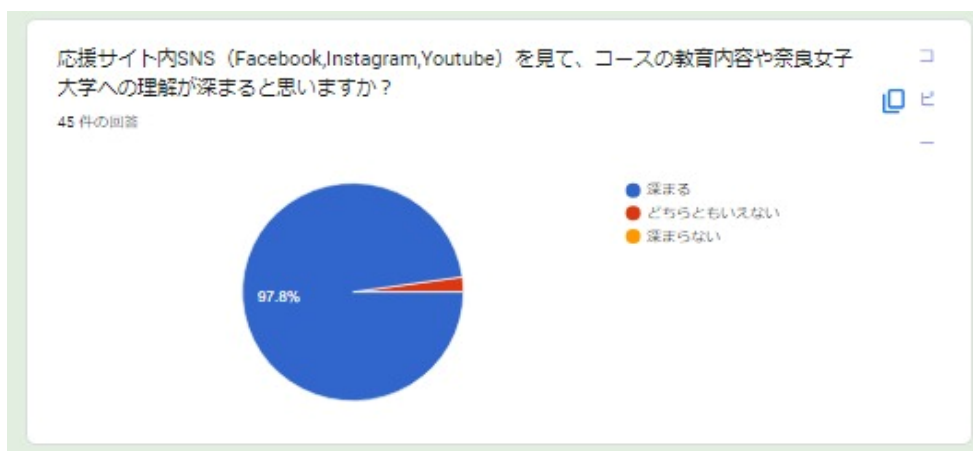
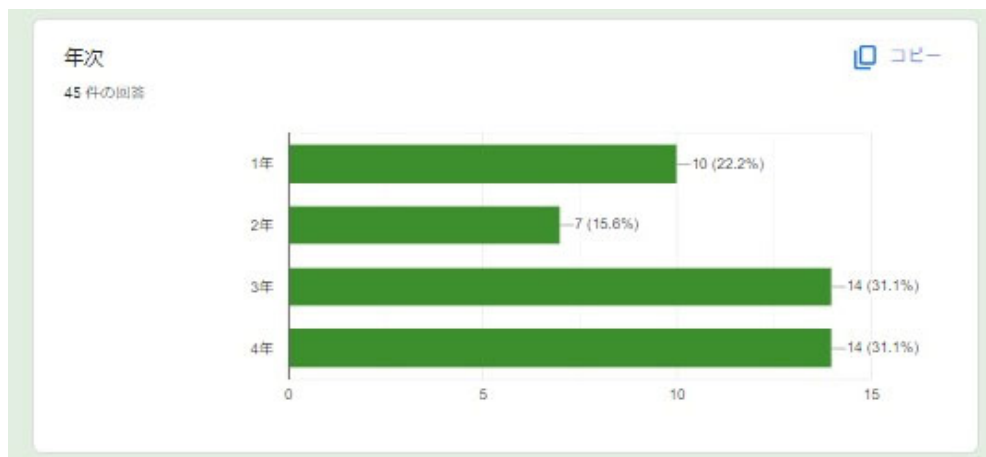
生活情報通信科学コース教員による高等専門学校訪問記録

訪問日時	名称	コメント
9月1日	舞鶴工業高等専門学校	女子は2割ぐらいで情報系の女子は就職する学生が多いが、編入学も推奨すること
9月4日	久留米工業高等専門学校	これまで就職：進学編入が55:45だったのが、最近は進学編入が多くなっているとのこと
9月5日	鳥羽商船高等専門学校	情報機械システム工学科があって、2割ぐらいは女子学生がいる
9月6日	富山高等専門学校	近年、奈良女子大学生活情報通信科学コースに編入学実績があり、興味を持っているとのこと
9月7日	仙台高等専門学校	奈良女子大学の編入学定員増は学生が興味を持つとの意見。 奈良女子大学が制作した高度情報人材育成事業の案内を学生向けにWEB掲載していただいた。
9月8日	八戸工業高等専門学校	卒業生は県内に留まる率が高いが、情報提供等で協力すること。
9月11日	木更津工業高等専門学校	千葉大への編入学者が多いが、8名という編入学定員には魅力を感じる者が多く、志願者もいるだろう。
9月12日	鶴岡工業高等専門学校	女子学生には情報系学生が多いとのこと。
9月12日	大阪公立大学附属高等専門学校	オープンラボ、インターンシップ、学生向け説明会を実施してほしい 奈良女は学生・父兄ともに知名度がある
9月13日	茨城工業高等専門学校	情報系以外の学生からも受験希望者が出るだろう。
9月14日	香川高等専門学校	情報系教員内で情報共有頂けることになった。
9月14日	新居浜工業高等専門学校	複数の学科が編入学対象となる。
9月14日	奈良工業高等専門学校	研究室訪問の機会を設けてほしい
9月18日	津山工業高等専門学校	総合理工学科に改組し、2年後の時期には女子学生が多く、志願者がいるだろうと考える。
9月19日	米子工業高等専門学校	女子学生はそれなりの人数が在学しており、編入学を希望する者もいるだろうとのこと。
9月19日	近畿大学工業高等専門学校	女子学生には就職希望者が多かったが、通学可能な範囲に編入学可能な大学があれば、進学者が増える
9月20日	岐阜工業高等専門学校	情報以外の分野の学生も受入れが可能かと聞かれ、可能と回答
9月20日	福井工業高等専門学校	これまで長岡技術科学大や豊橋技術科学大への進学者が多かったが、選択肢が増えると希望者も出てくるだろう。
9月21日	大島商船高等専門学校	情報系女子の人数は増加中。女子学生にとって奈良女子大への編入は有力な選択肢となる。
9月22日	秋田工業高等専門学校	積極的に編入学を推奨頂ける
9月22日	和歌山工業高等専門学校	奈良女子大学の情報系で推薦枠を作ってくれたなら、応募する学生がいる可能性は十分にある。
9月25日	長野工業高等専門学校	編入学実績有。
9月26日	群馬工業高等専門学校	お茶の水女子大への編入学希望者が一定程度おり、そうした学生には奈良女子大も選択肢に入るだろう。
9月27日	阿南工業高等専門学校	学年によるが、女子学生がある程度いる学年ならば、選択肢に入るだろう。
9月28日	北九州工業高等専門学校	九州工業大学への編入学希望者が多いが、8名の定員だと奈良女子大学への編入学希望者もいるだろう。
9月29日	呉工業高等専門学校	編入学の選択肢として大きな割合を占めるだろう。
10月3日	徳山工業高等専門学校	女子学生には有力な編入学先となるだろう。
10月4日	沼津工業高等専門学校	過去に編入学者がいた実績もあり、学生4名にも情報提供をして頂け、受験者が見込めるとのこと。
10月5日	東京工業高等専門学校	お茶の水女子大への編入学希望者が多いが、そうした学生には奈良女子大も選択肢に入るだろう。
10月6日	福島工業高等専門学校	長岡技術科学大や豊橋技術科学大に並ぶ編入学希望大学になるだろう。
10月6日	明石工業高等専門学校	可能であれば、インターンシップを開催してほしい。
11月14日	大阪公立大学附属高等専門学校	学生向け説明会実施
11月16日	奈良工業高等専門学校	学生向け説明会実施

生活情報通信科学コースに関するアンケート(集計結果)

調査期間: 令和6年3月5日(火)から3月15日(金)

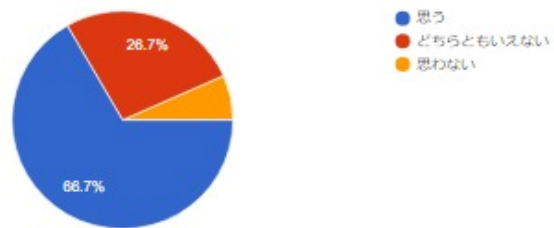
調査方法: GoogleFormを用いたオンライン調査

調査対象者: 生活情報通信科学コースに在学する1年次から4年次までの学生75名
(1年18名、2年16名、3年22名、4年19名。休学中の学生には調査を行っていない)

ご友人等に応援サイトの存在を共有したいと思いますか？

45 件の回答

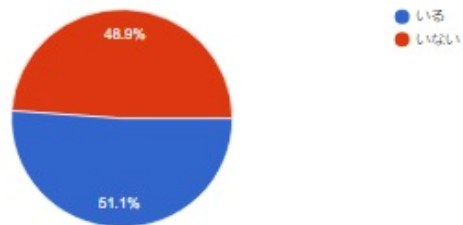
 コピー



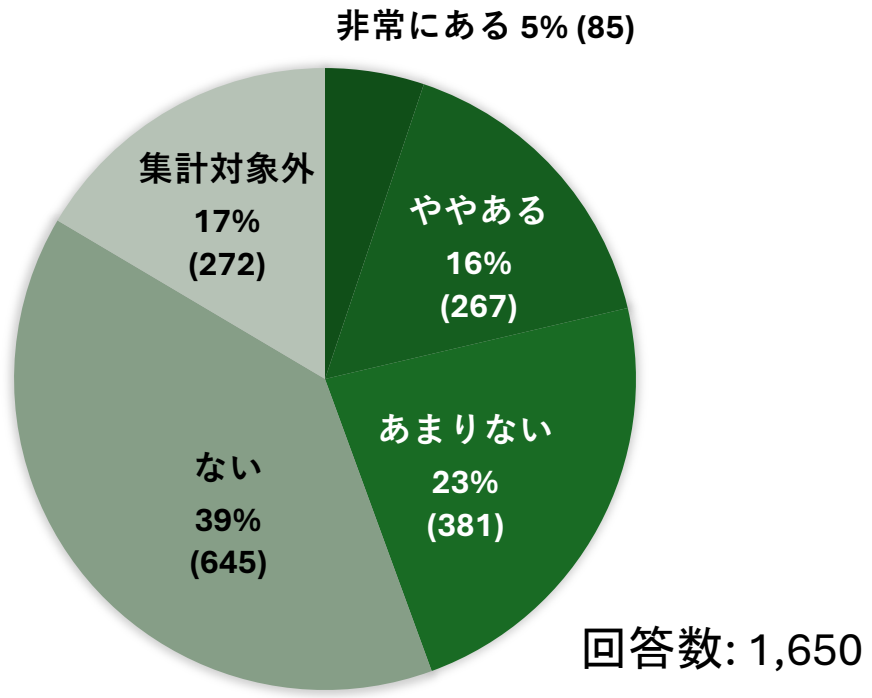
ご友人等に奈良女子大学以外の大学で情報を専門的に学んでいる女子学生はおられますか？

45 件の回答

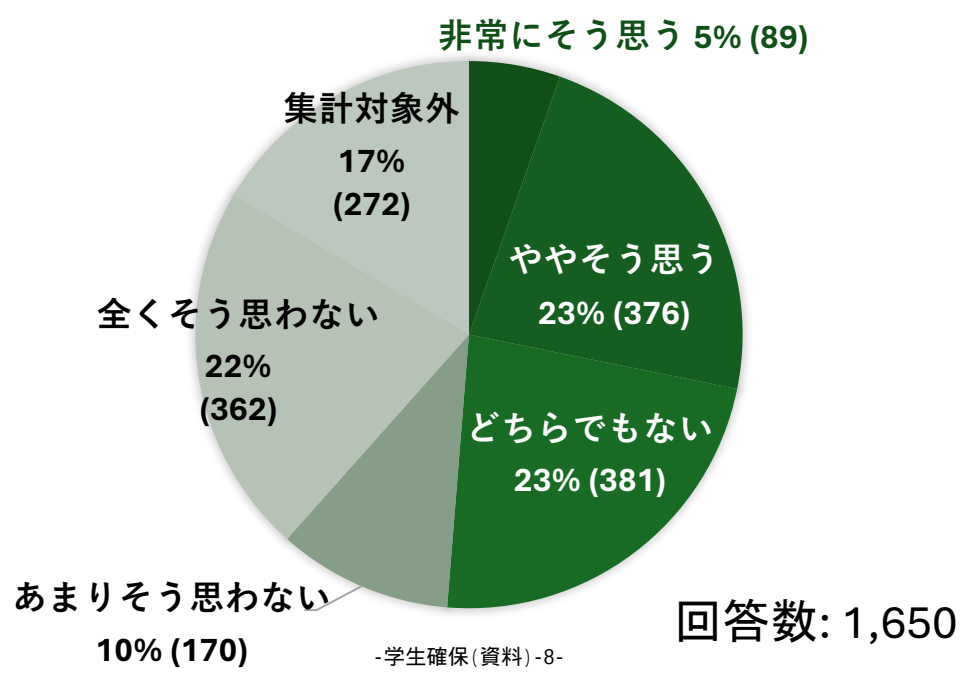
 コピー



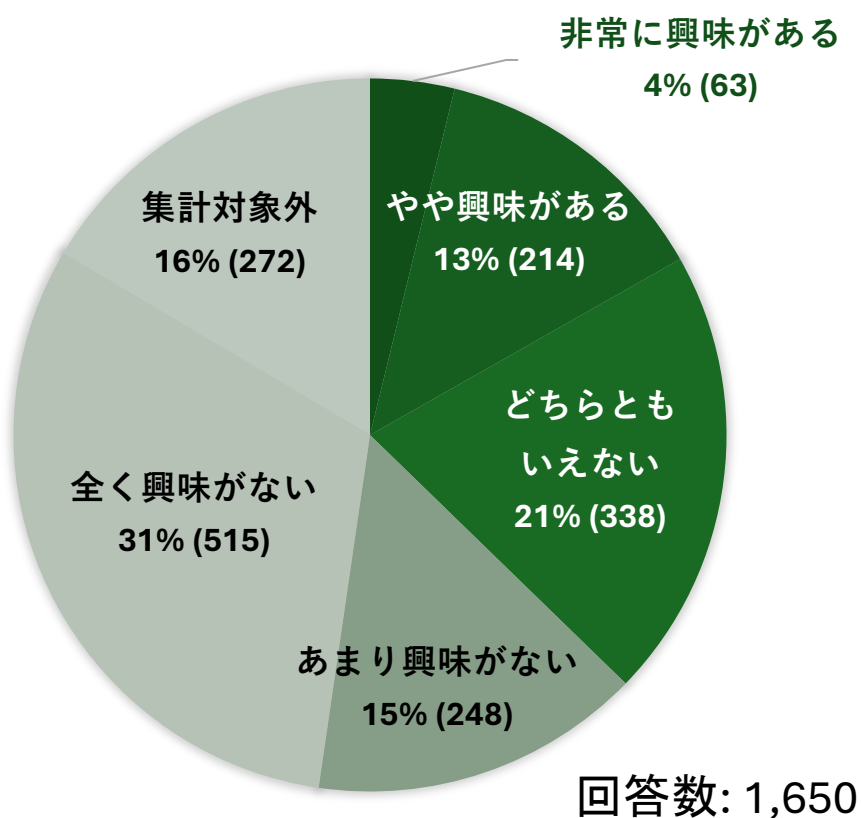
Q1:今後、情報科学、情報工学、情報学、人工知能等を学ぶことに興味がありますか？



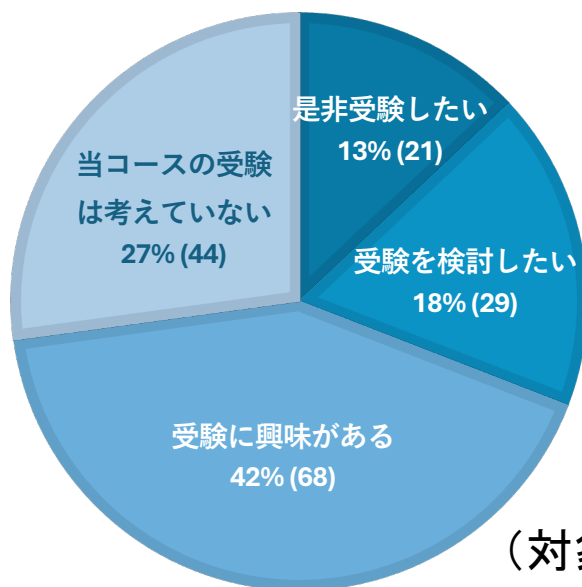
Q2:奈良女子大学生生活環境学部の生活情報通信科学コースでは、生活者目線からの情報通信関連技術の教育・研究（生活×情報）を推進しています。このような取り組みに魅力を感じますか？



Q3:奈良女子大学の生活情報通信科学コースでは、専門学校や短大、高専の卒業後や4年制大学2年次終了後もしくは大学卒業後に第3年次に編入できます（社会人からの入学も可）。編入に興味がありますか？



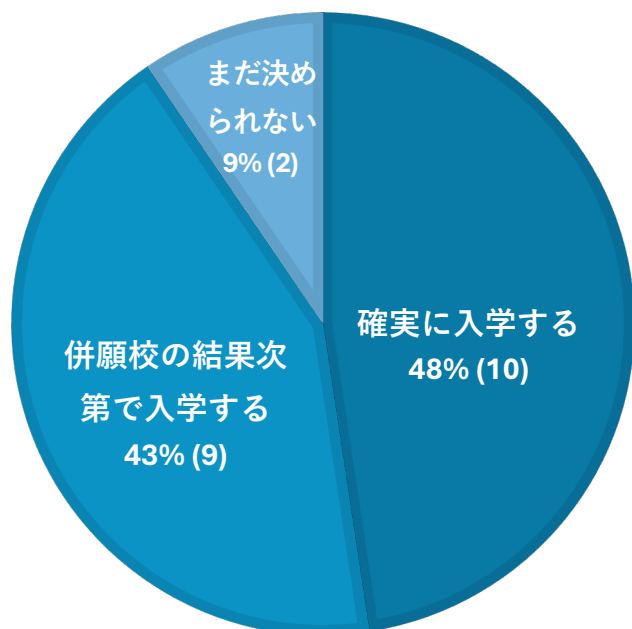
【Q1-Q3のすべてで興味を示した回答において】 Q4: 奈良女子大学の生活情報通信科学コースへの編入学入試を受験したいと思いますか。



(対象162回答中)

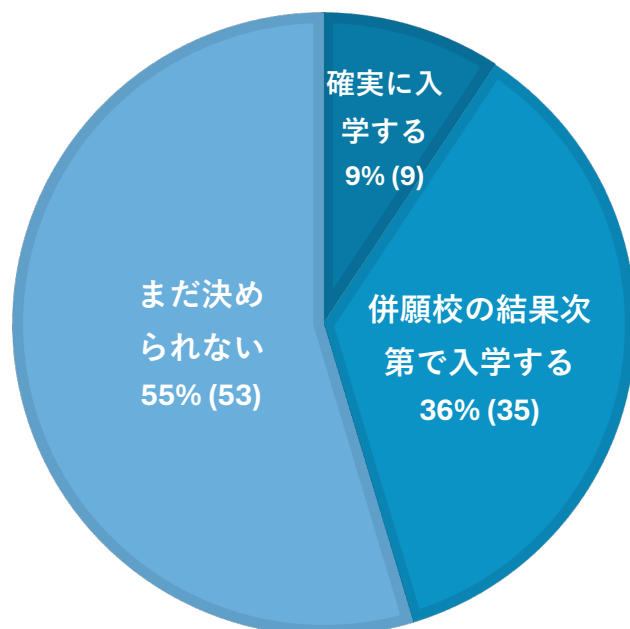
Q5: 当コースへの編入学試験を受験し合格した場合、どのくらい当コースへの進学の意味がありますか。

(Q4で「是非受験したい」と回答)



(対象21回答中)

(Q4で「受験を検討したい」「受験に興味がある」と回答)



(対象97回答中)

志望校をさがす

大学入試情報

学習対策と模試活用

先輩の声

受験を乗り切ろう

大学検索システム

大学名の一部を入力

Kei-Net > 大学入試情報 > これからの入試 > 全統模試からみる2024年度入試の志望動向

大学入試情報

大学入学共通テスト特集

大学入試の基礎知識

2024年度入試情報

2025年度（新課程）入試情報

これまでの入試

2024年度入試の概要

全統模試からみる2024年度入試の志望動向

ここからは、この秋実施した第3回全統共通テスト模試の結果からみる2024年度入試の志望動向についてお伝えします。模試の受験者は前年比96%と、先ごろ公表された共通テストの志願者前年比と同率でした。模試受験者の志望校記入状況をみると、国公立大の志望者数は前年並みを維持、実質人気といえます。一方、私立大では国公立大を志望しない私立大専願者の減少率の高さが目立ちました。私立大専願者の共通テスト離れをうかがわせます。

国公立大の動向

私立大の動向

国公立大の動向

国公立大の人気は堅調

国公立大入試の中心である前期日程の志望者数は前年比100%と前年並みを維持しました<図表9>。また、後期日程で前年比102%、中期日程で105%といずれも志望者が増加しました。

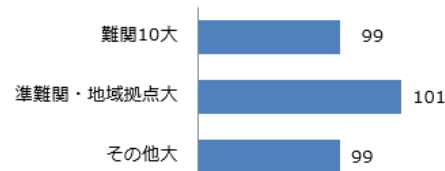
国公立大を3つのグループに分けて動向を確認すると、いずれも志望者前年比に大きな差はみられませんでした。新課程入試を翌年に控えているものの、難関大を敬遠する動きはみられませんでした<図表10>。一方で、先ほど見たように中・後期の志望者は増加傾向で、第1志望を下げることは考えないものの保険を手厚くする受験生が増えている様子が見られます。

<図表9> 国公立大 志望動向（日程別）



※第3回全統共通テスト模試より（以降、全て同じ）
※数値は志望者前年比 (%)

<図表10> 国公立大 志望動向（大学グループ別）



※前期日程で集計、数値は志望者前年比 (%)
※難関10大：旧帝大+東京工業・一橋・神戸
※準難関・地域拠点大：筑波・千葉・東京都立・横浜国立・新潟・金沢・大阪公立・岡山・広島・熊本

理系学部を中心に難関資格系が人気

国公立大の系統人気を確認しましょう。<図表11>の棒グラフの濃い色は学部系統を、その右側の薄い色は各系統内の特徴的な分野を抜粋しています。グラフ内の横線は前期日程全体の前年比100%のラインを示しており、このラインより上なら人気、下なら不人気を示します。

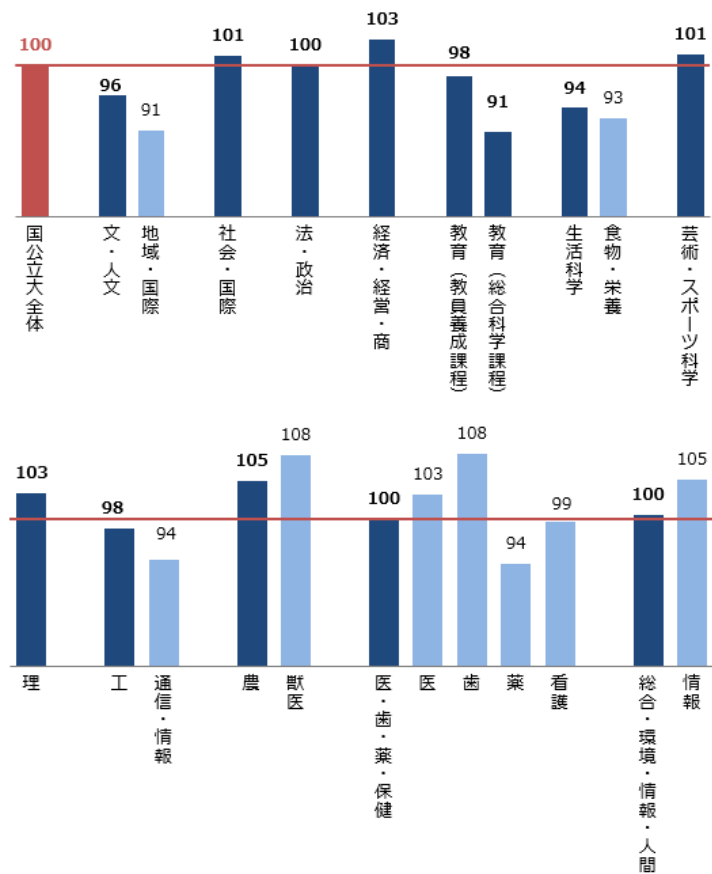
全体的な傾向としては、「理」「農」を代表に理系の人気が高くなりました。なかでも「医」「歯」「獣医」などの難関資格系で志望者が増加しました。

文系では、実学を学ぶ「経済・経営・商」系統で前年比103%と志望者が増加しました。一方で「地域・国際」ではコロナ禍の影響からいまだ抜けきれず、減少傾向が続いています。

学際系の「情報」では志望者が増加しました。ただし、学部の新設にともなう募集人員の増加率には追いついておらず、競争は緩和しそうです。また、「生活科学」系統や「文・人文」で志望者が減少しました。

系統人気の変化には女子の志向の変化が大きく影響しています。

＜図表11＞ 国公立大 学部系統別の志望動向



※前期日程で集計

※グラフ内の数値は志望者前年比（%）、濃い色は学部系統を、その右側の薄い色は系統内の特徴のある分野（抜粋）を示す

国公立大トピック

情報系の学部・学科で新設・改組が盛んです。ただし、受験生の認知が進んでいない大学もあり、下関市立大（データサイエンス）、周南公立大（情報科学）などでは志望者はそれほど多くありません。

冒頭でもお伝えした通り、来春は理工系学部を中心に入学定員を増やす大学がみられます。例えば、東京工業大（情報理工）では、前期の募集人員が26名増加します。模試の志望者数は前年比98%とやや減少していますが、入口は広がっており、チャンスといえそうです。

入試科目を変更する大学では、山梨大(医－医－後)は2次で英語を追加します。志望者は前年比92%と減少しました。信州大(繊維－前(応用生物科学のぞく))も2次で数学を追加します。志望者は前年比77%と、こちらも減少しました。

近年は文理横断の観点から文系・理系双方の受験生が受験できるような入試科目の設定をする大学が増えてきています。長崎大（情報データ科学）では来春、文系受験・理系受験の2方式で入試を実施します。ただ、模試の志望者を見ると、ほとんどが理系受験に集まっています。

私立大の動向

私立大志望者数は減少

私立大全体の志望者数は前年比95%と減少しました。方式別では一般方式で前年比91%、共通テスト方式で同104%と共通テスト方式で増加しました。

新課程入試を控え、国公立大との併願者が幅広いレベルの私立大を志望

都市部の主な私立大の志望動向をグループ別にみると、早慶上理で前年比96%、MARCHが同98%、関関

＜図表12＞ 私立大 志望動向（主要グループ別）

同立で同102%と模試受験者の減少率を考慮すると難関大を敬遠する動きはみられませんでした<図表12>。

ただし、日東駒専で前年比99%、成成明國武で同105%と難関大グループより堅調に志望者を集めました。これらのグループでは、とりわけ共通テスト方式で増加率が高くなっています。新課程入試を翌年に控え、国公立大志望者が幅広いレベルの私立大を併願先として検討し、その際に国公立大志望者にとっては負担が軽い共通テスト方式を考えている様子がうかがえます。



※一般+共通テスト方式で集計、数値は志望者前年比 (%)

※早慶上理: 早稲田,慶應義塾,上智,東京理科大学

MARCH: 明治,青山学院,立教,中央,法政

日東駒専: 日本,東洋,駒澤,専修

成成明國武: 成蹊,成城,明治学院,國學院,武蔵

関関同立: 関西,関西学院,同志社,立命館

女子のキャリア志向の変化が顕著に

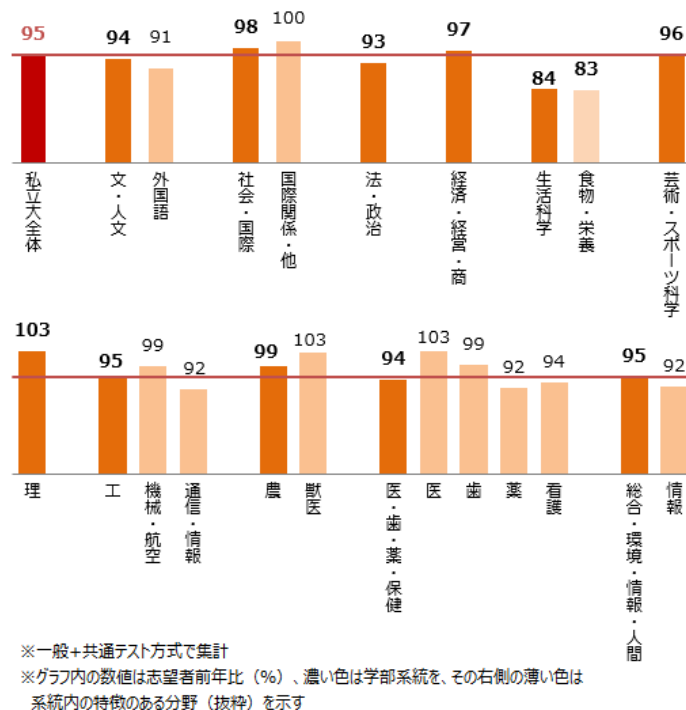
次に、学部系統別の状況をみていきます。<図表13>の棒グラフの濃い色は学部系統を、その右側の薄い色は各系統内の特徴ある分野を抜粋しています。グラフ内の横線は、私立大全体の前年比95%のラインを示しています。

私立大も国公立大とほぼ同様の動向となりました。理系学部では「理」「農」が人気です。また、難関資格系である「医」「獣医」なども志望者が増加しました。

女子の動向に注目すると、文系の「法・政治」系統で全体より減少率が低くなっています。「理」「工」「農」系統では、女子の増加率の上昇が目立ちました。もともと女子占有率の高い分野だけでなく「機械・航空」など、女子占有率が低い分野で女子志望者の伸びが目立ちました。

一方で、「生活科学」「看護」では私立大でも志望者が減少しました。

<図表13> 私立大 学部系統別の志望動向



※一般+共通テスト方式で集計

※グラフ内の数値は志望者前年比 (%)、濃い色は学部系統を、その右側の薄い色は系統内の特徴のある分野（抜粋）を示す

私立大トピック

志望動向に影響しそうな変更がある大学の今模試での動向をみていきましょう。青山学院大（理工、社会情報）では一部の方式が共通テスト併用方式から共通テスト不要の一般方式となりました。これが影響してか、社会情報学部の志望者は前年比168%と大幅に増加しました。

立教大（異文化コミュニケーション）は入学定員が増加します。これに伴い、一般選抜でも募集人員が増加しますが、志望者は前年並みにとどまっています。昨春まで2年連続で志願者が減少していることもあり、定員増が認知されると志願者は増加するかもしれません。

一方、明治大（法）の募集人員は一般選抜（学部別入試）から指定校推薦へシフト、メイン入試である学部別入試の募集人員が60名減員（前年比84%）となります。こちらの志望者は前年比79%と2割以上減少しました。

豊田工業大と産業医科大（医）では、これまで共通テスト方式のみでしたが、新たに一般方式を実施します。豊田工業大では共通テスト方式の募集人員計25名に対し、一般方式は40名と一般方式の方が多くなります。産業医科大の一般方式（B方式）では募集人員5名に対し、300人を超える志望者が集まっており、厳しい入試が予想されます。

[前のページ：総合型・学校推薦型選抜の志願状況（速報）](#)

[次のページ：2025年度入試情報と今後の展望について](#)

2024年度入試の概要

- 2024年度入試の受験環境
- 国公立大入試の主なポイント
- 私立大入試の主なポイント
- 総合型・学校推薦型選抜の志願状況（速報）
- 全統模試からみる2024年度入試の志望動向
- 2025年度入試情報と今後の展望について

Kei-Net

 [メルマガ登録](#)

志望校をさがす

- 大学検索システム
- 入試難易予想ランキング表
- 模試判定システム
- オープンキャンパス情報
- 学問を知る
- 職業を考える
- 海外留学と大学選び
- 注目の大学
- 受験校決定のポイント

大学入試情報

- 大学入学共通テスト特集
- 大学入試の基礎知識
- 2024年度入試情報
- 2025年度（新課程）入試情報
- これまでの入試

学習対策と模試活用

- 共通テスト対策
- 大学別学習対策
- 国公立大二次試験対策
- 小論文・総合問題対策
- 面接対策
- 実技対策
- 模試の活用
- 参考書の選び方
- 先輩の勉強ノート大公開
- 新課程学習アドバイス

先輩の声

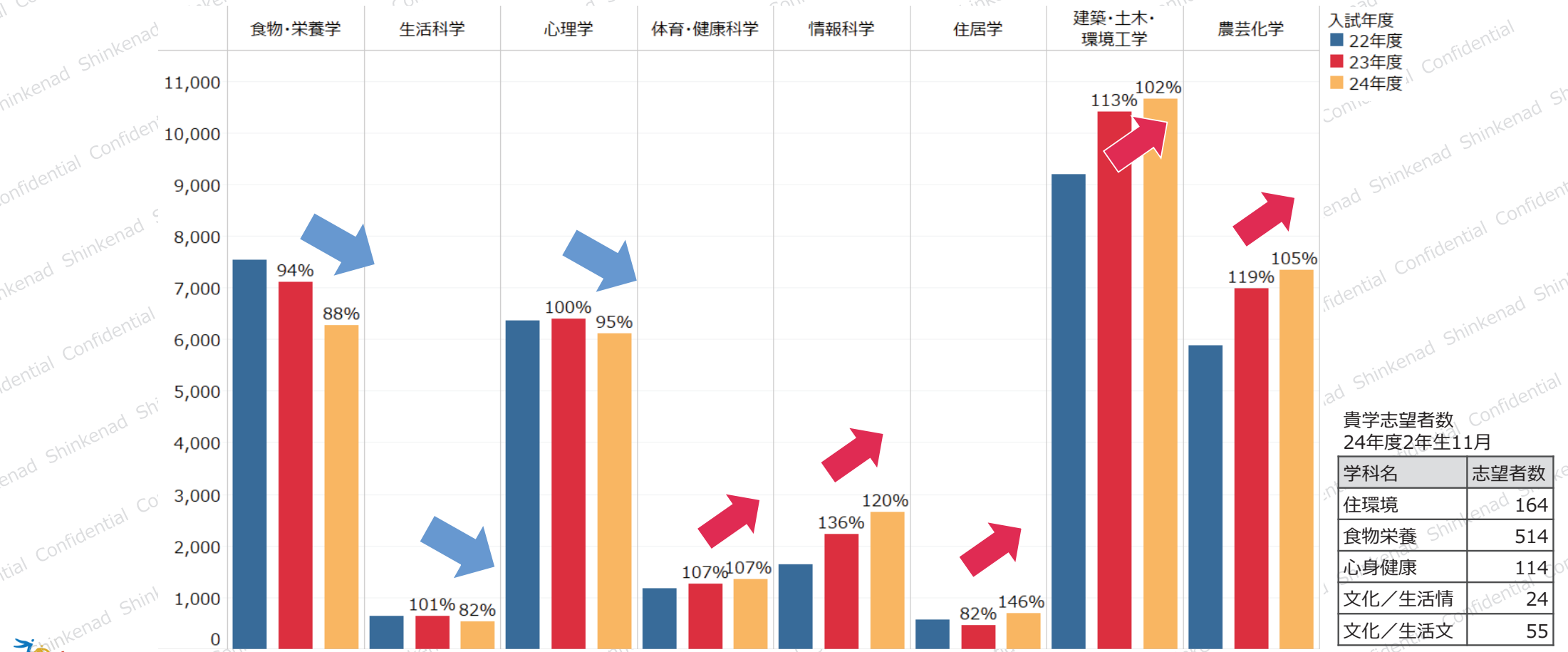
- 特派員の声
- キャンパスライフ

受験を乗り切ろう

- 高1・2生のうちにやっておくべき5つのミッション
- 合格をつかむ！1年間の過ごし方
- いよいよ受験本番！がんばれ受験生
- 受験の宿の選び方
- 春から大学生になるみなさんへ
- お部屋探しのポイント
- 親の気持ち、子のキモチ

貴学の大半を占める食物・栄養学志望者は減少傾向。その他貴学で学べる系統からも獲得拡大を図りたい

学問系統別志望者数
(2年生11月模試／国公立大／偏差値、エリアすべて／女子、その他)



貴学志望者数
24年度2年生11月

学科名	志望者数
住環境	164
食物栄養	514
心身健康	114
文化／生活情	24
文化／生活文	55

「AI人材」6割不足～関西で25年、民間予測

2017年9月20日 6:05



りそな総合研究所は19日、人工知能（AI）やあらゆるモノがネットにつながるIoTなどの技術を活用できる人材が今後関西で大幅に不足するとのリポートをまとめた。2025年に関西で必要な人数のうち確保できる割合は4割弱にとどまると予測。打開策として民間企業による人材の育成機関設立などを提唱した。

経済産業省のIT人材に関する全国ベースの調査・推計を基にまとめた。関西では25年に6.8万人のAI人材が必要と予想。これに対して実際に確保できるのは38%の2.6万人にとどまり、6割が不足することになる。充足率は16年に48%、20年に41%で、不足割合は年々大きくなっていく。

関東では25年時点で必要数の69%を確保できるとみており、IT企業が関東に比べて立地していない関西の状況はより厳しい見通しだ。

改善策として「関西が強みを持つ電機など関連業種企業による育成機関の設立」（荒木秀之主席研究員）を挙げた。このほか大学での関連する新学部設立や寄付講座による教育の充実、社員など新卒者以外への教育機会の提供も提唱した。

[アプリで開く](#)

すべての記事が読み放題
有料会員が初回1カ月無料

有料会員に登録する

無料会員に登録する

ログインする

参考4

9日 東京 > 36°C / 26°C > 都知事選 開票結果 > 都議補選 開票結果 > 能登半島地震 > 大リーグ >

ホーム > 地域 > 関西発 > ニュース

関西発のニュース

関西発の連載

2025大阪・関西万博

地域コーナートップ

2 6 年連続「転出超過」、県外進学・就職で奈良の若者流出...企業誘致進め抑制対策へ

2024/02/06 16:00

スクラップ



総務省が1月発表した住民基本台帳に基づく2023年の人口移動報告で、奈良県は外国人含む転出が転入を1319人上回る「転出超過」だった。県外からの転入は2万4515人、転出は2万5834人だった。



[PR]

日本人のみでは、転出の2万4022人が、転入の2万2010人を2012人上回り、1998年から26年連続の転出超過。98年以降の転出は2001年の5145人が最多で、近年はコロナ禍などもあり、21年1696人、22年1712人と縮小していた。

県は、県外に進学、就職する若年層が多いことが、社会減にあたる転出超過の要因と捉え、県内への企業誘致を進めて働く場をつくるなど転出抑制対策を進めている。また、子育て支援を拡充して自然減を抑え、人口維持を図る。

奈良市では、0～14歳の年少人口で、転入が転出を360人上回る「転入超過」となり、超過幅は全国13位。同市は第2子以降の保育料無償化など育児支援に力を入れており、子育て世代からの人気が高まったため、転入が増えたとみられる。65歳以上も229人の転入超過で、同20位だった。

大阪圏（奈良県、大阪府、兵庫県、京都府）全体でみると559人の転出超過で、4府県で転入超過は大阪府だけだった。

→ 関西発の最新ニュースと話題

あわせて読み

利用規約等をご確認ください

最新の利用規約、プライバシーポリシーをご確認ください。続行すると、ここに記載されている更新された規約に同意したことになります。

利用規約 プライバシーポリシー

次へ

なら女性活躍推進倶楽部

新着情報

2023年03月29日
会員企業・事業所が追加されました！

2023年02月13日
会員企業・事業所が追加されました！

2023年01月13日
若手・中堅社員向けセミナーを開催します！

2023年01月06日
会員企業・事業所が追加されました！

2022年11月30日
会員企業・事業所が追加されました！

📄 [次の一覧へ](#)

なら女性活躍推進倶楽部とは

「なら女性活躍推進倶楽部」は、男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりに、県内企業・事業所に会員登録いただき、行政・関係団体等とともに取り組んでいます。

この「なら女性活躍推進倶楽部」を創設するキックオフイベントとして、「女性活躍推進トップフォーラム」が開催されました。

開催の様子はこちら→[「女性活躍推進トップフォーラム」を開催しました](#)

なら女性就職応援ナビ

「なら女性活躍推進倶楽部」では、さらなる会員企業の魅力発信と企業の求人活動の活性化、またそこで働きたい女性の就職マッチング支援を図るため、「なら女性就職応援ナビ」を作成しました。



奈良県での女性活躍推進に係る情報発信をはじめ、倶楽部活動の取組やこれまでに作成した動画やジャーナル、そして会員企業の紹介や求人情報までを一元的に集約・発信します。ぜひご覧ください。

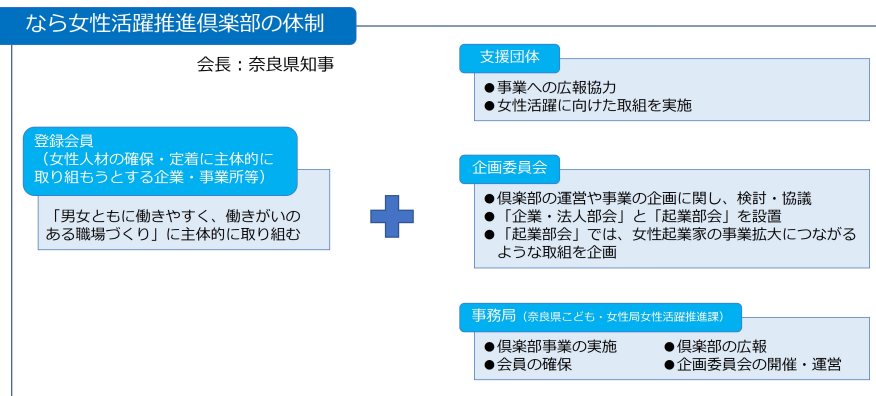
[なら女性就職応援ナビを見る](#) 

奈良県女性活躍推進宣言

平成29年12月19日の「なら女性活躍推進倶楽部」設立に際し、「女性活躍推進トップフォーラム」において、荒井知事（当時）が県内の経済・労働団体等21の支援団体の代表者とともに、女性活躍推進の取り組みを連携して行っていく決意として「奈良県女性活躍推進宣言」を行いました。

 [奈良県女性活躍推進宣言\(pdf 230KB\)](#)

なら女性活躍推進倶楽部の体制



奈良県女性活躍推進宣言

私たちは、女性が様々な組織において個性と能力を最大限に発揮することができ、組織も持続的に成長できるよう、以下の取組を連携して行うことを宣言します。

- 1 女性の就労の希望をかなえ、活躍できるよう、組織や地域における気運醸成や組織トップ自らのリーダーシップによる意識改革に取り組みます。
- 2 積極的に女性人材を発掘することにより、就業機会を拡大するとともに、女性がライフイベントを経てもキャリアを継続できるよう、計画的に育成します。
- 3 組織における女性の活躍を阻害する要因を取り除くとともに、男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができるよう働き方改革を推進します。

平成29年12月19日

なら女性活躍推進倶楽部

会長 奈良県知事

支援団体一同

○[企画委員会について](#)

○[支援団体について](#)

なら女性活躍推進倶楽部ロゴマーク

「働く人それぞれの職場や立場において、女性も男性もその人自身が喜びを持って内側から輝き、活躍できる環境をみんなで共創する」をコンセプトに、倶楽部のロゴマークを作成しました。

1. 基本的な方向性等

行政サービスのユーザーである住民のために「デジタル化によりできること」を実現する

1. 住民起点の「できる化」と「共同化」

- 課題解決志向で、まずは丁寧に、住民のどのような課題を解決したいのかを掘り下げ、解決のためにどう業務のあり方を組み替えるか、その際にデジタルで何ができるのかを検討し、住民の課題解決等に役立つシステムやサービスを導入
- 「開発・所有」から「サービス利用」への移行と共同利用(＝デジタル版奈良モデル)を旨として取り組み、市町村等を支援

2. 民間との連携・協働と組み込み型サービス

- ユーザーエクスペリエンス(住民体験)を飛躍的に向上

3. G X (業務改革) を前提とした D X (デジタルでの変革)

- 業務や事務のあり方をデジタルによる処理を前提に見直し
- クラウド※による対応をすべての業務領域で原則化
※ 従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの

4. デジタルデバイドの解消

- 地理的・身体的・経済的な制約の有無にかかわらず、必要なデジタル・サービスが利用できる環境を最大限確保

5. 15年後のもっと良くなる奈良への飛躍

- 大和平野中央スーパーシティ構想の原動力に

8つのデジタル原則

- ① マイナンバーカードの普及とマイナンバー・法人IDの利活用
- ② 住民目線の仕組み
- ③ モバイル接点
- ④ 情報連携とシステムの共同化
- ⑤ クラウドbyデフォルト
- ⑥ 県・市町村・準公共分野※の協働
- ⑦ 情報セキュリティ・個人情報保護の確保
- ⑧ デジタルデバイスへの対応

※ 病院、福祉施設、学校、金融機関等

3つの分野での「できる化」

① 行政の「できる化」

- ・ 住民ひとり一人に最適にカスタマイズされた行政サービス
- ・ 圧倒的に迅速・確実な支援(キャンペーン、給付金等)
- ・ お手元にダイレクトに届く広報・情報発信
- ・ 文化・観光情報のYoutube等での配信
- ・ デジタルで業務が完結し、大幅に業務が効率化 等

② 家庭の「できる化」

- ・ 「住むと元気になれるまち」の創出
- ・ より安心で効率的な救急搬送の実現
- ・ 位置情報を活用しカスタマイズされた観光・災害避難情報
- ・ 高齢者や子育て家庭が抱える課題の解決 等

③ 経済の「できる化」

- ・ 先進技術の導入支援による事業者の生産性と収益力の向上
- ・ 雇用と収益につながる日本随一のリカレント教育の展開
- ・ 食と農の新しい生産者と消費者の関係構築と賑わい創出
- ・ 県土マネジメント・建設業等の高度化と担い手支援 等

対象期間

令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日(3年間)

※ 必要に応じ、期間中においても適宜改定を実施、以降更新

- 学生確保(資料)-2

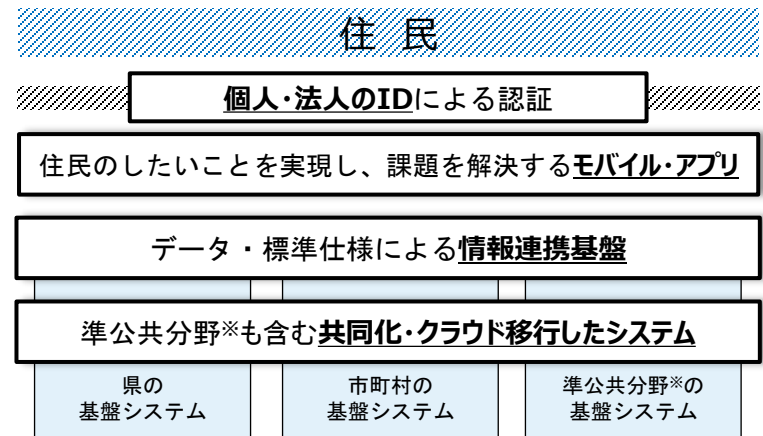
2. テーマと重点プロジェクト等

(1) 当面の主要テーマと重点プロジェクト

- テーマ1** 行政手続・業務の組み直しによる行政サービスの刷新
- 情報連携基盤(奈良スーパーアプリ)による行政サービスの変革
- テーマ2** デジタルを活用した「住むと元気になれるまち」の創出
- 医療・福祉・救急間の医療情報の連携
 - 電子カルテ等の病院システムのクラウド化・共同化
- テーマ3** 子育て家庭や高齢者が抱える課題の解決
- ひとり親家庭の課題解決道しるべの提供
 - 自動運転・MaaS等デジタル技術の活用による地域の高齢者等の移動支援と地域公共交通の持続可能性の確保
- テーマ4** 南部・東部地域の健康増進・生活支援
- 南部・東部地域のデジタル化推進のための地域住民を主体とした実行計画の策定とデジタルデバйд解消のための市町村の取組支援
- テーマ5** デジタルを活用した事業者の経営改善
- テーマ6** 食と農の収益力向上と賑わいづくり
- 奈良の土地のもののBtoCプラットフォーム

- テーマ7** 雇用と生産性向上や収益拡大等につながる日本随一のリカレント教育の展開
- 雇用予定型リカレント教育と経営改善のためのデジタル職業訓練
- テーマ8** 県土マネジメント等のデジタル・トランスフォーメーション

(2) プロジェクトの基本構造(アーキテクチャ)



※ 病院、福祉施設、学校、金融機関等

3. 戦略の推進方針等

(1) 推進体制

- 庁内体制 - 戦略本部で、部局横断的に推進
- デジタル人材の確保とネットワーク形成
 - 内部での育成(基礎的リテラシーとコア人材育成)
 - 外部の民間人材の活用と連携・協働(ネットワーク形成)

(2) 市町村との連携・協働

- 連携・協働とシステム共同化、重点的な支援(デジタル版奈良モデル)

(3) 関連制度やシステム環境の見直し

- 奈良デジタル戦略を推進するための条例等の制度整備
- 組織内外との連携・協働を推進するシステム環境の見直し(β'への移行)

奈良県女性デジタル人材育成プロジェクト

女性活躍・男女共同参画の推進

「奈良県女性デジタル人材育成プロジェクト」第1期生の研修がスタートします！

奈良県は県内女性の自立・活躍と奈良デジタル戦略の推進を図ることを目的に、でじたる女子活躍推進コンソーシアムと令和5年3月17日(金)に「奈良県女性デジタル人材育成プロジェクト推進に関する連携協定」を結び、同コンソーシアムが行うデジタル技術が活用できる女性人材の育成及び就労支援への協力を行っています。

この度、本プロジェクトは、第1期生の34名が決まり、本日より約4ヶ月間のオンライン研修がスタートします。また、6月17日(土)には、受講生が一堂に会する集合研修も開催されますのでお知らせします。

(1) 募集期間 令和5年3月17日(金)～令和5年5月17日(水)

(2) 応募数 79名 [定員32名程度]

(3) 選考結果 34名

(4) 研修期間 令和5年6月12日(月)～令和5年10月11日(水)

(5) 集合研修

○日時 第1回：令和5年6月17日(土) 13時～17時30分

第2回：令和5年7月1日(土) 13時～17時30分

○場所 奈良県立大学 地域交流棟 中研修室

※取材については事前の申込を要します。また、受講生のインタビュー及び研修（冒頭部分のみ）の取材が可能です。



奈良県女性デジタル人材育成プロジェクトの概要

【実施主体】

でじたる女子活躍推進コンソーシアム

代表者：月田 有香（株式会社MAIA 代表取締役）

構成団体：(株)MAIA、SAPジャパン(株)、(一社)グラミン日本

【実施内容】

<人材育成> 県内女性を対象に、オンライン研修等を通じたデジタル技術のリスキリング（約4ヶ月）

<就労支援> 研修を修了し認定試験に合格した女性に対し、連携企業等の就職先を紹介し、(株)MAIAの伴走支援の下、複数人のチームで従事（ワークシェアリング型OJT）

<育成目標> 令和5年度～7年度（3年間）で180名の育成

URL：<https://digital-women.maia.co.jp/nara/> 

奈良県女性デジタル人材育成プロジェクトに関する問合せ

でじたる女子活躍推進コンソーシアム運営事務局

(東京都港区六本木1-4-5 株式会社MAIA内)

電話番号：050-1745-9639



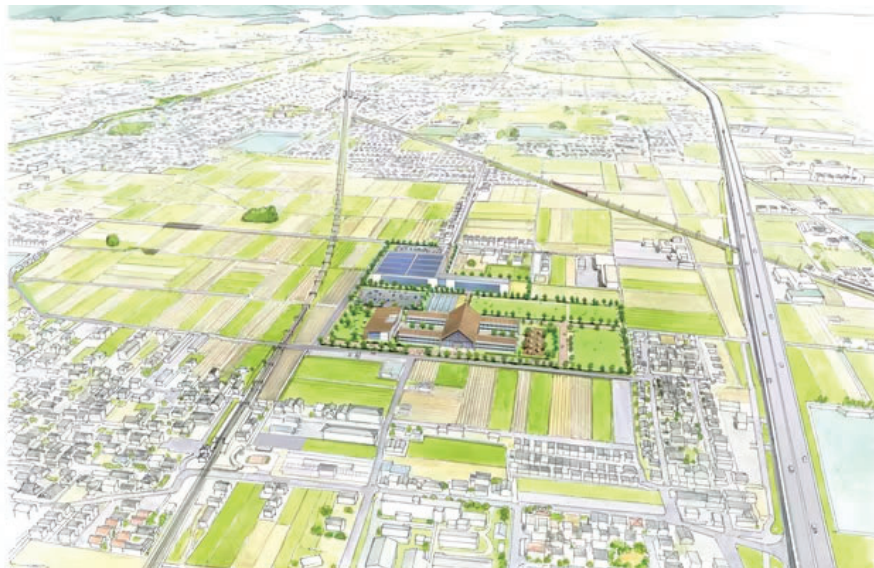
奈良県、若き起業家育成へ学生寮を整備 田園都市見直し

奈良

フォローする

2024年2月9日 20:21

保存



「ヤング・イノベーション・レジデンス（仮称）」のイメージ図

奈良県の山下真知事は9日、県立工科大学などを整備する「大和平野中央田園都市構想」の計画を撤回したこととともない、三宅町で取得済みの用地（約8ヘクタール）の新たな活用策を発表した。県内の大学などに通う学生や留学生向けの寮を整備し、企業との交流を促す。起業を目指す若者の育成などにつなげる。

同日、山下知事と三宅町の森田浩司町長が共同記者会見を開いた。学生寮は「ヤング・イノベーション・レジデンス（仮称）」で、大学生、高専生、高校生らのほか、留学生や一部社会人も受け入れる。入居者数は100人規模を想定している。開設時期や投資額は未定だが、2024年度予算案に関連経費を計上する。

寮の施設内には、学生と企業の交流スペースを設けるほか、スタートアップの活動拠点なども呼び込むことで、学生らが日常的に企業と接点を持てるようにする。三宅町はすでに町としてスタートアップの育成プログラムに取り組んでおり、県と方向性が一致した。

今回の三宅町の計画案決定で、田園都市構想の対象地域だった磯城郡3町すべてで見直し計画が出そろった。田原本町では、老朽化した橿原市にある県の運転免許センターを移転・整備する。川西町では、スポーツチームの関連拠点と、子どもが楽しめる機能を併設した企業を誘致する。

田園都市構想で、三宅町の用地は県立工科大学の整備を予定し、整備費用は約320億円を見込んでいた。山下知事は23年5月の就任後に、同構想の見直しを表明していた。

有料会員限定

キーワード登録であなたの

重要なニュースを ハイライト



日経電子版 紙面ビューアー

[詳しく見る](#)



なら産地学官連携プラットフォーム

文字サイズ 標準 拡大

キーワードを入力してください 🔍

トップページ

目的・ビジョン

組織

タスクフォース

入会のご案内

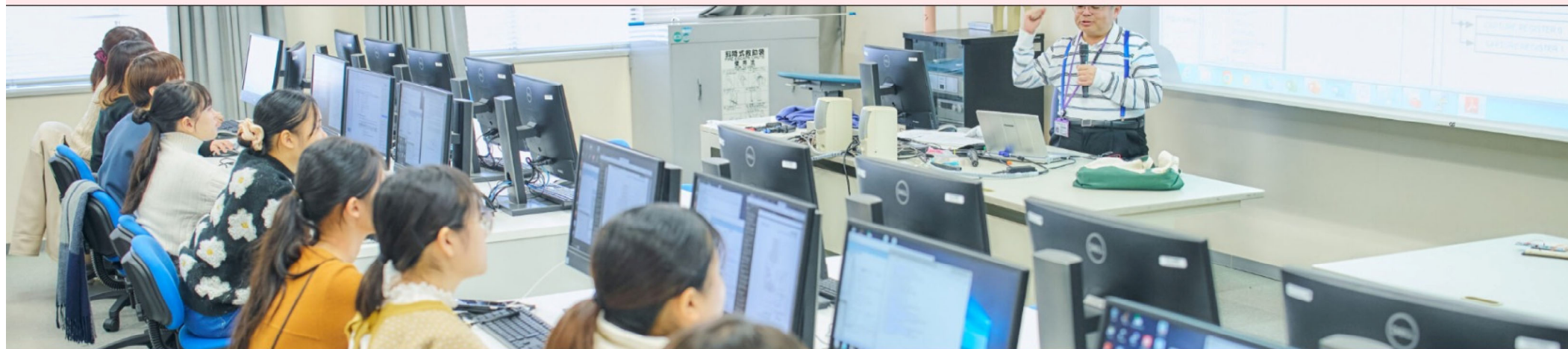
お問い合わせ



「なら産地学官連携プラットフォーム」は、
奈良県内の産業界、地域・住民、高等教育機関、地方公共団体等が連携・協働し、
新たな価値を生み出す基盤の構築と可能性を広げるとともに、
各機関・団体の特色を活かした共創・イノベーションを推進して、
新産業の創出や地域課題の解決・活性化に取り組み、地域力・産業競争力の一層の強化を図ることにより、
奈良の魅力度を高め、奈良への学生・若者の定着や人材・投資の流入等を促進することを目的としています。

(2023年11月16日に発足)





Faculty of Human Life and Environment

生活環境学部・大学院

生活情報通信科学コース

奈良女子大学
Nara Women's University
[ホーム](#)
[よく頂く質問](#)
[お役立ちリンク](#)
[写真集](#)
[奈良女子大学](#)

西日本ではただひとつ、日本で2つしかない国立の女子大「奈良女子大学」。

その中で、ひとときわ注目されているのが「生活情報通信科学コース」です。

このコースの最大の特徴は、生活者目線に立った高度情報専門人材のためのITの知識や技術をバランス良く学べること。

ITエンジニアに欠かせない「プログラミング」も、企業で最もよく使われる「Java」、最近流行りの「AI」や「データサイエンス」でよく使われる「Python」、OSや組み込み機器で使われる「C言語」など、幅広く学ぶことができます。

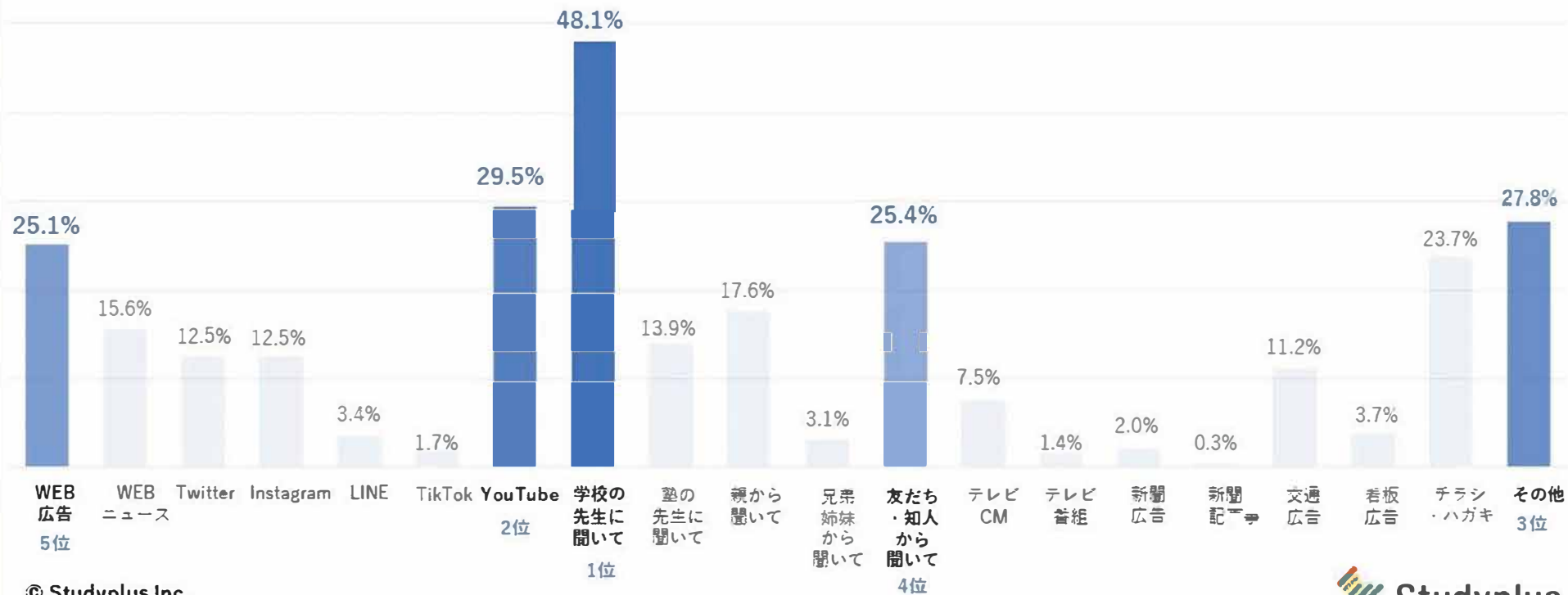


Q 高校生になってから、大学を知るきっかけになったもの上位3つを教えてください。

参考11

※1～3位までに選択された割合

「Studyplus」ユーザーへのアンケートより（2022年7月20日～25日実施 / n=300）



教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	タカダ マサシ 高田 将志 ＜令和6年4月1日＞	65	理学修士	1,360	奈良女子大学長 (令和6年4月1日)

○収容定員の充足状況

学部等名	入学定員	収容定員	学生数 (令和5年5月1日現)	収容定員充足率	備考
文学部 (合計)	166	632	689 《671》	1.09 《1.06》	
人文社会学科	60	240	290.4 《280.4》	1.21 《1.17》	2年次より学科分属 1年次は入学定員により按分 人文社会学科66.4 言語文化学科55.3 人間科学科44.3 計150名
言語文化学科	50	200	175.3 《173.3》	0.88 《0.87》	
人間科学科	40	160	199.3 《195.3》	1.25 《1.22》	
3年次編入学	16	32	24 《22》	0.75 《0.69》	
理学部 (合計)	145	590	623 《619》	1.06 《1.05》	
数物科学科	57	240	252 《250》	1.05 《1.04》	令和4年4月入学定員変更 変更前:63人 変更後:57人
化学生物環境学科	78	330	354 《352》	1.07 《1.07》	令和4年4月入学定員変更 変更前:87人 変更後:78人
3年次編入学	10	20	17	0.85	
生活環境学部 (合計)	159	538	566 《563》	1.05 《1.05》	
食物栄養学科	35	140	153 《152》	1.09 《1.09》	
心身健康学科	35	150	169 《168》	1.13 《1.12》	令和4年4月入学定員変更 変更前:40人 変更後:35人
情報衣環境学科		70	70		令和4年4月より 学生募集停止
住環境学科	30	130	145 《144》	1.12 《1.11》	令和4年4月入学定員変更 変更前:35人 変更後:30人
生活文化学科		60	64 《62》		令和4年4月より 学生募集停止
文化情報学科	45	90	99	1.10	令和4年4月設置
3年次編入学	14	28	15	0.54	
工学部 (全体)	45	90	96	1.07	令和4年4月設置
工学科	45	90	96	1.07	令和4年4月設置

(注)《》は修業年限を超えて在籍する期間が2年以内の学生を控除した場合の充足率

○授業計画書の作成・公表に係る取組の概要及び公表方法

授業科目、授業の方法及び内容、年間(期別)の授業の計画、成績評価の方法及び基準を明記したシラバスを作成し、ウェブにて公表している

<https://camiweb.nara-wu.ac.jp/campusweb/slbsskgr.do>

○GPA等の客観的な指標の設定や運用に係る取組の概要及び公表方法

「奈良女子大学GPA制度に関する実施要項」を定め、規程集に掲載、ウェブにて公表している。

<https://education.joureikun.jp/naraniher/act/frame/frame110010184.htm>

また、「全学教育ガイド」にて詳細を説明している。

○大学が主体的に実施する成績不振の学生への個別指導に係る取組の概要

「(GPAを含む)学生の成績指標を踏まえた個別指導のための全学的指針」を定め、各学期はじめに、「直前の学期」および「累計」の「修得単位数」および「GPA値」に応じて「成績不振の学生」「通常の成績の学生」「優秀な成績の学生」に学生を区分したリストを学務課が作成し、教員の履修指導に活用している。「成績不振の学生」については、リストを作成し、各学科長等および学生支援室に提供し、各セッションでの総合的な学生指導の参考としている。